臨時軍事費特別會計歲入歲出表

科目	金額
歲入	
第一回帝國議會協賛額	四、〇〇〇、〇〇〇
歲入合計	四、〇〇〇、〇〇〇
歲出	
陸軍費	三、〇〇〇、〇〇〇
海軍費	一、〇〇〇、〇〇〇
歲出合計	四、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額	科目	金額
運輸收入	五一四、六八〇、〇〇〇円	事業費	一、一〇〇、〇〇〇円
雜收入	六、〇四〇、五三七	利子及債務取扱諸費	二七五、七七五、六〇五円
假收入及立替金受入	九七、一三三、〇〇〇	諸拂戻及立替金	六七、九三一、九三三
歳出	四四三、三八〇、五三七	機密費	九九、六三三、〇〇〇
鐵道作業費	四四三、三八〇、五三七	補助費	三〇、〇〇〇、〇〇〇
		地方鐵道補助費	四、一〇〇、〇〇〇
		豫備金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
		豫備費	四〇、〇〇〇
		歳出合計	四、一〇〇、〇〇〇

新規繼續費表

事項	總額	大正十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	自同十八年度至同十九年度
朝鮮總督府						
治水事業費	九、三〇〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	四、八〇〇、〇〇〇円
臺灣總督府						
臺北第二師範學校新營費	七〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	〇	〇	〇
簡易國勢調査費	一、二五二、七一〇	二一四、七六三	五〇、九五八	〇	〇	〇
關東廳						
臨時戸口調査費	一〇一、三〇一	五四、五九九	四六、七〇三	〇	〇	〇
帝國大學						
地震研究所創設費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇	二〇〇、〇〇〇	〇	〇
東京帝國大學醫院看護婦寄宿舍新營費	二六〇、〇一〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	〇	〇	〇
合計	二一、二四七、〇一一	一、五四九、五六一	一、九九七、六六〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇

第二款　追加豫算

大正十四年度各特別會計歳入歳出豫算に對する追加豫算案は、第五十回帝國議會に於て二件、第五十一回帝國議會に於て一件提出せられたり。今右追加豫算案の內容及び其の審議の經過を述ぶれば左の如し。

第一　第五十回帝國議會提出追加豫算

（一）特第一號追加豫算案に掲上する所の特別會計は〔大藏省所管〕國債整理基金・國有財産整理資金・朝鮮總督府・臺灣總督府・關東廳・樺太廳・南洋廳〔文部省所管〕帝國大學・官立大學・學校及圖書館の十部局にして、右追加豫算案は大正十四年三月十三日衆議院に提出せられたり。

（二）特第二號追加豫算案は、大藏省所管賠償金特別會計に於て、大正三年臨時事件の結果損害を蒙りたる帝國臣民に對する救恤交付金を計上したるものにして、右は大正十四年三月十五日衆議院に提出せられたり。

右特第一號及特第二號追加豫算案は同年度一般會計追加豫算案と共に一括審議せられ、衆議院に於ては三月十八日、貴族院に於ては三月二十四日、何れも異議なく原案の通可決せられしを以て、裁可を經て特第一號追加豫算は三月二十八日、特第二號追加豫算は同月三十日公布せられたり。今之を一括表揭すれば左の如し。

大正十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加表（一）

科目	金額
大藏省所管	
歳入	
國債整理基金	
歳入	
一般會計ヨリ受入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
一般會計ヘ繰入	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
一般會計ヨリ繰入	三、〇〇〇
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
國債整理基金特別會計ヨリ受入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
國債整理基金特別會計ヨリ受入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
國債整理基金特別會計ヨリ受入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
國債整理基金特別會計ヨリ受入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
歳入	
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
歳入	
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
歳入	
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
歳入	
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
歳入	
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
國債整理基金特別會計繰入	三、〇〇〇
歳入	
前年度剰餘金繰入	三、〇〇〇
歳出	
國債整理基金支出	
國債整理基金支出	三、〇〇〇

科目	金額
臨時政府支出金受入	一〇、四〇七、〇七〇
歳出ノ部	
臨時部	
退職特別賜金	七三
退職特別賜金	七三
歳出合計	四、六〇〇

科目	金額
臨時部合計	一〇、〇〇一、〇〇〇円
歳出ノ部	
東京帝國大學	一、一七九
帰朝外國人旅費臨時加給	六六
退職特別賜金	二、七八〇
京都帝國大學	三、六五二
東北帝國大學	三、六五二
退職特別賜金	三、六五二
九州帝國大學	三、六五二
退職特別賜金	三、六五二
北海道帝國大學	三、四三七
退職特別賜金	三、四三七
帰朝外國人旅費臨時加給	一〇一
退職特別賜金	三、四三七
臨時部合計	一〇、〇〇一、〇〇〇
歳出ノ部	
帝國大學	
歳入	
臨時部	

科目	金額
臨時政府支出金受入	一〇、四〇七、〇七〇円
歳入ノ部	
臨時部	
歳出	
臨時部	
繰入	一〇、〇〇〇
繰入	一〇、〇〇〇
繰越金	一〇、〇〇〇
災害救助費	一〇〇、〇〇〇
病院建築費	一〇〇、〇〇〇
病院建築費	一〇〇、〇〇〇
災害救助費	一〇〇、〇〇〇
臨時部合計	一、三〇〇、〇〇〇
歳入ノ部	
繰入	一〇、〇〇〇
繰越金	一〇、〇〇〇
補助費	一〇、〇〇〇
岡山県吉備山村水道敷設費補助	一〇、〇〇〇
帰朝外國人旅費臨時加給	三三
帰朝外國人旅費臨時加給	三三
退職特別賜金	二、六三一
退職特別賜金	二、六三一
臨時部合計	一〇、〇七〇、〇七〇
歳出ノ部	
臨時政府支出金受入	一〇、〇七〇、〇七〇
歳出ノ部	
臨時部	
歳入	
臨時政府支出金受入	一〇、〇七〇、〇七〇
帰朝外國人旅費臨時加給	一、六三一
退職特別賜金	二、六三一
臨時部合計	一〇、〇七〇、〇七〇

新規繼續費表

事項	總額	大正十四年度	同十五年度
帝國大學 水產講習科大學附屬傳染病院建築費	五〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円

第二　第五十一回帝國議會提出追加豫算

本議會提出の特第一號追加豫算案に掲上する所の特別會計は〔大藏省所管〕朝鮮總督府・臺灣總督府・關東廳〔文部省所管〕帝國大學の四部局にして、右は大正十四年度一般會計追加豫算案と共に大正十五年三月三日衆議院に提出せられしが、衆議院に於ては同月九日、貴族院に於ては同月十八日、何れも異議なく原案の通之を可決せしを以て、右追加豫算は裁可を經て同月二十日左記の如く公布せられたり。

大正十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加表（二）

科目	歳入				歳出			
	大蔵省所管				朝鮮総督府所管			
	歳入	歳出	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入	歳出	歳入	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入
	歳入合計	臨時部合計	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
金額	三九、三七五、三四〇	三九、三七五、三四〇	一九、三七五、三四〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円

科目	歳入				歳出			
	逓信省所管				鉄道省所管			
	歳入	歳出	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入	歳出	歳入	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入
	歳入合計	臨時部合計	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
金額	三五、一七五、三四〇	三五、一七五、三四〇	一五、一七五、三四〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円

科目	歳入				歳出			
	内閣所管				文部省所管			
	歳入	歳出	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入	歳出	歳入	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入
	歳入合計	臨時部合計	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
金額	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇

科目	歳入				歳出			
	司法省所管				帝国大学			
	歳入	歳出	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入	歳出	歳入	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入
	歳入合計	臨時部合計	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
金額	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇

科目	歳入				歳出			
	農商務省所管				帝国大学			
	歳入	歳出	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入	歳出	歳入	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入
	歳入合計	臨時部合計	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
金額	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇

科目	歳入				歳出			
	逓信省所管				鉄道省所管			
	歳入	歳出	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入	歳出	歳入	前年度剰余金繰入	前年度剰余金繰入
	歳入合計	臨時部合計	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
金額	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇

（二）大藏省所管朝鮮總督府特別會計第一豫備金の豫算額は百二十五萬圓にして、豫算全額を各費途に補充したり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、傳染病豫防に關する經費・囚人及刑事被告人押送及留置諸費・諸拂戻金・裁判及登記諸費・刑務所收容費・家畜傳染病豫防費・遞信事業用證票類製造費・度量衡事業費・公立學校職員退職者給與金補助等なり。又第二豫備金の豫算額は百十五萬圓にして、豫算外に生じたる水害復舊及應急費等に豫算全額を支出せり。

（三）大藏省所管臺灣總督府特別會計第一豫備金の豫算額は三十萬圓にして、之を以て各費途に補充したる金額は二十三萬四千八百七十一圓三十錢なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば依賴試驗用諸費・裁判費・刑務所收容費・血清及豫防液類製造配送費・度量衡事業費・醫院患者費等なり。又第二豫備金の豫算額は百七十萬圓にして、之を以て豫算外に生じたる必要の費途に支出したる金額は百五十五萬七千二百七十二圓なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、秩父宮殿下奉迎諸費及風水害復舊費等なり。

（四）大藏省所管關東廳特別會計第一豫備金の豫算額は十五萬圓にして、之を以て傳染病豫防費・裁判費・在監人費等に補充したる金額は四萬千七百五十二圓なり。又第二豫備金の豫算額は十五萬圓にして、之を以て豫算外に生じたる臨時警備費に充用したる金額は八萬七千二百十圓なり。

（五）大藏省所管樺太廳特別會計第一豫備金の豫算額は六萬圓にして、豫算全額を國有林被害諸費及醫院患者費に補充せり。又第二豫備金の豫算額は十二萬圓にして、豫算全額を皇太子殿下樺太行啓諸費に充用せり。

（六）大藏省所管南洋廳特別會計第一豫備金の豫算額は二萬圓にして、之を以て害蟲驅除豫防費・恩賜及救助費に充用したる金額は七千二百八十五圓なり。

（七）遞信省所管簡易生命保險特別會計第一豫備金の豫算額は百十萬圓にして、之を以て諸拂戻金及死亡賜金に補充したる金額は二萬四千圓なり。

今各特別會計に於ける豫備金の豫算額及支出額を表示すれば左の如し（圓位以下切捨）。

部局名	第一豫備金		第二豫備金又は豫備費		計	
	豫算額	支出額	豫算額	支出額	豫算額	支出額
	円	円	円	円	円	円
對支文化事業	五、〇〇〇	〇	〇	〇	五、〇〇〇	〇
造幣局	一、三五〇	〇	〇	〇	一、三五〇	〇
印刷局	三〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三〇、〇〇〇	〇
專賣局	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
大藏省預金部	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	〇
賠償金	三、〇〇〇	〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇
朝鮮總督府	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
臺灣總督府	三〇〇、〇〇〇	二三四、八七一	二、〇〇〇、〇〇〇	一、七九三、一四三	二、三〇〇、〇〇〇	二、〇二八、〇一四
關東廳	一五〇、〇〇〇	四二、七五三	三〇〇、〇〇〇	二八、九五三	四五〇、〇〇〇	七一、七〇六
樺太廳	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
南洋廳	三〇、〇〇〇	七、六五五	四〇、〇〇〇	七、六五五	七〇、〇〇〇	一五、三一〇
陸軍造兵廠	四五、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇	〇	六五、〇〇〇	〇
千住製絨所	三、〇〇〇	〇	一、五三〇、〇〇〇	〇	一、五三三、〇〇〇	〇

部局名	第一豫備金		第二豫備金又は豫備費		計	
	豫算額	支出額	豫算額	支出額	豫算額	支出額
海軍火藥廠	一〇、〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	一〇、〇〇〇円	〇円
海軍燃料廠	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	〇
米穀需給調節	五、〇〇〇	〇	〇	〇	五、〇〇〇	〇
製鐵所	四〇、〇〇〇	〇	〇	〇	四〇、〇〇〇	〇
簡易生命保險	一、一〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	〇	〇	一、一〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇
帝國鐵道	〇	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇

大正十四年度各特別會計に於て、豫備金以外に豫算外又は豫算超過支出を爲せるものは左の如し。

(一)大藏省所管專賣局特別會計に於て、第一豫備金拂切となりたるに付き、豫備金外に於て、其の歲入金を以て豫算超過支出を爲したる金額は三百九十三萬三千二百三圓なり。之れ製鹽及製腦數量の激增したる爲め、專賣品賠償及購買費の豫算に不足を生じたるに依る。

(二)大藏省所管朝鮮總督府特別會計に於て、第二豫備金拂切となりたるに付き、豫備金外に於て其の歲計剩餘金を以て豫算外支出を爲したる金額は五十五萬七千百九十六圓なり。之れ水害復舊に關する經費の支出を要したるに依る。

(三)大藏省所管樺太廳特別會計に於て、第二豫備金拂切となりたるに付き、豫備金外に於て其の歲入金を以て豫算外支出を爲したる金額は三十萬圓なり。之れ皇太子殿下樺太行啓諸費の支出を要したるに依る。

以上大正十四年度各特別會計豫備金及豫備金外支出の件に關しては、政府は之が事後承諾を求むる爲め曩に第五十一・五十二及五十五回帝國議會に之が總調書を提出したるも、審議未了に終りたるを以て、更に昭和四年一月二十二日第五十六回帝國議會に之を提出したり。貴衆兩院に於ては何れも之を特別委員に付託して審議を遂げたる上、衆議院は二月十六日、貴族院は三月二日、何れも全部承諾を與ふべきものと決定したり。

第四款　決　算

大正十四年度各特別會計歲入歲出決算に揭上する所の特別會計は〔外務省所管〕對支文化事業〔大藏省所管〕造幣局・印刷局・專賣局・大藏省預金部・教育基金・國債整理基金・公債金・賠償金・國有財產整理資金・教育改善及農村振興基金・朝鮮總督府・朝鮮鐵道用品資金・臺灣總督府・臺灣官設鐵道用品資金・關東廳・樺太廳・南洋廳〔陸軍省所管〕陸軍造兵廠・千住製絨所〔海軍省所管〕海軍工廠資金・海軍火藥廠・海軍燃料廠〔文部省所管〕帝國大學・官立大學・學校及圖書館〔農林省所管〕米穀需給調節〔商工省所管〕製鐵所〔遞信省所管〕簡易生命保險〔鐵道省所管〕帝國鐵道の三十部局にして、今其の決算額豫算額對照表（圓位以下切捨）。

大正十四年度各特別會計歲入歲出決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
外務省所管			
對支文化事業			
歲入			
支那償還金收入	三、九八三、一三五円	三、七九九、六三〇円	一七三、五〇五円
運用利殖金收入	一三六、六七九	一三三、九一七	二、六三
雜收入	一、六四七	〇	一、六四七

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
前年度繰越金	三〇、七四四円	三〇、七四四円	
歳入合計	一、一〇、七四四	一、一〇、七四四	
歳出之部			
歳出合計	一、一〇、七四四	一、一〇、七四四	
差引			
翌年度繰越金	三〇、七四四	三〇、七四四	

第四節　計（下）

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
前年度繰越金	三〇、七四四円	三〇、七四四円	
歳入合計	一、一〇、七四四	一、一〇、七四四	
歳出之部			
歳出合計	一、一〇、七四四	一、一〇、七四四	
差引			
翌年度繰越金	三〇、七四四	三〇、七四四	

第五節　特別会計歳入歳出決算表

大蔵省所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
大蔵省預金部支払金	六、三三、三三三	六、三三、三三三	
歳入合計	六、三三、三三三	六、三三、三三三	
歳出之部			
歳出合計	六、三三、三三三	六、三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	六、三三、三三三	六、三三、三三三	

造幣局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
造幣局作業収入	六、三〇〇、〇〇〇円	六、三〇〇、〇〇〇円	
歳入合計	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	
歳出之部			
造幣局作業費	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	
歳出合計	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	
差引			
翌年度繰越金	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	

印刷局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
印刷局作業収入	七、六〇〇、〇〇〇円	八、三〇〇、〇〇〇円	△七〇〇、〇〇〇円
歳入合計	七、六〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	△七〇〇、〇〇〇
歳出之部			
印刷局作業費	七、六〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	△七〇〇、〇〇〇
歳出合計	七、六〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	△七〇〇、〇〇〇
差引			
翌年度繰越金	七、六〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	△七〇〇、〇〇〇

専売局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
専売局作業収入	三〇、三三三、三三三円	三〇、三三三、三三三円	
歳入合計	三〇、三三三、三三三	三〇、三三三、三三三	
歳出之部			
専売局作業費	三〇、三三三、三三三	三〇、三三三、三三三	
歳出合計	三〇、三三三、三三三	三〇、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三〇、三三三、三三三	三〇、三三三、三三三	

大蔵省所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
大蔵省預金部預入金利子	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	
歳入合計	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	
歳出之部			
歳出合計	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	

造幣局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
造幣局作業収入	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	
歳入合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出之部			
造幣局作業費	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	

印刷局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
印刷局作業収入	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	
歳入合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出之部			
印刷局作業費	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	

専売局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
専売局作業収入	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	
歳入合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出之部			
専売局作業費	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	

第五節　歳入歳出決算表

大蔵省所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
大蔵省預金部預入金利子	一、三三三、三三三円	一、三三三、三三三円	
歳入合計	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	
歳出之部			
歳出合計	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	

造幣局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
造幣局作業収入	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	
歳入合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出之部			
造幣局作業費	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	

印刷局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
印刷局作業収入	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	
歳入合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出之部			
印刷局作業費	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	

専売局所管

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入之部			
専売局作業収入	三、三三三、三三三円	三、三三三、三三三円	
歳入合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出之部			
専売局作業費	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
歳出合計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	
差引			
翌年度繰越金	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	説明
歳入				
官業及財産収入	一〇、三四七、〇〇〇円	△七、〇〇〇円	一〇、三五四、〇〇〇円	
官有財産売払代	一、三四七、〇〇〇	△一、〇〇〇	一、三四八、〇〇〇	
官有物売払代	一〇、三四〇、〇〇〇	△六、〇〇〇	一〇、三四六、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
歳入合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出				
臨時部				
臨時部合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付代	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳入歳出差引	〇		〇	

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	説明
歳入				
官業及財産収入	一〇、三四七、〇〇〇円	△七、〇〇〇円	一〇、三五四、〇〇〇円	
官有財産売払代	一、三四七、〇〇〇	△一、〇〇〇	一、三四八、〇〇〇	
官有物売払代	一〇、三四〇、〇〇〇	△六、〇〇〇	一〇、三四六、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
歳入合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出				
臨時部				
臨時部合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付代	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳入歳出差引	〇		〇	

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	説明
歳入				
官業及財産収入	一〇、三四七、〇〇〇円	△七、〇〇〇円	一〇、三五四、〇〇〇円	
官有財産売払代	一、三四七、〇〇〇	△一、〇〇〇	一、三四八、〇〇〇	
官有物売払代	一〇、三四〇、〇〇〇	△六、〇〇〇	一〇、三四六、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
歳入合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出				
臨時部				
臨時部合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付代	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳入歳出差引	〇		〇	

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	説明
歳入				
官業及財産収入	一〇、三四七、〇〇〇円	△七、〇〇〇円	一〇、三五四、〇〇〇円	
官有財産売払代	一、三四七、〇〇〇	△一、〇〇〇	一、三四八、〇〇〇	
官有物売払代	一〇、三四〇、〇〇〇	△六、〇〇〇	一〇、三四六、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
歳入合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出				
臨時部				
臨時部合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付代	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳入歳出差引	〇		〇	

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	説明
歳入				
官業及財産収入	一〇、三四七、〇〇〇円	△七、〇〇〇円	一〇、三五四、〇〇〇円	
官有財産売払代	一、三四七、〇〇〇	△一、〇〇〇	一、三四八、〇〇〇	
官有物売払代	一〇、三四〇、〇〇〇	△六、〇〇〇	一〇、三四六、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
歳入合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出				
臨時部				
臨時部合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付代	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳入歳出差引	〇		〇	

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	説明
歳入				
官業及財産収入	一〇、三四七、〇〇〇円	△七、〇〇〇円	一〇、三五四、〇〇〇円	
官有財産売払代	一、三四七、〇〇〇	△一、〇〇〇	一、三四八、〇〇〇	
官有物売払代	一〇、三四〇、〇〇〇	△六、〇〇〇	一〇、三四六、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑収入	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	二、〇〇〇	
歳入合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出				
臨時部				
臨時部合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
官有物下付代	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳出合計	一〇、三四八、〇〇〇	△八、〇〇〇	一〇、三五六、〇〇〇	
歳入歳出差引	〇		〇	

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
歳入			
租税	三、五三七、六七七円	三、四七〇、〇〇〇円	六七、六七七円
官業及官有財産収入	五、三七七、三七七	五、四〇〇、〇〇〇	△二二、六二三
雑収入	四、三四三、三四三	四、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
前年度剰余金繰入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官有物払下代	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
臨時部			
官有物払下代	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
前年度剰余金繰入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部			
歳入			
国債収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
道用品収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
道用品費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
国債費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入			
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
前年度剰余金繰入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官有物払下代	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
臨時部			
官有物払下代	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
前年度剰余金繰入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部			
歳入			
国債収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
道用品収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
道用品費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
国債費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
歳入			
補助金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇
前年度剰余金繰入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
臨時部			
補助金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇
前年度剰余金繰入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入			
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部			
歳入			
国債収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
道用品収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
道用品費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
国債費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
歳入			
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部			
歳入			
国債収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
道用品収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
道用品費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
国債費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
歳入			
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部			
歳入			
国債収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
道用品収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
道用品費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
国債費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
歳入			
雑収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
官業及官有財産収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
印紙収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
租税	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部			
歳入			
国債収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
道用品収入	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳入合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出			
道用品費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
国債費	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
歳出合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
臨時部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七
経常部合計	三、三四三、三四三	三、四〇〇、〇〇〇	△五六、六五七

科目	決算額	増減	比較増減(△)
臨時部合計	一、八六五、三四五	一、一四一、三四五	一、一四一、三四五
臨時国庫補助金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時道府県補助金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時戸口調査費	一、三四五	一、三四五	一、三四五
臨時国勢調査費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時教育費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時支那語学校費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時土地調査委員会費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
諸収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有財産収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有林野収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有地収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有物払下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
収入合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
前年度繰越金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時補充金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時建築費補充金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時道路改良費補充金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時港湾費補充金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳入合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳出			
臨時部			
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有物払下費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有林野収入費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時建築費補充金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時補充金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時道路改良費補充金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時港湾費補充金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳出合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳入歳出差引	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
翌年度繰越金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
差引残額	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

科目	決算額	増減	比較増減(△)
歳入			
臨時部			
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有物払下代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有林野収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳入合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳出			
臨時部			
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有物払下費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
官有林野収入費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時建築費補充金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時補充金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時道路改良費補充金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時港湾費補充金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨時部合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳出合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歳入歳出差引	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
翌年度繰越金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
差引残額	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

歳入	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳入合計
歳入合計	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入合計	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
歳出合計	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
歳出	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
文書所蔵帝国大学歳入	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
歳出合計	八五三、七七七	九三、八七七	一、〇五七、五三三	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	一、三五九、九三三	四五、〇〇〇	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三													

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

歳計（下）

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

特別会計

帝国大学歳入

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

歳入歳出

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

帝国大学歳入

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

歳入歳出

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

科目	歳出合計	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	総帝部合計	東京帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	九州帝国大学	北海道帝国大学	臨時部合計	歳出合計
決算額	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
歳入歳出	三、四五九、九三三	一、三五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	二、〇九九、〇〇〇	一、〇五七、五三三	九三、八七七	八五三、七七七	二九、一〇七	三五、六七七	一、二五九、九三三	三、四五九、九三三
比較増減（△）	△一、〇〇九、三三三																							

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
北海道帝國大學	一、六六六、四五四円	一、六〇〇、〇〇〇円	△六六、四五四円
東京帝國大學	一、〇八三、〇〇〇	一、〇八三、〇〇〇	
京都帝國大學	七四〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	
東北帝國大學	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
九州帝國大學	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
北海道帝國大學	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
合計	五、一九九、四五四	五、一三三、〇〇〇	△六六、四五四
學校及圖書館豫算額	一、六六六、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六六、四五四
圖書館豫算額	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△一、〇〇〇
學校及圖書館豫算額合計	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
學校及圖書館豫算額收入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
學校及圖書館豫算額收入合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
學校及圖書館豫算額收入差引	一、六六七、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六七、四五四
學校及圖書館豫算額支出	一、六六六、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六六、四五四
圖書館豫算額支出	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△一、〇〇〇
學校及圖書館豫算額支出合計	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
學校及圖書館豫算額收支差引	△一〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇	
臨時部豫算額	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
臨時部豫算額收入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
臨時部豫算額收入合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
臨時部豫算額收入差引	△一、六六七、四五四	△一、六〇〇、〇〇〇	△六七、四五四
臨時部豫算額支出	一、六六六、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六六、四五四
臨時部豫算額支出合計	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
臨時部豫算額收支差引	△一、六七七、四五四	△一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
官立大學	一〇、六〇一、一一〇円	一〇、六〇一、一一〇円	
學校及圖書館豫算額	一、六六六、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六六、四五四
圖書館豫算額	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△一、〇〇〇
學校及圖書館豫算額收入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
學校及圖書館豫算額收入合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
學校及圖書館豫算額收入差引	△一、六五六、四五四	△一、五九〇、〇〇〇	△六六、四五四
學校及圖書館豫算額支出	一、六六六、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六六、四五四
圖書館豫算額支出	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△一、〇〇〇
學校及圖書館豫算額支出合計	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
學校及圖書館豫算額收支差引	△一〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇	
臨時部豫算額	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
臨時部豫算額收入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
臨時部豫算額收入合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
臨時部豫算額收入差引	△一、六六七、四五四	△一、六〇〇、〇〇〇	△六七、四五四
臨時部豫算額支出	一、六六六、四五四	一、六〇〇、〇〇〇	△六六、四五四
臨時部豫算額支出合計	一、六七七、四五四	一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四
臨時部豫算額收支差引	△一、六七七、四五四	△一、六一〇、〇〇〇	△六七、四五四

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
商工省所管			
製鐵所			
歳入			
製鐵所作業收入	七五、〇七五、九三三	七八、一九、五一〇	△三、〇四五、五八八
歳出			
製鐵所作業費	六九、四五八、三四四	八三、三五、六三八	△一三、七九三、二四四
豫備金	〇	三〇、〇〇〇	△三〇、〇〇〇
歳出合計	六九、四五八、三四四	八三、二八、六三八	△一三、八二三、二四四
遞信省所管			
簡易生命保險			
歳入			
簡易生命保險收入	六六、三七、七六〇	五六、九三、一二五	九、三〇四、六四五
歳出			
簡易生命保險費	一九、九三一、一四三	三一、四〇〇、三〇二一	△一、四六九、一五九
營繕費	六二、三一九	六五八、二四〇	△五九五、九二一
豫備金	〇	一、一〇〇、〇〇〇	△一、一〇〇、〇〇〇
歳出合計	一九、九九三、四六二	三二、一五八、五四二	△三、一六五、〇八〇
鐵道省所管			
帝國鐵道			
資本勘定			
歳入			
鐵道資金收入	一九五、四四五、〇四〇	一九二、三一九、〇〇〇	三、一二六、〇四〇
用品勘定過剩金繰入	一、一八三、九一九	〇	一、一八三、九一九
歳入合計	一九六、六二八、九五九	一九二、三一九、〇〇〇	四、三〇九、九五九
歳出			
鐵道建設及改良費	一九〇、八一、二七〇	一九二、八九三、〇〇〇	△三、七一二、七三〇
國債償還金	三、九三四	三、九三五	△一
歳出合計	一九〇、八二、二〇四	一九二、八九六、九三五	△三、七一二、七三一
用品勘定			
歳入			
鐵道用品及工作收入	一八六、四七〇、六七八	三一、八四六、六四五	△二五、三七五、九六七
歳出			
鐵道用品及工作費	一八一、七一四、四三一	三一、八四六、六四五	△三〇、一三一、二一四
收益勘定			
歳入			
鐵道作業收入	五六二、五四〇、九三三	六一七、八九九、五三七	△五五、三五八、六〇四
歳出			
鐵道作業費	四四二、五、二九、六二七	四四三、三八〇、五三七	△二八、二五〇、九一〇

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
補助費	四、一三二、六〇九		
豫備金	〇	四、一〇〇、〇〇〇	△四七、三九一
歳出合計	四二九、二六二、二六六	四六七、五八〇、五三七	△四八、二九八、三〇二

右大正十四年度各特別會計歳入歳出決算は同年度一般會計歳入歳出決算臨時軍事費特別會計決算竝に會計檢査院の檢査報告と共に、昭和二年二月十八日第五十二回帝國議會に提出せられたり。

衆議院決算委員會に於ては之が審査の結果、各特別會計決算の中、年度内未竣功の工事に對し代金を支拂ひたるもの一件、豫算目的外の支出を爲したるもの二件、競爭入札に付すべき工事を隨意契約に依り施行したるもの一件、計五件の支出を不法なるものと議決し、又歳入の徵收に關し監督其の宜しきを得ざるもの五件、租税の徵收不足に屬するもの一件、租税の徵收過に屬するもの一件、虚構の事實に對して支拂を爲したるもの五件、工事施行上注意の周到を缺きたるもの一件、其の他一件、合計十四件を不當なるものと議決し、更に又各特別會計を通じ合計六件は政府の注意を促すべきものと議決し、其の他は異議なく承認すべきものと議決せしが三月二十五日本會議に於て採決の結果、委員會の議決通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審査の結果、各特別會計決算中臺灣總督府歳出・帝國大學歳出・製鐵所歳出・帝國鐵道資本勘定歳入・同歳出に於て各一件、合計五件は政府の措置穩當を缺くものと認め、又專賣局歳出に於て一件、朝鮮總督府歳入に於て二件、同歳出に於て三件、臺灣總督府歳入に於て二件、同歳出に於て二件、關東廳歳入に於て一件、樺太廳歳入に於て五件、米穀需給調節歳出に於て二件、製鐵所歳入に於て一件、簡易生命保險歳出に於て一件、帝國鐵道資本勘定歳入に於て一件、同歳出に於て七件、同上用品勘定歳出に於て三件、同上收益勘定歳入に於て

三件、同歳出に於て二件、合計三十七件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認め、其他は總て異議なきものと議決し、三月二十四日本會議に於て採決の結果、總て委員會議決の通可決確定したり。

第二十五節　大正十五昭和元年度歳計

第一款　豫　算

大正十五年度各特別會計歳入歳出豫算に掲上する所の特別會計は〔外務省所管〕對支文化事業〔内務省所管〕健康保險〔大藏省所管〕造幣局・印刷局・專賣局・大藏省預金部・教育改善及農村振興基金・國債整理基金・公債金・賠償金・國有財産整理資金・教育改善及農村振興基金・臺灣總督府・朝鮮總督府・朝鮮鐵道・用品資金・關東廳・樺太廳・南洋廳〔陸軍省所管〕陸軍造兵廠・千住製絨所〔海軍省所管〕海軍工廠資金・海軍火藥廠・海軍燃料廠〔文部省所管〕帝國大學・官立大學・學校及圖書館〔農林省所管〕米穀需給調節〔商工省所管〕製鐵所〔遞信省所管〕簡易生命保險〔鐵道省所管〕帝國鐵道の三十一部局なり。右豫算は同年度總豫算と共に大正十五年一月二十一日第五十一回帝國議會に提出せられしが、衆議院は同年二月二十四日、貴族院は三月二十四日、何れも之を可決せしを以て、同月二十七日裁可を經て左の如く公布せられたり。

大正十五年度各特別會計歳入歳出豫算額表

科目	金額	科目	金額
外務省所管		歳入	
對支文化事業		支那償還金收入	圓 一、八六、二三
		運用利殖金收入	圓 一、八六、二三
歳入合計	圓 一、八六、二三		
歳出			
對支文化事業費			
俸給	三、〇六〇		
事務費	一三、九一、六一〇		
事業費	一、八六四、六六五		
諸支出金	圓、〇〇〇		
研究所及圖書館新築費	九〇、〇〇〇		
豫備金	五、〇〇〇		
第一豫備金	五、〇〇〇		
歳出合計	二、九五二、三四五		
内務省所管			
健康保險			
歳入			
健康保險收入	七、三六一、八三五		
保險料收入	七、三五九、七三五		
利子收入	一、〇〇〇		
雜收入	三〇〇		
一般會計ヨリ受入	七〇〇、〇三五		
運用利殖金收入			
歳入合計	圓 一、八六、二三		
歳出			
對支文化事業費			
俸給	三、〇六〇		
事務費	一三、九一、六一〇		
事業費	一、八六四、六六五		
諸支出金	圓、〇〇〇		
研究所及圖書館新築費	九〇、〇〇〇		
豫備金	五、〇〇〇		
第一豫備金	五、〇〇〇		
歳出合計	二、九五二、三四五		
内務省所管			
健康保險			
歳入			
健康保險收入	七、三六一、八三五		
保險料收入	七、三五九、七三五		
利子收入	一、〇〇〇		
雜收入	三〇〇		
一般會計ヨリ受入	七〇〇、〇三五		
健康保險國庫負擔金受入	七〇〇、〇三五		
歳入合計	八、〇六二、七八八		
歳出			
健康保險事業費			
俸給	七〇、〇三〇		
事務費	一、一六二、二六〇		
保險給付費	圓、四九九、七一三		
保險施設費	一、〇六九		
國債整理基金特別會計繰入	一、三五〇		
諸支出金	五、七三四、四四一		
豫備金	七、四八〇、三三五		
第一豫備金	七、四八〇、三三五		
歳出合計	五、七三二、九四二		
大藏省所管			
造幣局			
歳入			
造幣局作業收入	七、四八〇、三三五		
雜收入	七、四八〇、三三五		
歳出			
造幣局作業費			
俸給	七〇、〇三〇		
事務費	一、一六二、二六〇		
材料素品費	圓、四九九、七一三		
諸支出金	一、〇六九		
豫備金	一、三五〇		
第一豫備金	一、三五〇		
歳出合計	五、七三四、四四一		
資金部歳入			
造幣局資金收入	七、四八〇、三三五		
地金賣拂代	七、四八〇、三三五		
資金部歳出			
貨幣交換費	二八、四七六、六八九		
教育改善及農村振興基金特別會計へ繰入	二八、四七六、六八九		
教育改善及農村振興基金特別會計へ繰入	一四、〇〇〇、〇〇〇		
一般會計へ繰入	一四、〇〇〇、〇〇〇		
歳入臨時部へ繰入	一七八、〇八八		
合計	一七八、〇八八		
印刷局	四三、六五四、七七		

科目	金額
公債金収入	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
歳入	
前年度繰越金	三、六三〇、〇〇〇円
歳入合計	三、六三〇、〇〇〇円
歳出	
議会費	一、〇〇〇、〇〇〇
総務費	一、〇〇〇、〇〇〇
民生費	一、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇
労働費	一、〇〇〇、〇〇〇
農林水産業費	一、〇〇〇、〇〇〇
商工費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、〇〇〇、〇〇〇
消防費	一、〇〇〇、〇〇〇
教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
災害復旧費	一、〇〇〇、〇〇〇
公債費	一、〇〇〇、〇〇〇
諸支出金	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引残額	三、六三〇、〇〇〇円

科目	金額
歳入	
前年度繰越金	三、六三〇、〇〇〇円
歳入合計	三、六三〇、〇〇〇円
歳出	
議会費	一、〇〇〇、〇〇〇
総務費	一、〇〇〇、〇〇〇
民生費	一、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇
労働費	一、〇〇〇、〇〇〇
農林水産業費	一、〇〇〇、〇〇〇
商工費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、〇〇〇、〇〇〇
消防費	一、〇〇〇、〇〇〇
教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
災害復旧費	一、〇〇〇、〇〇〇
公債費	一、〇〇〇、〇〇〇
諸支出金	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引残額	三、六三〇、〇〇〇円

科目	金額
歳入	
前年度繰越金	三、六三〇、〇〇〇円
歳入合計	三、六三〇、〇〇〇円
歳出	
議会費	一、〇〇〇、〇〇〇
総務費	一、〇〇〇、〇〇〇
民生費	一、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇
労働費	一、〇〇〇、〇〇〇
農林水産業費	一、〇〇〇、〇〇〇
商工費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、〇〇〇、〇〇〇
消防費	一、〇〇〇、〇〇〇
教育費	一、〇〇〇、〇〇〇
災害復旧費	一、〇〇〇、〇〇〇
公債費	一、〇〇〇、〇〇〇
諸支出金	一、〇〇〇、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引残額	三、六三〇、〇〇〇円

科目	金額
修繕費	三六、七三五
建設及改良費	三六、七三五
鉄道建設及改良費	三六、七三五
砂防事業費	三六、七三五
砂防事業費	三六、七三五
改良費	三六、七三五
建設及改良費	三六、七三五
地籍整理及国有地処分費	三六、七三五
地籍整理及国有地処分費	三六、七三五
臨時部	三六、七三五
臨時帝国議会費	三六、七三五
臨時帝国議会費	三六、七三五
臨時部合計	三六、七三五
歳入歳出外現金出納	三六、七三五
歳入歳出外現金出納	三六、七三五
歳入歳出外現金出納

科目	金額
歳入	
林野及森林作業収入	三、五六〇、〇〇〇円
官有物売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有地売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有林野売払収入	五〇〇、〇〇〇
官有林野産物売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	六〇、〇〇〇
歳入合計	三、五六〇、〇〇〇
歳出	
林野及森林作業費	三、五六〇、〇〇〇
歳出合計	三、五六〇、〇〇〇

計(下)

科目	金額
歳入	
官有物売払収入	三、〇〇〇、〇〇〇円
官有地売払収入	二、〇〇〇、〇〇〇
官有林野売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有林野産物売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	六〇、〇〇〇
歳入合計	三、〇六〇、〇〇〇
歳出	
林野及森林作業費	三、〇六〇、〇〇〇
歳出合計	三、〇六〇、〇〇〇

科目	金額
歳入	
官有物売払収入	三、〇〇〇、〇〇〇円
官有地売払収入	二、〇〇〇、〇〇〇
官有林野売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有林野産物売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	六〇、〇〇〇
歳入合計	三、〇六〇、〇〇〇
歳出	
林野及森林作業費	三、〇六〇、〇〇〇
歳出合計	三、〇六〇、〇〇〇

科目	金額
歳入	
官有物売払収入	三、〇〇〇、〇〇〇円
官有地売払収入	二、〇〇〇、〇〇〇
官有林野売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
官有林野産物売払収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	六〇、〇〇〇
歳入合計	三、〇六〇、〇〇〇
歳出	
林野及森林作業費	三、〇六〇、〇〇〇
歳出合計	三、〇六〇、〇〇〇

科目	金額
歳入	
歳入	一〇〇
歳入合計	一〇〇
歳出	
大藏省所管一般会計歳出	三、〇〇〇、〇〇〇圓
大藏省所管特別会計歳出	三、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	六、〇〇〇、〇〇〇

第二十五節　大正十五昭和元年度歳計

科目	金額
歳入	
官有財産収入	三、〇〇〇圓
官有物払下代	三、〇〇〇
官有地払下代	三、〇〇〇
雑収入	三、〇〇〇
前年度繰越金	三、〇〇〇
前年度剰余金繰入	三、〇〇〇
臨時部繰入	三、〇〇〇
歳入合計	三、〇〇〇
歳出	
官有財産費	三、〇〇〇
官有物払下費	三、〇〇〇
官有地払下費	三、〇〇〇
雑支出	三、〇〇〇
前年度剰余金繰入	三、〇〇〇
臨時部繰入	三、〇〇〇
歳出合計	三、〇〇〇

第三章　特別会計

科目	金額
歳入	
官業及官有財産収入	三、〇〇〇圓
郵便電信及電話収入	三、〇〇〇
土地家屋賃貸収入	三、〇〇〇
印紙収入	三、〇〇〇
登録税収入	三、〇〇〇
鉱区税収入	三、〇〇〇
酒税	三、〇〇〇
取引所税	三、〇〇〇
織物消費税	三、〇〇〇
砂糖消費税	三、〇〇〇
所得税	三、〇〇〇
営業収益税	三、〇〇〇
資本利子税	三、〇〇〇
鉱業税	三、〇〇〇
取引所営業税	三、〇〇〇
砂糖消費税営業税	三、〇〇〇
織物消費税営業税	三、〇〇〇
雑種税	三、〇〇〇
関税	三、〇〇〇
印紙収入	三、〇〇〇
歳入合計	三、〇〇〇
歳出	
官業及官有財産費	三、〇〇〇
郵便電信及電話費	三、〇〇〇
土地家屋賃貸費	三、〇〇〇
印紙収入費	三、〇〇〇
登録税費	三、〇〇〇
鉱区税費	三、〇〇〇
酒税費	三、〇〇〇
取引所税費	三、〇〇〇
織物消費税営業税費	三、〇〇〇
砂糖消費税営業税費	三、〇〇〇
所得税費	三、〇〇〇
営業収益税費	三、〇〇〇
資本利子税費	三、〇〇〇
鉱業税費	三、〇〇〇
取引所営業税費	三、〇〇〇
織物消費税営業税費	三、〇〇〇
砂糖消費税営業税費	三、〇〇〇
雑種税費	三、〇〇〇
関税費	三、〇〇〇
印紙収入費	三、〇〇〇
歳出合計	三、〇〇〇

科目	金額
歳入	
官有物払下代	三、六〇〇、〇〇〇
官行所役収入	三、六〇〇、〇〇〇
雑収入	三、〇〇〇、〇〇〇
公債金	三、〇〇〇、〇〇〇
繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	一一、八〇〇、〇〇〇
歳出	
皇室費	四、〇〇〇、〇〇〇
国会費	一、〇〇〇、〇〇〇
裁判所費	一、五〇〇、〇〇〇
会計検査院費	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣及枢密院費	一、〇〇〇、〇〇〇
行政裁判所費	一、〇〇〇、〇〇〇
文官懲戒委員会費	一、〇〇〇、〇〇〇
会計検査院費	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣統計局費	一、〇〇〇、〇〇〇
賠償金特別会計繰入	一、〇〇〇、〇〇〇
国債整理基金特別会計繰入	一、〇〇〇、〇〇〇
北海道庁費	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太庁費	一、〇〇〇、〇〇〇
関東庁費	一、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮総督府費	一、〇〇〇、〇〇〇
台湾総督府費	一、〇〇〇、〇〇〇
南洋庁費	一、〇〇〇、〇〇〇
関東都督府費	一、〇〇〇、〇〇〇
外務省費	一、〇〇〇、〇〇〇
内務省費	一、〇〇〇、〇〇〇
大蔵省費	一、〇〇〇、〇〇〇
陸軍省費	一、〇〇〇、〇〇〇
海軍省費	一、〇〇〇、〇〇〇
司法省費	一、〇〇〇、〇〇〇
文部省費	一、〇〇〇、〇〇〇
農商務省費	一、〇〇〇、〇〇〇
逓信省費	一、〇〇〇、〇〇〇
鉄道省費	一、〇〇〇、〇〇〇
内閣恩給金特別会計繰入	一、〇〇〇、〇〇〇
国債整理基金特別会計繰入	一、〇〇〇、〇〇〇
予備金	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一一、八〇〇、〇〇〇

陸軍造兵廠

歳入

科目	金額
陸軍造兵廠作業収入	四三、六六五、六五九
雑収入	三、六〇〇、〇〇〇
計	四七、二六五、六五九

歳出

科目	金額
土地建物及工作物費	一、〇〇〇、〇〇〇
土地建物及工作物補助費	一、二六〇、〇〇〇
土地建物及工作物補助費	一、二六〇、〇〇〇
土木及建築費	三、六六〇、〇〇〇
船舶及車両費	四、三〇〇、〇〇〇
機械及器具費	三、〇〇〇、〇〇〇
機械及器具費	三、〇〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇、〇〇〇
計	四七、二六五、六五九

陸軍火薬廠

歳入

科目	金額
陸軍火薬廠作業収入	一、三一三、〇〇〇
雑収入	二、〇〇〇
計	一、三一五、〇〇〇

歳出

科目	金額
雑給	三五、〇〇〇
雑給	三五、〇〇〇
雑作業費	一、二八〇、〇〇〇
雑作業費	一、二八〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	一、三一五、〇〇〇

千住製絨所

歳入

科目	金額
千住製絨所作業収入	一、四二九、〇〇〇
雑収入	二、〇〇〇
計	一、四三一、〇〇〇

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、四二九、〇〇〇
雑作業費	一、四二九、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	一、四三一、〇〇〇

岩鼻火薬製造所

歳入

科目	金額
岩鼻火薬製造所作業収入	一、三一三、〇〇〇
雑収入	二、〇〇〇
計	一、三一五、〇〇〇

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、二八〇、〇〇〇
雑作業費	一、二八〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	一、三一五、〇〇〇

陸軍糧秣廠

歳入

科目	金額
陸軍糧秣廠作業収入	四、三六〇、〇〇〇
雑収入	二、〇〇〇
計	四、三六二、〇〇〇

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	四、三六〇、〇〇〇
雑作業費	四、三六〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	四、三六二、〇〇〇

陸軍被服本廠

歳入

科目	金額
陸軍被服本廠作業収入	四、三六〇、〇〇〇
雑収入	二、〇〇〇
計	四、三六二、〇〇〇

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	四、三六〇、〇〇〇
雑作業費	四、三六〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	四、三六二、〇〇〇

造幣局

歳入

科目	金額
造幣局作業収入	三、〇〇〇、〇〇〇円
雑収入	三、〇〇〇、〇〇〇
計	六、〇〇〇、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	三、〇〇〇、〇〇〇円
雑給	三、〇〇〇、〇〇〇
雑作業費	二、九〇〇、〇〇〇
雑作業費	二、九〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一〇〇、〇〇〇
雑費	一〇〇、〇〇〇
雑費	一〇〇、〇〇〇
計	六、〇〇〇、〇〇〇円

印刷局

歳入

科目	金額
印刷局作業収入	一、〇〇〇、〇〇〇円
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
計	二、〇〇〇、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	一、〇〇〇、〇〇〇円
雑給	一、〇〇〇、〇〇〇
雑作業費	八〇〇、〇〇〇
雑作業費	八〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一〇〇、〇〇〇
雑費	一〇〇、〇〇〇
雑費	一〇〇、〇〇〇
計	二、〇〇〇、〇〇〇円

専売局

歳入

科目	金額
専売局作業収入	一、〇〇〇、〇〇〇円
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
計	二、〇〇〇、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	一、〇〇〇、〇〇〇円
雑給	一、〇〇〇、〇〇〇
雑作業費	八〇〇、〇〇〇
雑作業費	八〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一〇〇、〇〇〇
雑費	一〇〇、〇〇〇
雑費	一〇〇、〇〇〇
計	二、〇〇〇、〇〇〇円

官業及官有財産収入

科目	金額
官業及官有財産収入	三、六〇〇円
計	三、六〇〇円

税務署

歳入

科目	金額
税務署収入	四、三六〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	四、三六二円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	四、三六〇、〇〇〇
雑作業費	四、三六〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	四、三六二、〇〇〇

税関

歳入

科目	金額
税関収入	一、〇〇〇、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	一、〇〇二、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	一、〇〇二、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

官有物下戻代

歳入

科目	金額
官有物下戻代	一、〇〇〇円
雑収入	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇円

歳出

科目	金額
雑給	二、〇〇〇円
雑給	二、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
雑作業費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
材料及物品費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
雑費	一、〇〇〇
計	三、〇〇〇

科目	金額
諸収入	三、六三五、四三五
官有財産収入	三、三三五、四三五
雑収入	三〇〇、〇〇〇
公債及借入金	一、〇〇〇、〇〇〇
公債金	一、〇〇〇、〇〇〇
借入金	
前年度剰余金受入	一、三三五、四三五
歳入歳出差引剰余金	一、三三五、四三五

科目	金額
歳出	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
国債費	三五四、〇〇〇、〇〇〇
一般会計歳出	三五四、〇〇〇、〇〇〇
特別会計歳出	六四六、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
歳入	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
租税及印紙収入	八五〇、〇〇〇、〇〇〇
専売納付金	一三、〇〇〇、〇〇〇
官業収入	一三、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一〇、〇〇〇、〇〇〇
公債及借入金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
公債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
借入金	
前年度剰余金受入	一〇、一三五、四三五
歳入歳出差引剰余金	一、三三五、四三五

帝国大事

支出之部

科目	金額
東京帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
京都帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
東北帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
九州帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
北海道帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇

支出之部

科目	金額
東京帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
京都帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
東北帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
九州帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
北海道帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇

臨時帝国大事

支出之部

科目	金額
東京帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
京都帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
東北帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
九州帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
北海道帝国大事	
歳入	
諸収入	
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
事業費	一、〇〇〇、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
北海道帝國大學	三五、〇〇〇、〇〇〇
特別會計	
歳入	
特別資金國庫支出金	二一、〇〇〇、〇〇〇
歳出	
特別資金北海道帝國大學支出	二一、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	二一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	二一、〇〇〇、〇〇〇
官立大學	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	五、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金國庫支出金	一、五〇〇、〇〇〇
歳入合計	六、五〇〇、〇〇〇
歳出	
經常部	
特別資金支出	五、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金支出	一、五〇〇、〇〇〇
歳出合計	六、五〇〇、〇〇〇
官立大學特別會計	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	五、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金國庫支出金	一、五〇〇、〇〇〇
歳入合計	六、五〇〇、〇〇〇
歳出	
經常部	
特別資金支出	五、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金支出	一、五〇〇、〇〇〇
歳出合計	六、五〇〇、〇〇〇
官立大學	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金國庫支出金	一、五〇〇、〇〇〇
歳入合計	四、五〇〇、〇〇〇
歳出	
經常部	
特別資金支出	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金支出	一、五〇〇、〇〇〇
歳出合計	四、五〇〇、〇〇〇
官立大學特別會計	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金受入	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金國庫支出金受入	一、五〇〇、〇〇〇
歳入合計	四、五〇〇、〇〇〇
歳出	
經常部	
特別資金支出	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金支出	一、五〇〇、〇〇〇
歳出合計	四、五〇〇、〇〇〇
官立大學	
歳入	
經常部	
政府支出金受入	二、四二五、七〇〇
臨時部	
政府支出金受入	六三二、〇〇〇
臨時部	
政府支出金受入	六三二、〇〇〇
官業收入	
官業教員養成費支出金受入	三五〇、〇〇〇
雜收入	二、八二五、六〇〇
歳入合計	一、三三四、三五七
歳出	
經常部	
俸給	一、三三四、三五七
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
臨時部	
俸給	六三二、〇〇〇
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
官立大學特別會計	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	一、三三四、三五七
臨時部	
特別資金國庫支出金	六三二、〇〇〇
歳入合計	一、九六六、三五七
歳出	
經常部	
俸給	一、三三四、三五七
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
臨時部	
俸給	六三二、〇〇〇
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
歳出合計	一、九六六、三五七
官立大學	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	一、三三四、三五七
臨時部	
特別資金國庫支出金	六三二、〇〇〇
歳入合計	一、九六六、三五七
歳出	
經常部	
俸給	一、三三四、三五七
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
臨時部	
俸給	六三二、〇〇〇
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
歳出合計	一、九六六、三五七

科目	金額
臨時部	
用途指定寄付金	
用途指定寄付金受入	一、〇〇一、三五九
雜收入	
雜收入	二、〇〇〇
雜收入	二、〇〇〇
雜收入	三、〇〇〇
雜收入	三、〇〇〇
雜收入	五三、五九九
臨時部	
政府支出金受入	六三二、〇〇〇
臨時部	
政府支出金受入	六三二、〇〇〇
官業收入	
官業教員養成費支出金受入	三五〇、〇〇〇
雜收入	二、八二五、六〇〇
歳入合計	一、三三四、三五七
歳出	
經常部	
俸給	一、三三四、三五七
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
臨時部	
俸給	六三二、〇〇〇
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
歳出合計	一、九六六、三五七
官立大學特別會計	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	一、三三四、三五七
臨時部	
特別資金國庫支出金	六三二、〇〇〇
歳入合計	一、九六六、三五七
歳出	
經常部	
俸給	一、三三四、三五七
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
臨時部	
俸給	六三二、〇〇〇
雜給	六三二、〇〇〇
外國人俸給	六三二、〇〇〇
歳出合計	一、九六六、三五七
官立大學	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金國庫支出金	一、五〇〇、〇〇〇
歳入合計	四、五〇〇、〇〇〇
歳出	
經常部	
特別資金支出	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金支出	一、五〇〇、〇〇〇
歳出合計	四、五〇〇、〇〇〇
官立大學特別會計	
歳入	
經常部	
特別資金國庫支出金受入	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金國庫支出金受入	一、五〇〇、〇〇〇
歳入合計	四、五〇〇、〇〇〇
歳出	
經常部	
特別資金支出	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	
特別資金支出	一、五〇〇、〇〇〇
歳出合計	四、五〇〇、〇〇〇
官立大學	
歳入	
經常部	
雜收入	四五、〇〇〇
臨時部	
雜收入	三、〇〇〇
雜收入	三、〇〇〇
雜收入	三、〇〇〇

歳入

科目	金額
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円
歳入之部	
歳入合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰入金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳出

科目	金額
歳出之部	
歳出合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰出金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳入

科目	金額
歳入之部	
歳入合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰入金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳出

科目	金額
歳出之部	
歳出合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰出金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳入

科目	金額
歳入之部	
歳入合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰入金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳出

科目	金額
歳出之部	
歳出合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰出金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳入

科目	金額
歳入之部	
歳入合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰入金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

歳出

科目	金額
歳出之部	
歳出合計	一、七六七、〇一一円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳時繰出金	一、〇〇〇円
歳時繰越金	一、〇〇〇円
歳入歳出総計	一、七六七、〇一一円

科目	金額
歳入	
鐵道用品及工作費	三七、三五〇、〇〇〇円
鐵道收入	六三、〇〇〇、〇〇〇
雜收入	五六、八四七、〇〇〇
利子及償還金收入	一、六三九、三一三、〇〇〇
鐵道作業收入	三、三五九、三一三、〇〇〇
鐵道作業費	二、四四〇、七三二、〇〇〇
鐵道作業利益	九四〇、七三二、〇〇〇
鐵道利子及償還金	三、三五九、三一三、〇〇〇
鐵道利子及償還金	三、三五九、三一三、〇〇〇
鐵道收入及立替金	一〇〇

衆議院に於ては右特別會計追加豫算案二件を同年度一般會計追加豫算案と共に豫算委員會に付して審議の結果、三月二十三日全部原案通り之を可決せしが、貴族院に於ては衆議院より右豫算案の回付を受け、豫算委員會に付して審議の結果、海軍軍備制限條約の實施に伴ふ損害の補償に關する法律案の衆議院に於て修正せられしに伴ひ、同月二十五日特第二號追加豫算中國債整理基金特別會計歳入及歳出より、各七萬五千四十圓を削除して七十七萬六千七百圓と修正し、其の他は之を可決したり。衆議院は貴族院の修正に同意せしを以て、右追加豫算は裁可を經て、共に大正十五年三月二十七日左の如く公布せられたり。

大正十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加表（一）

科目	金額
大藏省所管	
國債整理基金	
歳入	
國債整理基金收入	七五、七〇〇円
一般會計ヨリ受入	七五、七〇〇
歳出	
國債整理基金支出	七五、七〇〇
國債整理基金支出	七五、七〇〇
國有財産整理資金	
歳出	
國有財産整理資金支出	二、〇一三、三九二円
一般會計へ繰入	二、〇一三、三九二
朝鮮總督府	
歳入	
臨時部	
補充金	三五〇、〇〇〇円
前年度剰餘金繰入	三五〇、〇〇〇
臨時部合計	七〇〇、〇〇〇

科目	金額
歳出	
臨時部	
補助費	
製鹽業聯補助	三五〇、〇〇〇
災害費	四、四六九、〇六一
漢江橋水害復舊及改築工事費	三〇〇、〇〇〇
咸興附近浸水地帶防水工事費	二五〇、〇〇〇
大寧江水害制水工事費	一〇〇、〇〇〇
鐵道線路其他水害復舊及改良費	二、〇〇〇、〇〇〇
道路河川其他水害復舊費	四九二、〇〇〇

科目	金額
歳出	
臨時部	
補充金	九七七、三四五
豐田堤防其他水害復舊及新營費	一三〇、〇〇〇
犀屯土堤堰水害復舊費	一〇、一六〇
勸業模範場西潮堤防水害復舊及修築費	六〇、二九四
道路其他水害復舊費補助	一三一、〇〇〇
京城及仁川水道防水增嵩工事費補助	六五、一〇〇
土地改良工事水害復舊費補助	八〇九、九〇七
臨時部合計	四、八一九、〇六一
關東廳	
歳入	
臨時部	
前年度剰餘金繰入	一四〇、三四五
前年度剰餘金繰入	一四〇、三四五
歳出	
臨時部	
臨時營繕費	一四〇、三四五
臨時營繕費	一四〇、三四五
樺太廳	
歳入	
臨時部	
補充金	九七七、三四五

科目	金額
臨時部	
東京帝國大學	九八、六〇〇
資金繰入	九八、六〇〇
九州帝國大學	六五〇、〇〇〇
臨時政府支出金受入	六五〇、〇〇〇
臨時部合計	七三八、六〇〇
歳出	
臨時部	
東京帝國大學	九八、六〇〇
東京天文臺望遠鏡購入費	九八、六〇〇
九州帝國大學	六五〇、〇〇〇
醫學部新營費	六五〇、〇〇〇
臨時部合計	七三八、六〇〇
資金部歳出	
東京帝國大學	九八、六〇〇
維持資金支出	九八、六〇〇

科目	金額
文部省所管	
帝國大學	
歳入	
ヤップ竝トラック離島官舍其他風水害復舊及新營費	二八〇、九九二
災害費	二八〇、九九二
遞信省所管	
郵便年金	
歳入	
郵便年金收入	一、四九四、六八八

大正十五和元年度各特別會計歳入歳出豫算追加表（二）

科目	金額
歳入	
郵便年金積立金受入	一、四〇〇、〇〇〇円
郵便年金積立金利子	一、四三〇、一〇〇
郵便年金積立金雜收入	一、四七六、〇〇〇
歳入合計	一、八四三、一〇〇
歳出	
郵便年金事務費	六、〇〇〇円
郵便年金積立金利子支拂金	九三〇、〇〇〇
郵便年金積立金雜支出	一四、〇〇〇
郵便年金積立金還付金	一、四三〇、一〇〇
歳出合計	一、八四三、一〇〇

第三款　豫備金支出

大正十五年度各特別會計豫算に於て豫備金の支出を爲したるもの並に第二十一部局にして其の中大正十五年勅令第百六十一號に據り第一豫備金の支出を爲したるものは左の如し。

部局	金額
一、大藏省所管朝鮮總督府特別會計第一豫備金	百二十五萬圓にして豫算金額を各款途
第三章　特別會計	
第二十五節　大正十五、昭和元年度繰計	六三五

新規繼續費表

事項	總額	大正十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	自同十九年度至同二十四年度
大藏省所管朝鮮總督府特別會計第一豫備金ノ支出ヲ爲シタル件	三、五〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	〇円
關東廳所管朝鮮總督府特別會計第一豫備金ノ支出ヲ爲シタル件	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	〇
關東廳所管朝鮮總督府特別會計第一豫備金ノ支出ヲ爲シタル件	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	〇
九州帝國大學農科大學豫科講義室及寄宿舍建築費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
東京帝國大學農科大學豫科講義室及寄宿舍建築費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
會計	三、五〇〇、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、五五〇、〇〇〇	〇

第二　第五十二回帝國議會提出追加豫算

本議會提出の特別會計追加豫算案に掲上する所の特別會計は大藏省所管朝鮮總督府遞信省所管郵便年金特別會計にして右追加豫算案は同年度一般會計と共に昭和二年二月十七日貴族院に提出せられ同月二十八日衆議院に於ては同月二十七日衆議院に於て可決せられたり。

に補充せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、傳染病豫防に關する經費・囚人及刑事被告人押送及留置諸費・裁判及登記諸費・刑務所收容費・家畜傳染病豫防費・屯土水利組合負擔金・公立學校職員退職者給與金補助等なり。又第二豫備金の豫算額は百二十五萬圓にして、豫算外に生じたる臨時警務費・水雪害復舊及新營費・水害復舊費補助等に豫算全額を支出せり。

（二）大藏省所管臺灣總督府特別會計第一豫備金の豫算額は三十萬圓にして、之を以て各費途に補充したる金額は二十七萬九千七百六十八圓七十三錢なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、依賴試驗用諸費・裁判及登記諸費・刑務所收容費・度量衡事業費等なり。又第二豫備金の豫算額は百七十萬圓にして、之を以て豫算外に生じたる各費途に充用したる金額は百十三萬八千二百七十三圓なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、高松宮殿下奉迎諸費・風水害復舊及應急費・蕃人銃器彈藥押收補償金等なり。

（三）大藏省所管關東廳特別會計第一豫備金の豫算額は十五萬圓にして、之を以て傳染病豫防費・在監人費等に補充したる金額は十二萬五千五百八十圓なり。

（四）大藏省所管樺太廳特別會計第一豫備金の豫算額は六萬圓にして、豫算全額を國有林被害諸費に補充したり。

（五）大藏省所管南洋廳特別會計第一豫備金の豫算額は二萬圓にして、之を以て害蟲驅除豫防費に補充したる金額は五千八百四十五圓なり。

（六）農林省所管米穀需給調節特別會計第一豫備金の豫算額は五千圓にして、之を以て死亡賜金に補充せし金額は二百二十三圓なり。

（七）商工省所管製鐵所特別會計第一豫備金の豫算額は三萬圓にして、豫算全額を健康保險料及賠償金に補充したり。

（八）遞信省所管郵便年金特別會計第一豫備金の豫算額は八千圓にして、豫算全額を普通三等局取扱費に補充したり。

今各特別會計に於ける豫備金の豫算額及支出額を表示すれば左の如し（圓位以下切捨）。

部局名	第一豫備金		第二豫備金又は豫備費		計	
	豫算額	支出額	豫算額	支出額	豫算額	支出額
	円	円	円	円	円	円
對支文化事業	三、〇〇〇	〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇
健康保險局	一九八、三〇七	〇	〇	〇	一九八、三〇七	〇
造幣局	一、三〇〇	〇	〇	〇	一、三〇〇	〇
印刷局	三〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三〇、〇〇〇	〇
專賣局	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇
大藏省預金部	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	〇
賠償金	三一、〇〇〇	〇	〇	〇	三一、〇〇〇	〇
朝鮮總督府	一、三八〇、〇〇〇	一、三八〇、〇〇〇	〇	〇	一、三八〇、〇〇〇	一、三八〇、〇〇〇
臺灣總督府	三九九、七六六	一、二五八、二五五	〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二五八、二五五
關東廳	一三〇、〇〇〇	一三二、五六〇	〇	〇	一三〇、〇〇〇	一三二、五六〇
樺太廳	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	〇	〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
南洋廳	三〇、〇〇〇	五、八四五	〇	〇	三〇、〇〇〇	五、八四五

部局名	第一豫備金		第二豫備金又は豫備費		計	
	豫算額	支出額	豫算額	支出額	豫算額	支出額
	円	円	円	円	円	円
陸軍造兵廠	四五、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	三〇、〇四五、〇〇〇	〇
千住製絨所	三、〇〇〇	〇	一、三五〇、〇〇〇	〇	一、三五三、〇〇〇	〇
海軍火藥廠	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	〇
海軍燃料廠	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	〇
米穀需給調節	五、〇〇〇	三五	〇	〇	五、〇〇〇	三五
製鐵所	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
簡易生命保險	一、一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
郵便年金	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
帝國鐵道	〇	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇

右大正十五昭和元年度各特別會計豫備金支出に關しては、政府は之が事後承諾を求むる爲め曩に第五十二及第五十五回帝國議會に之が總調書を提出したるも、議決に至らざりしを以て、更に昭和四年一月二十二日第五十六回帝國議會に之を提出したり。貴衆兩院に於ては同年度一般會計豫備金支出事後承諾案と共に、何れも之を特別委員に付託して審査を遂げし結果、衆議院は二月十六日、貴族院は三月二日、何れも異議なく全部承諾を與ふることに決定したり。尙本年度に於ては豫備金外支出の事實なし。

第四款　決　算

大正十五昭和元年度各特別會計歳入歳出決算に掲上する所の特別會計は、外務省所管（對支文化事業、內務省所管（健康保險（大藏省所管）造幣局・印刷局・專賣局・大藏省預金部・教育基金・國債整理基金・公債金・賠償金・國有財産整理資金・教育改善及農村振興基金・朝鮮總督府・朝鮮鐵道用品資金・關東廳・樺太廳・南洋廳・陸軍省所管）陸軍造兵廠・千住製絨所・海軍省所管）海軍工廠資金・海軍火藥廠・海軍燃料廠（文部省所管）帝國大學・官立大學・學校及圖書館（農林省所管）米穀需給調節（商工省所管）製鐵所（遞信省所管）簡易生命保險・郵便年金（鐵道省所管）帝國鐵道の三十二部局にして、其の決算額を豫算額に對照すれば左の如し（圓位以下切捨）。

大正十五昭和元年度各特別會計歳入歳出決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
	円	円	円
外務省所管			
對支文化事業			
歳入			
支那償還金收入	三、一九九、四五七	四、一八六、二三五	△ 九八九、七七六
運用利殖金收入	六二、六二〇	四六七、七九〇	一四四、八三〇
雜收入	五、二五〇	〇	五、二五〇
前年度繰越資金繰入	一、四一二、三三〇	〇	一、四一二、三三〇
歳入合計	五、二三六、九五九	四、六五四、〇〇五	五七二、九五六
歳出			
對支文化事業費	二、三六五、九一九	二、九九〇、三四五	△ 六二四、四二六
內務省所管			
健康保險			
歳入			
健康保險收入	三、八四八、五六七	七、三六一、八五五	△ 三、五一三、二八六
一般會計ヨリ受入	七〇〇、九三五	七〇〇、九三五	〇
歳入合計	四、六五四、五〇三	八、〇六二、七八八	△ 三、五一三、二八六
歳出			
健康保險事業費	三、八八八、五七九	七、八六四、二八一	△ 三、九七五、七〇三
豫備金	〇	五、〇〇〇	△ 五、〇〇〇
歳出合計	三、八八八、五七九	七、八六九、二八一	△ 三、九八〇、七〇三

歳入	決算額	比較増減（△）	歳出	決算額	比較増減（△）
公債金	一、公四三、公四六円	一、公四三、公四六円	公債費	六、四四一、三四二円	六、四四一、三四二円
歳入	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八	歳出	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八
前年度利剰金繰入	〇	〇	前年度利剰金繰入	〇	〇
歳入合計	六、四四一、三四二	六、四四一、三四二	歳出合計	六、四四一、三四二	六、四四一、三四二
国債整理基金収入	六、四四一、三四二	六、四四一、三四二	国債整理基金支出	六、四四一、三四二	六、四四一、三四二
歳入	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八	歳出	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八
前年度利剰金繰入	〇	〇	前年度利剰金繰入	〇	〇
歳入合計	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八	歳出合計	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八
国有財産整理資金収入	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八	国有財産整理資金	三、〇五〇、〇一八	三、〇五〇、〇一八

科目	決算額	現算額	比較減(△)
歳入			
租税	三、六三五、四三五円	三、六三五、四三五円	円
官業及官有財産収入	一〇、六六一、一四五	一〇、〇〇七、一四五	△六五四、〇〇〇
雑収入	一一、六〇一、四三五	一〇、〇〇七、一四五	△一、五九四、二九〇
歳入合計	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	円
歳入歳出差引残	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	円
歳出			
皇室費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	円
国会費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
裁判所費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
会計検査院費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
内閣及内閣所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
総理府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
法務府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
外務府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
大蔵府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
文部府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
厚生府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
農林府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
通商産業府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
運輸府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
労働府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
建設府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
北海道庁費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
沖縄庁費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
地方財政平衡交付金	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
国債費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
予備費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
歳出合計	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	円
歳入歳出差引残	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	円

科目	決算額	現算額	比較減(△)
歳入			
租税	三、六三五、四三五円	三、六三五、四三五円	円
官業及官有財産収入	一〇、六六一、一四五	一〇、〇〇七、一四五	△六五四、〇〇〇
雑収入	一一、六〇一、四三五	一〇、〇〇七、一四五	△一、五九四、二九〇
歳入合計	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	円
歳入歳出差引残	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	円
歳出			
皇室費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	円
国会費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
裁判所費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
会計検査院費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
内閣及内閣所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
総理府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
法務府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
外務府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
大蔵府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
文部府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
厚生府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
農林府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
通商産業府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
運輸府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
労働府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
建設府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
北海道庁費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
沖縄庁費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
地方財政平衡交付金	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
国債費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
予備費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
歳出合計	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	円
歳入歳出差引残	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	円

科目	決算額	現算額	比較減(△)
歳入			
租税	三、六三五、四三五円	三、六三五、四三五円	円
官業及官有財産収入	一〇、六六一、一四五	一〇、〇〇七、一四五	△六五四、〇〇〇
雑収入	一一、六〇一、四三五	一〇、〇〇七、一四五	△一、五九四、二九〇
歳入合計	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	円
歳入歳出差引残	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇、〇〇〇	円
歳出			
皇室費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	円
国会費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
裁判所費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
会計検査院費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
内閣及内閣所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
総理府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
法務府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
外務府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
大蔵府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
文部府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
厚生府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
農林府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
通商産業府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
運輸府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
労働府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
建設府及所属諸官署費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
北海道庁費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
沖縄庁費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
地方財政平衡交付金	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
国債費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
予備費	一、三四三、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇	円
歳出合計	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	円
歳入歳出差引残	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	一、三四三、〇〇〇、〇〇〇	円

科目	決算額	予算額	比較増減（△）
官業及官有財産収入	一、〇〇七、六四五円	一、〇一〇、三五五円	△二、七一〇円
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
前年度剰余金繰入	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	〇
雑収入	一、〇〇七、六四五	一、〇一〇、三五五	△二、七一〇
歳入合計	七、〇〇七、六四五	七、〇一〇、三五五	△二、七一〇
歳出			
皇室費	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	〇
国会費	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	〇
会計検査院費	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	〇
内閣費	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	〇
枢密院費	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	〇
行政裁判所

科目	決算額	増減	比較減(△)
歳入合計	七、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	七、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引	〇	〇	〇
翌年度繰越財源	〇	〇	〇
実質収支	〇	〇	〇

歳入

科目	決算額	増減	比較減(△)
県税	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
県債	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
国庫支出金	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
繰越金	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
諸収入	三〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
雑収入	四、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇

歳出

科目	決算額	増減	比較減(△)
議会費	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
総務費	一、五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
民生費	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
衛生費	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
労働費	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
農林水産業費	一、五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
商工費	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
土木費	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
警察費	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
教育費	一、五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
災害復旧費	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
公債費	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
諸支出金	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
予備費	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

特別会計

科目	決算額	増減	比較減(△)
歳入合計	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
歳出合計	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
歳入歳出差引	〇	〇	〇

公債

科目	決算額	増減	比較減(△)
現在高	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
年度末借入金	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
利子支払額	二〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
元金償還額	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

基金

科目	決算額	増減	比較減(△)
基金現在高	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
年度末積立額	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
基金運用収入	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
基金取崩額	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

財産

科目	決算額	増減	比較減(△)
土地面積	一、〇〇〇、〇〇〇㎡	八〇〇、〇〇〇㎡	二〇〇、〇〇〇㎡
建物延面積	五〇、〇〇〇㎡	四〇、〇〇〇㎡	一〇、〇〇〇㎡
有価証券額	二〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
出資金額	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
貸付金額	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

人口

科目	決算額	増減	比較減(△)
総人口	一、〇〇〇、〇〇〇人	八〇〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人
男人口	五〇〇、〇〇〇人	四〇〇、〇〇〇人	一〇〇、〇〇〇人
女人口	五〇〇、〇〇〇人	四〇〇、〇〇〇人	一〇〇、〇〇〇人
世帯数	二〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
人口密度	一〇〇人/㎢	八〇人/㎢	二〇人/㎢
出生数	一〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人	二、〇〇〇人
死亡数	五、〇〇〇人	四、〇〇〇人	一、〇〇〇人
自然増減	五、〇〇〇人	四、〇〇〇人	一、〇〇〇人
社会増減	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人

産業

科目	決算額	増減	比較減(△)
農業生産額	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
林業生産額	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
水産業生産額	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
工業生産額	二、〇〇〇、〇〇〇円	一、六〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
商業販売額	一、五〇〇、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
観光客数	一〇〇、〇〇〇人	八〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人

教育

科目	決算額	増減	比較減(△)
小学校数	一〇校	八校	二校
小学校児童数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
中学校数	五校	四校	一校
中学校生徒数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
高等学校数	二校	一校	一校
高等学校生徒数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
大学数	一校	〇校	一校
大学学生数	五〇〇人	〇人	五〇〇人

福祉

科目	決算額	増減	比較減(△)
生活保護世帯数	一、〇〇〇世帯	八〇〇世帯	二〇〇世帯
生活保護人員	二、〇〇〇人	一、六〇〇人	四〇〇人
保護費支出額	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
老人福祉施設数	一〇施設	八施設	二施設
老人福祉施設収容人員	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
児童福祉施設数	一〇施設	八施設	二施設
児童福祉施設収容人員	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
身体障害者手帳交付数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
療育手帳交付数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人

保健衛生

科目	決算額	増減	比較減(△)
人口千人当医師数	二人	一・六人	〇・四人
人口千人当病床数	一〇床	八床	二床
国民健康保険加入者数	五〇〇、〇〇〇人	四〇〇、〇〇〇人	一〇〇、〇〇〇人
国民健康保険給付費	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
国民健康保険料収入	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
国民健康保険料収納率	九〇・〇%	七二・〇%	一八・〇%
後期高齢者医療加入者数	一〇〇、〇〇〇人	八〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
後期高齢者医療給付費	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
後期高齢者医療保険料収入	一〇〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
後期高齢者医療保険料収納率	九五・〇%	七六・〇%	一九・〇%

介護保険

科目	決算額	増減	比較減(△)
介護保険第一号被保険者数	五〇〇、〇〇〇人	四〇〇、〇〇〇人	一〇〇、〇〇〇人
介護保険給付費	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
介護保険料収入	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
介護保険料収納率	九八・〇%	七八・四%	一九・六%
要介護認定者数	一〇〇、〇〇〇人	八〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
介護予防事業費	五〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

環境

科目	決算額	増減	比較減(△)
ごみ排出量	一〇、〇〇〇トン	八、〇〇〇トン	二、〇〇〇トン
一人一日ごみ排出量	一、〇〇〇g	八〇〇g	二〇〇g
ごみリサイクル率	二〇・〇%	一六・〇%	四・〇%
最終処分場残余容量	五、〇〇〇㎥	四、〇〇〇㎥	一、〇〇〇㎥
最終処分場残余年数	一〇年	八年	二年
汚水処理人口普及率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
公共下水道処理区域人口	八〇、〇〇〇人	六四、〇〇〇人	一六、〇〇〇人
合併処理浄化槽設置基数	一、〇〇〇基	八〇〇基	二〇〇基
単独処理浄化槽設置基数	五〇〇基	四〇〇基	一〇〇基
水洗化率	九〇・〇%	七二・〇%	一八・〇%

消防

科目	決算額	増減	比較減(△)
消防本部職員数	一〇〇人	八〇人	二〇人
消防署数	三署	二署	一署
消防団員数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
消防ポンプ車両数	二〇台	一六台	四台
救急車両数	五台	四台	一台
救急出動件数	一、〇〇〇件	八〇〇件	二〇〇件
救急搬送人員	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
火災発生件数	五〇件	四〇件	一〇件
火災焼失面積	一、〇〇〇㎡	八〇〇㎡	二〇〇㎡
火災損害額	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円

道路

科目	決算額	増減	比較減(△)
道路実延長	一、〇〇〇m	八〇〇m	二〇〇m
道路改良率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
道路舗装率	九〇・〇%	七二・〇%	一八・〇%
橋梁数	一〇〇橋	八〇橋	二〇橋
橋梁長延長	五〇〇m	四〇〇m	一〇〇m
橋梁老朽化率	二〇・〇%	一六・〇%	四・〇%
街路灯設置数	五〇〇基	四〇〇基	一〇〇基
街路灯LED化率	六〇・〇%	四八・〇%	一二・〇%
交通事故発生件数	五〇件	四〇件	一〇件
交通事故死者数	一人	〇人	一人

住宅

科目	決算額	増減	比較減(△)
住宅総数	一〇、〇〇〇戸	八、〇〇〇戸	二、〇〇〇戸
空き家数	一、〇〇〇戸	八〇〇戸	二〇〇戸
空き家率	一〇・〇%	八・〇%	二・〇%
持ち家数	六、〇〇〇戸	四、八〇〇戸	一、二〇〇戸
借家数	三、〇〇〇戸	二、四〇〇戸	六〇〇戸
公営住宅戸数	五〇〇戸	四〇〇戸	一〇〇戸
公営住宅入居率	九〇・〇%	七二・〇%	一八・〇%
耐震化済住宅数	七、〇〇〇戸	五、六〇〇戸	一、四〇〇戸
耐震化率	七〇・〇%	五六・〇%	一四・〇%
住宅着工戸数	一〇〇戸	八〇戸	二〇戸

雇用

科目	決算額	増減	比較減(△)
就業者数	五〇〇、〇〇〇人	四〇〇、〇〇〇人	一〇〇、〇〇〇人
男就業者数	二五〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	五〇、〇〇〇人
女就業者数	二五〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	五〇、〇〇〇人
第一次産業就業者数	五〇、〇〇〇人	四〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人
第二次産業就業者数	一五〇、〇〇〇人	一二〇、〇〇〇人	三〇、〇〇〇人
第三次産業就業者数	三〇〇、〇〇〇人	二四〇、〇〇〇人	六〇、〇〇〇人
完全失業者数	一〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人	二、〇〇〇人
完全失業率	二・〇%	一・六%	〇・四%
有効求人倍率	一・〇倍	〇・八倍	〇・二倍
新規求人数	五〇、〇〇〇人	四〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人

観光

科目	決算額	増減	比較減(△)
観光入込客数	一、〇〇〇、〇〇〇人	八〇〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人
宿泊客数	一〇〇、〇〇〇人	八〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
日帰客数	九〇〇、〇〇〇人	七二〇、〇〇〇人	一八〇、〇〇〇人
観光消費額	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
観光施設数	五〇施設	四〇施設	一〇施設
観光ボランティア登録者数	一〇〇人	八〇人	二〇人
観光案内所来訪者数	五〇、〇〇〇人	四〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人
観光パンフレット配布数	一〇〇、〇〇〇部	八〇、〇〇〇部	二〇、〇〇〇部
観光ホームページ閲覧数	五〇、〇〇〇件	四〇、〇〇〇件	一〇、〇〇〇件
観光満足度	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%

国際

科目	決算額	増減	比較減(△)
外国人登録者数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
外国人登録者国籍数	一〇か国	八か国	二か国
国際交流協定締結都市数	五都市	四都市	一都市
国際交流イベント開催数	一〇回	八回	二回
国際交流イベント参加者数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
海外派遣職員数	五人	四人	一人
海外研修生受入数	一〇人	八人	二人
姉妹都市交流回数	五回	四回	一回
国際交流ボランティア登録者数	一〇〇人	八〇人	二〇人
国際交流基金積立額	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円

男女共同参画

科目	決算額	増減	比較減(△)
女性就業者数	二五〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	五〇、〇〇〇人
女性就業率	五〇・〇%	四〇・〇%	一〇・〇%
女性管理職数	五〇人	四〇人	一〇人
女性管理職比率	一〇・〇%	八・〇%	二・〇%
男女共同参画センター利用者数	一〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人	二、〇〇〇人
男女共同参画講座開催数	一〇回	八回	二回
男女共同参画講座参加者数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
育児休業取得者数	一〇〇人	八〇人	二〇人
育児休業取得率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
男女共同参画推進条例制定	制定済	未制定	—

防災

科目	決算額	増減	比較減(△)
防災行政無線戸数	五〇〇戸	四〇〇戸	一〇〇戸
防災行政無線整備率	九〇・〇%	七二・〇%	一八・〇%
防災訓練実施回数	一〇回	八回	二回
防災訓練参加者数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人
自主防災組織数	五〇組織	四〇組織	一〇組織
自主防災組織カバー率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
防災ハザードマップ配布数	一〇、〇〇〇部	八、〇〇〇部	二、〇〇〇部
防災ホームページ閲覧数	五〇、〇〇〇件	四〇、〇〇〇件	一〇、〇〇〇件
防災アプリ登録者数	一〇〇、〇〇〇人	八〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
防災備蓄食料数	一〇、〇〇〇食	八、〇〇〇食	二、〇〇〇食

地震

科目	決算額	増減	比較減(△)
震度五弱以上回数	一回	〇回	一回
震度六弱以上回数	〇回	〇回	〇回
震度七回数	〇回	〇回	〇回
最大震度	五弱	四	一
地震発生件数	一〇件	八件	二件
津波警報発令回数	〇回	〇回	〇回
津波到達高	〇m	〇m	〇m
液状化発生箇所数	〇箇所	〇箇所	〇箇所
地震保険加入率	三〇・〇%	二四・〇%	六・〇%
耐震診断実施件数	一〇〇件	八〇件	二〇件

気象

科目	決算額	増減	比較減(△)
年平均気温	一五・〇℃	一四・四℃	〇・六℃
最高気温	三八・〇℃	三七・五℃	〇・五℃
最低気温	マイナス二・〇℃	マイナス一・五℃	マイナス〇・五℃
年降水量	一、二〇〇mm	九六〇mm	二四〇mm
降雪日数	三〇日	二四日	六日
積雪最大深	五〇cm	四〇cm	一〇cm
日照時間	一、八〇〇時間	一、四四〇時間	三六〇時間
台風接近数	三個	二個	一個
台風上陸数	一個	〇個	一個
豪雨日数	五日	四日	一日

交通

科目	決算額	増減	比較減(△)
交通事故発生件数	五〇件	四〇件	一〇件
交通事故死者数	一人	〇人	一人
交通事故負傷者数	六〇人	四八人	一二人
自転車事故件数	一〇件	八件	二件
歩行者事故件数	一五件	一二件	三件
高齢者事故件数	一二件	九件	三件
飲酒運転検挙件数	二件	一件	一件
交通安全教室開催数	一〇回	八回	二回
交通安全教室参加者数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
交通指導員数	一〇〇人	八〇人	二〇人

情報

科目	決算額	増減	比較減(△)
光ファイバ整備率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
携帯電話不感地域数	五地区	四地区	一地区
公衆無線LAN設置箇所数	一〇箇所	八箇所	二箇所
公衆無線LAN利用者数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
行政ホームページ閲覧数	一〇〇、〇〇〇件	八〇、〇〇〇件	二〇、〇〇〇件
行政ホームページ更新回数	五〇〇回	四〇〇回	一〇〇回
電子申請利用件数	一〇〇件	八〇件	二〇件
電子申請利用率	一〇・〇%	八・〇%	二・〇%
行政メール配信数	一〇、〇〇〇通	八、〇〇〇通	二、〇〇〇通
行政メール登録者数	五、〇〇〇人	四、〇〇〇人	一、〇〇〇人

選挙

科目	決算額	増減	比較減(△)
有権者数	八〇〇、〇〇〇人	六四〇、〇〇〇人	一六〇、〇〇〇人
投票者数	六〇〇、〇〇〇人	四八〇、〇〇〇人	一二〇、〇〇〇人
投票率	七五・〇%	六〇・〇%	一五・〇%
期日前投票者数	一〇〇、〇〇〇人	八〇、〇〇〇人	二〇、〇〇〇人
不在者投票者数	五〇、〇〇〇人	四〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人
選挙公営費	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
投票所数	一〇〇箇所	八〇箇所	二〇箇所
開票所数	一箇所	一箇所	〇箇所
選挙管理委員会開催数	一〇回	八回	二回
選挙啓発事業費	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円

監査

科目	決算額	増減	比較減(△)
監査委員数	四人	四人	〇人
定期監査実施回数	一回	一回	〇回
例月出納検査回数	一二回	一二回	〇回
指摘事項件数	五件	四件	一件
改善措置件数	五件	四件	一件
監査報告書作成数	一通	一通	〇通
住民監査請求件数	〇件	〇件	〇件
住民監査請求却下件数	〇件	〇件	〇件
監査委員会開催数	一〇回	八回	二回
監査委員研修参加数	二回	二回	〇回

議会

科目	決算額	増減	比較減(△)
議員定数	二〇人	二〇人	〇人
定例会開催回数	四回	四回	〇回
臨時会開催回数	一回	一回	〇回
本会議日数	一〇日	八日	二日
委員会開催数	一〇回	八回	二回
議案提出数	三〇件	二四件	六件
議案可決数	三〇件	二四件	六件
請願陳情受理数	五件	四件	一件
議会だより発行数	四回	四回	〇回
議会傍聴者数	一〇〇人	八〇人	二〇人

行政

科目	決算額	増減	比較減(△)
職員数	二〇〇人	一六〇人	四〇人
職員一人当人口	五、〇〇〇人	五、〇〇〇人	〇人
時間外勤務時間数	一、〇〇〇時間	八〇〇時間	二〇〇時間
年次有給休暇取得日数	一五日	一二日	三日
年次有給休暇取得率	六〇・〇%	四八・〇%	一二・〇%
職員研修参加延べ人数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
職員研修費	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
庁舎維持管理費	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
庁舎延面積	一、〇〇〇㎡	八〇〇㎡	二〇〇㎡
庁舎老朽化率	二〇・〇%	一六・〇%	四・〇%

財政

科目	決算額	増減	比較減(△)
歳入総額	七、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
歳出総額	七、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
歳入歳出差引	〇円	〇円	〇円
翌年度繰越財源	〇円	〇円	〇円
実質収支	〇円	〇円	〇円
単年度収支	〇円	〇円	〇円
実質単年度収支	〇円	〇円	〇円
財政調整基金現在高	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
財政調整基金積立額	一〇〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
財政調整基金取崩額	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円

税務

科目	決算額	増減	比較減(△)
県税収入額	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
県税徴収率	九九・〇%	七九・二%	一九・八%
県税滞納繰越額	一〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二、〇〇〇円
県税不納欠損額	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一、〇〇〇円
個人県民税収入額	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
法人県民税収入額	一〇〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
固定資産税収入額	四〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
自動車税収入額	一〇〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
軽油引取税収入額	五〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
県たばこ税収入額	五〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

農業

科目	決算額	増減	比較減(△)
農家数	一、〇〇〇戸	八〇〇戸	二〇〇戸
専業農家数	二〇〇戸	一六〇戸	四〇戸
兼業農家数	八〇〇戸	六四〇戸	一六〇戸
農業就業人口	一、五〇〇人	一、二〇〇人	三〇〇人
耕地面積	一、〇〇〇ha	八〇〇ha	二〇〇ha
田面積	六〇〇ha	四八〇ha	一二〇ha
畑面積	四〇〇ha	三二〇ha	八〇ha
農業用水利施設数	五〇施設	四〇施設	一〇施設
農業共済加入率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
農業振興地域指定面積	一、二〇〇ha	九六〇ha	二四〇ha

水産

科目	決算額	増減	比較減(△)
漁業就業者数	一〇〇人	八〇人	二〇人
漁船隻数	五〇隻	四〇隻	一〇隻
漁獲量	一、〇〇〇トン	八〇〇トン	二〇〇トン
漁獲金額	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
養殖施設数	一〇施設	八施設	二施設
養殖生産量	一〇〇トン	八〇トン	二〇トン
養殖生産金額	一〇〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
漁港数	三港	二港	一港
漁港整備率	八〇・〇%	六四・〇%	一六・〇%
漁業協同組合員数	一、〇〇〇人	八〇〇人	二〇〇人

林業

科目	決算額	増減	比較減(△)
林業就業者数	一〇〇人	八〇人	二〇人
森林面積	一、〇〇〇ha	八〇〇ha	二〇〇ha
人工林面積	六〇〇ha	四八〇ha	一二〇ha
天然林面積	四〇〇ha	三二〇ha	八〇ha
素材生産量	一、〇〇〇㎥	八〇〇㎥	二〇〇㎥
素材生産金額	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
林道延長	一〇〇km	八〇km	二〇km
林道舗装率	五〇・〇%	四〇・〇%	一〇・〇%
造林面積	五〇ha	四〇ha	一〇ha
間伐面積	一〇〇ha	八〇ha	二〇ha

商工

科目	決算額	増減	比較減(△)
商店数	五〇〇店	四〇〇店	一〇〇店
商業従業者数	二、〇〇〇人	一、六〇〇人	四〇〇人
商業年間販売額	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
工業事業所数	一〇〇所	八〇所	二〇所
工業従業者数	二、〇〇〇人	一、六〇〇人	四〇〇人
工業出荷額	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇、〇〇〇円	四、〇〇〇、〇〇〇円
企業誘致件数	五件	四件	一件
新規開業届出数	一〇件	八件	二件
倒産件数	二件	一件	一件
中小企業融資あっせん額	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円

労働

科目	決算額	増減	比較減(△)
労働組合数	一〇組合	八組合	二組合
労働組合員数	五〇〇人	四〇〇人	一〇〇人
労働組合加入率	一〇・〇%	八・〇%	二・〇%
労働争議件数	〇件	〇件	〇件
労働相談件数	一〇〇件	八〇件	二〇件
労働相談員数	二人	二人	〇人
勤労者福祉施設数	五施設	四施設	一施設
勤労者福祉施設利用者数	一〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人	二、〇〇〇人
勤労者福祉施設利用率	二〇・〇%	一六・〇%	四・〇%
勤労者福祉施設運営費	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円

農地

科目	決算額	増減	比較減(△)
農地面積	一、〇〇〇ha	八〇〇ha	二〇〇ha
農地転用許可面積	一〇ha	八ha	二ha
農地転用許可件数	一〇件	八件	二件
農地利用集積率	六〇・〇%	四八・〇%	一二・〇%
農地中間管理事業利用面積	一

	北海道帝国大学	九州帝国大学	東北帝国大学	京都帝国大学	東京帝国大学	臨時部	歳入合計	臨時部合計	歳入合計	臨時部合計	歳入合計
						歳出					
						臨時部					
歳入	三、八六九、一四五	三、〇四〇、六四九	三、六八六、四四六	三、七九五、六六六	六、四四四、四四四	歳入	一、六六六、六六六	三、六六六、六六六	三、六六六、六六六	三、六六六、六六六	三、六六六、六六六
歳出	三、八六九、一四五	三、〇四〇、六四九	三、六八六、四四六	三、七九五、六六六	六、四四四、四四四	歳出	一、六六六、六六六	三、六六六、六六六	三、六六六、六六六	三、六六六、六六六	三、六六六、六六六
差引						差引

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
前年度繰越金	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	〇円
諸収入	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
雑入	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
歳入合計	一、三〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
前年度繰上充用金	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
歳出合計	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
議会費	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
議会費	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
報酬	一、一〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
特別職報酬	一、一〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
諸費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇
特別職諸費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇
予備費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
予備費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
前年度繰越金	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	〇円
諸収入	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
雑入	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
歳入合計	一、三〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	△三〇〇、〇〇〇
前年度充用未済

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入			
簡易生命保険収入	六、一五九、一九一円	五、四〇〇、〇〇〇円	△一一九、一九一円
歳入合計	六、一五九、一九一	五、四〇〇、〇〇〇	△一一九、一九一
歳出			
簡易生命保険費	一、三五九、三五二	一、五〇一、〇〇〇	△一四一、六四八
繰越金	0	一、〇〇〇、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、三五九、三五二	二、五〇一、〇〇〇	△一、一四一、六四八
歳入超過額	四、七九九、八三九	二、八九九、〇〇〇	△一、九〇〇、八三九

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入			
用品勤定過剰金繰入	三、〇〇〇、〇〇〇円	0円	△三、〇〇〇、〇〇〇円
歳入合計	三、〇〇〇、〇〇〇	0	△三、〇〇〇、〇〇〇
歳出			
鉄道建設及改良費	一、三五六、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	△一四三、九九九
国債償還金	一、三五六、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	△一四三、九九九
歳出合計	二、七一二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	△二八七、九九九
用品勤定歳入			
鉄道用品及工作収入	一、三一七、一六三	一、五〇〇、〇〇〇	△一八二、八三七
歳出			
鉄道用品及工作費	一、三一七、一六三	一、五〇〇、〇〇〇	△一八二、八三七
収益勤定			
鉄道作業収入	六、一〇二、三三二	五、四〇〇、〇〇〇	△七〇二、三三二
歳出			
鉄道作業費	四、八六六、九五五	四、〇〇〇、〇〇〇	△八六六、九五五
繰越金	一、三五六、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	△一四三、九九九
歳出合計	六、二二二、九五五	五、五〇〇、〇〇〇	△七二二、九五五

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
歳入			
簡易生命保険収入	六、一五九、一九一円	五、四〇〇、〇〇〇円	△一一九、一九一円
歳入合計	六、一五九、一九一	五、四〇〇、〇〇〇	△一一九、一九一
歳出			
簡易生命保険費	一、三五九、三五二	一、五〇一、〇〇〇	△一四一、六四八
繰越金	0	一、〇〇〇、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
歳出合計	一、三五九、三五二	二、五〇一、〇〇〇	△一、一四一、六四八
郵便歳入			
郵便年金収入	二、六八二、三五二	二、五〇〇、一一九	△一八二、二三三
郵便歳出			
郵便年金費	六四、四四四	五〇、〇〇〇	△一四、四四四
郵便積立金繰入			
郵便歳出合計	六四、四四四	五〇、〇〇〇	△一四、四四四
貯金歳入			
貯金利子収入	一、一四一、一九一	一、一〇〇、〇〇〇	△四一、一九一
貯金歳出			
貯金利子費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	0
貯金積立金繰入	四一、一九一	0	△四一、一九一
貯金歳出合計	一、一四一、一九一	一、一〇〇、〇〇〇	△四一、一九一
為替貯金歳入			
為替貯金利子収入	一、一四一、一九一	一、一〇〇、〇〇〇	△四一、一九一
為替貯金歳出			
為替貯金利子費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	0
為替貯金積立金繰入	四一、一九一	0	△四一、一九一
為替貯金歳出合計	一、一四一、一九一	一、一〇〇、〇〇〇	△四一、一九一
簡易生命保険歳入			
簡易生命保険収入	六、一五九、一九一	五、四〇〇、〇〇〇	△一一九、一九一
簡易生命保険歳出			
簡易生命保険費	一、三五九、三五二	一、五〇一、〇〇〇	△一四一、六四八
繰越金	0	一、〇〇〇、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
簡易生命保険積立金繰入	四、七九九、八三九	二、八九九、〇〇〇	△一、九〇〇、八三九
簡易生命保険歳出合計	六、一五九、一九一	五、四〇〇、〇〇〇	△一一九、一九一

通じ各省所管に於て賞與及慰勞金の給與に係るもの二百二十二件は、政府に對し將來の注意を促すべきものと議決し、其の他は異議なく承諾を與ふべきものと決定し、昭和四年三月十二日本會議に於て採決の結果、右委員會決定の通可決確定したり。

附表　大正十五年度以降各特別會計所屬既定繼續費年割表（△印は減）

費目	總額	以大正十四年度前支出濟額	以同十五年度降支出濟額	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	自同二十一年度至
港灣費										
改良工事費										
既定繼續費										
追加繼續費										
改定繼續費										
追加繼續費										
既定繼續費										
電信電話整備費										
大正新營費										
既定繼續費										
改定繼續費										
追加繼續費										
既定繼續費										
鐵道改良費										
既定繼續費										
追加繼續費										
改定繼續費										
鐵道新線費										
既定繼續費										
追加繼續費										
改

| 費目 | 大治鐵道費 | 鐵道費 | 港灣費 | 臨時軍事費 | 臨時軍事費特別會計 | 臨時軍事費特別會計 | 臨時軍事費特別會計

費目	総額	前年度繰越金	雑収入	諸収入	財産収入	寄附金	繰入金	公債金	歳入歳出外現金	歳入歳出外剰余金	歳入合計
大正十四年度以前繰越	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十五年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十六年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十七年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十八年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十九年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同二十年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同二十一年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

（下）

費目	総額	前年度繰越金	雑収入	諸収入	財産収入	寄附金	繰入金	公債金	歳入歳出外現金	歳入歳出外剰余金	歳入合計
大正十四年度以前繰越	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十五年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十六年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十七年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十八年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同十九年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同二十年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
同二十一年度	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

附表

各特別會計歲入歲出決算額

（備考）一、特別會計名稱は明治三十年度以降大正十四年度以前は各帝國大學、各帝國大學特別會計及各鎮守府各經理部特別會計資金特別會計名稱を掲げ、大正十四年度以降は各帝國大學、各官校及國營鐵道

決算額累年一覧表

（其一）　明治之部

年度	四十四年度	四十三年度	四十二年度	四十一年度	四十年度	三十九年度	三十八年度	三十七年度	三十六年度	三十五年度	三十四年度	三十三年度	三十二年度	三十一年度	三十年度	二十九年度	二十八年度	二十七年度	二十六年度	二十五年度	二十四年度	二十三年度	二十二年度	二十一年度	二十年度	十九年度	十八年度	十七年度	十六年度	十五年度	十四年度	十三年度	十二年度	十一年度	十年度	九年度	八年度	七年度	六年度	五年度	四年度	三年度	二年度	元年度
歳入																																												
歳出																																												
歳入歳出差引																																												
繰越																																												
翌年度繰越																																												

各特別會計歲入歲出決算總表（其二）　大正之部

年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度
歲入							
歲出							

附表

各特別會計歲入歲出決算額累年一覽表

（其二）大正之部

各特別會計歲入歲出決算額累年一覽表

（其二）　大正之部

第四章　臨時事件費

第一節　明治三十三年清國事件費

明治三十三年五月北清地方に義和團と稱する匪徒蜂起し、名を外敎排斥・外人掃攘に藉りて暴掠を逞うせしが、其の勢力猖獗を極め、遂に首府北京に侵入し各國公使館に肉薄して之に危害を加へ、在留居留民の生命財産亦危殆に瀕するに至れり。然るに清國政府は此の暴徒の擾亂を容易に鎭壓する能はざるのみならず、却つて之を逆用して排外の宣言を發するに至りしを以て、玆に各國は其の公館竝に居留民保護の爲め自國の兵力を用ふることに決し、相尋いで其の水兵又は陸兵を派遣し、之を以て聯合軍を編成して團匪の鎭壓と居留民の救援とに當れり。我國に於ても事件勃發と共に取敢ず同地方に軍艦を派遣し、更に陸兵若干を派遣して救援に當らしめしが、我國は其の位置の事件發生地に最も近接せる關係上、事變鎭壓の爲め最も重大なる任務を負ふこととなり、事態の益〻急迫するに及び列國の要請を容れて、更に多數の軍隊を派遣することに決し、七月初旬に至り第五師團の全部を擧げて北清地方に急派し、列國の駐屯軍と共に團匪の掃蕩竝に在留民の救援に當らしめたり。斯くて各國の聯合軍は漸次匪徒を擊破して、八月に至り北京を陷れて在留民救援の目的を達し、更に續いて直隷省の各地に討伐軍を派して匪徒の掃蕩に努めたる結果、同年十月に至りて全く鎭定の目的を達したり。事變鎭定と共に列國は清國政府に對し講和の交涉を開始し、損害の賠償、將來の保障等を要求せしが、交涉は種々の事情に妨げられて容易に其の進行を見ず、遷延約一箇年を費して、翌三十四年

九月に至り、各國使臣は最後の議定書に調印を終り、茲に北清事件は漸く其の局を結ぶに至れり。

清國事件の發生するや政府は之に要する經費支辨の途を求むる爲め、憲法第七十條に據り緊急勅令の發布を仰ぎ、明治三十三年六月二十七日勅令第二百七十七號を以て、左の如く之を公布したり。

勅令第二百七十七號（明治三十三年六月二十七日）

清國事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ軍艦水雷艇補充基金災害準備基金及敎育基金ノ特別會計ニ屬スル資金ヲ使用スルコトヲ得

前項ニ依リ使用シタル資金ハ後日補塡スヘシ

右勅令に基き政府は明治三十三年度に於て軍艦水雷艇補充基金より二千萬圓を清國事件費資金として一般會計に繰入れ、右繰入金及一般歲入金とを財源として、同年度に於て合計二千八百六十四萬六千四百三十五圓六十四錢の支出の勅裁を經たり。而して翌三十四年二月第十五回帝國議會の召集せらるるや、政府は右緊急勅令竝に豫備金外臨時支出の件に關し、議會の事後承諾を求むる爲め之を同議會に提出せしが、貴衆兩院とも全會一致を以て異議なく之に承諾を與へたり。尙右軍艦水雷艇補充基金繰入金は、後本事件に關し清國政府より賠償金を受領するに及び、其の一部を以て明治三十五年度に於て元利合計二千四十萬圓餘を補塡したり。

團匪の擾亂は前述の如く出兵後數箇月にして全く鎭定せられ、我國は十一月以後漸次派遣軍隊及艦船の數を減少せしが、而も講和談判は遷延して容易に決せられざるのみならず、北清地方の情勢は尙全く警備の撤收を許さざりしを以て、引續き必要なる軍隊及艦船を配置することと爲し、政府は翌三十四年度豫算の編成に當り、同年度に於ける清國事件に關する經費の豫算として二千三百五十萬圓を計上することと爲したり。然れども右の經費は到底普通歲入を以て支辨するを許さざるのみならず、該經費は或は三十五年度以降に於ても之を必要とすべきを保し難きを以て、政府は財政の基礎の鞏固を圖る爲め、此の際葉煙草賣渡價格の引上を行ふと同時に、酒稅及石油輸入稅を增徵し、且麥酒稅及砂糖消費稅を新設することに依り租稅の增收を圖り、以て清國事件費支辨の財源に供すると共に、併せて將來に於ける必要に應じて、或は公債の募集に代へ、或は他の必要缺くべからざる經費の財源に充てんことを期したり。而して前述の增稅及新稅案は各種準備の都合上、何れも明治三十四年十月一日より實施するの豫定なるを以て、三十四年度に於ては此等の租稅增收のみにては、清國事件費豫算の全額を支辨すること能はざるべきを以て、政府は右歲入不足の補塡は一時借入金を以て之に充つることと爲したり。斯くて明治三十四年三月第十五回帝國議會に於て、政府は前記增新稅に關する諸法律案と共に、清國事件費に關する歲入歲出を計上したる明治三十四年度追加豫算案を提出せしが、議會は多少の修正を加へたる上何れも之を可決せしを以て、右追加豫算は同年三月二十七日左の如く公布せられたり。

科目	金額	科目	金額
歲入經常部		專賣局益金	三、二〇四、二八七円
租稅		歲入經常部計	六、一九三、五七五
酒稅	三、〇八九、二八八円	歲入臨時部	
海關稅	三三九、〇四七	一時借入金	一七、六八〇、〇〇〇
砂糖消費稅	二四一、三七四	歲入總計	二三、九三三、五七五
官業及官有財產收入	二、七一八、八六七		
歲入經常部計	三、三〇四、二八七	歲出經常部	
歲入臨時部		大藏省所管	
一時借入金	一七、六八〇、〇〇〇	恩賞諸祿	三一〇、〇〇〇円
歲入總計	二三、九三三、五七五	賞勳年金	一四〇、〇〇〇
		軍人恩給	六〇、〇〇〇
		關稅	二六、三二四

科目	金額	科目	金額
俸給及諸給費	二、九二〇円	俸給及諸給費	六四、三二六円
廳費	四、三六八	廳費	四、三六八
修繕費	八〇〇	旅費	一四、五〇七
旅費	一、一六四	雜給及雜費	二〇、二九三
雜給及雜費	七、〇三	大藏省所管合計	三九一、六二七
內國稅徵收費	一四五、三三	歳出臨時部	

右豫算に於て清國事件に關する經費を、大藏省所管歳出臨時部國庫豫備金の款中に新に清國事件第二豫備の項を設けて之に計上せしは、蓋し清國事件費に就きては、當時同國の形勢は絶えず變動し豫め細目の各事項に就き精確に必要の經費を豫定するは頗る難事に屬するを以て、豫算に於ては右の如く大藏省所管の下に一括して之を計上し、實際必要の都度各省の請求に對し更に精査を加へた上、之を支出せんとせしものなり。而して右豫算歳出經常部中恩賞諸祿に關する經費は、清國事件の戰功に依り下賜せらるべき賞勳年金、竝に同事件の爲め死傷せる軍人に對する恩給の支辨に充つるものにして、又稅關及內國稅徵收費は何れも增新稅に伴ふ經費の增加を豫定せしものなり。

清國事件は明治三十四年九月に至り漸く終局を告げたりと雖も、尙北清地方の警備は引續き之を必要とせしのみならず、事件終結後に於ける行賞、償金取扱費等、事件に關聯せる經費尠からざるを以て、政府は三十五年度以降の豫算に於ても、引續き清國事件第二豫備の項を設けて此等の經費を要求することと爲し、明治四十一年度豫算に至る迄毎年度之が經費を計上し、何れも議會の協賛を經たり。今其の豫算額を擧ぐれば明治三十五・六・七の三年度に於ては各二百五十萬圓、三十八・九・四十の三年度に於ては各百三十萬圓にして、四十一年度に於ては百六十萬圓にして、之に三十四年度の豫算額二千三百五十萬圓を加ふれば、清國事件第二豫備金の豫算額は合計三千六百五十萬圓なり。而して右豫算額中支出の勅裁を經たる金額は八箇年度合計二千二百十五萬五千七百七十一圓五十錢五厘にして、差引千四百三十四萬四千二百二十八圓四十九錢五厘の豫算殘額を生じたり。今清國事件第二豫備金の毎年度豫算額竝に支出勅裁濟額を表示すれば左の如し。

清國事件第二豫備金豫算額竝支出勅裁濟額表

年度	豫算額	支出勅裁濟額	豫算殘額
明治三十四年度	二三、五〇〇、〇〇〇円	一三、八八七、九二〇・二六七円	九、六一二、〇七九・七三三円
同三十五年度	二、五〇〇、〇〇〇	二、一七八、五一三・六三九	三二一、四八六・三六一
同三十六年度	二、五〇〇、〇〇〇	一、四九八、〇二八・〇六一	一、〇〇一、九七一・九三九
同三十七年度	二、五〇〇、〇〇〇	八七九、四七三・〇一〇	一、六二〇、五二六・九九〇
同三十八年度	一、三〇〇、〇〇〇	八一八、八一八・六八八	四八一、一八一・三一二
同三十九年度	一、三〇〇、〇〇〇	七二四、五四七・八四〇	五七五、四五二・一六〇
同四十年度	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、五七二・〇〇〇	二七九、四二八・〇〇〇
同四十一年度	一、六〇〇、〇〇〇	一、一四七、八九八・〇〇〇	四五二、一〇二・〇〇〇
合計	三六、五〇〇、〇〇〇	二二、一五五、七七一・五〇五	一四、三四四、二二八・四九五

清國事件費に關し支出の勅裁を經たる金額は上述の如く、豫備金外臨時支出に係るもの二千八百六十四萬六千四百三十五圓六十四錢、清國事件第二豫備金の支出に係るもの二千二百十五萬五千七百七十一圓五十錢五厘、合計五千八十萬二千二百七圓十四錢五厘に達せしが、此の中實際に於て仕拂

を爲したる金額は四千三百六十萬二千二百四十三圓四十四錢一厘にして、之を前記支出勅裁濟額より差引くときは七百十九萬九千九百六十三圓七十錢四厘の仕拂不用額を生じたり。今右清國事件費の每年度支出勅裁濟額・仕拂濟額・翌年度繰越額・不用額を表示すれば左の如し。

清國事件費支出額表

年度	支出勅裁濟額				翌年度繰越額	不用額
	前年度繰越額	清國事件第二豫備金支出額	豫備金外臨時支出額	計	仕拂濟額	
	円	円	円	円	円	円
明治三十三年度	0	0	二八、六四六、四三五・六四〇	二八、六四六、四三五・六四〇	三三、八二五、〇九〇・六九五	五、六八六、〇五三・七五三
同　三十四年度	一四五、二九一・九二	一三、八七七、九二〇・二六七	0	一四、〇二三、二一一・四五九	一二、八二八、七一〇・四九七	一四五、二九一・一九二
同　三十五年度	五五三、四九〇・〇一三	二、一九七、五一三・六三九	0	二、七二三、〇〇三・六五一	二、三五三、三三五・四三九	六四二、〇一〇・九五〇
同　三十六年度	九、〇〇〇・〇〇〇	一、四九八、〇二八・〇六一	0	一、五〇七、〇二八・〇六一	一、二八五、三八六・八九二	二三一、六四一・一八九
同　三十七年度	0	八七九、四七三・〇一〇	0	八七九、四七三・〇一〇	六四六、五九八、三九八	二三三、八七四・六一二
同　三十八年度	0	八一八、八一八・六八八	0	八一八、八一八・六八八	六七三、四二一、四四五	一四六、二九三・二四三
同　三十九年度	0	七三四、五四七・八四〇	0	七三四、五四七・八四〇	七二九、九五三・八七五	四一、四四八・九六七
同　四十年度	0	一、〇三〇、五七三・〇〇〇	0	一、〇三〇、五七三・〇〇〇	九四九、〇三四・三〇九	一四二、三八四・六三〇
同　四十一年度	0	一、一七七、〇一八・五一五	0	一、一七七、〇一八・五一五	一、〇三二、二一二・八六四	七五六、八〇一・七一九
合　計	二九、一三〇・五一五	三三、二五五、七七一・五〇五	二八、六四六、四三五・六四〇	三二、二五五、七七一・五〇五	四三、六〇三、二四五・四四一	七、一九九、九六三・七〇四

清國事件費は關係各省に於て、其の所管事項に就き之を必要とする都度之を大藏省に請求し、大藏省に於て、精査の上之を支出せしものにして、今各省に於て清國事件費を以て支出せられたる主なる費目を擧ぐれば、外務省所管に在りては、警察官派遣費・機密費・船舶借入費・臨時補修費・電信料・日清通商航海條約關稅率改正の爲め委員派遣費等、內務省所管に在りては、新聞雜誌檢閱費・遭難者救護費・府縣臨時諸費等、大藏省所管に在りては、一時賜金・勳章製造費・勳記製造費・從軍記章製造費・通信運搬費・公債證書製造費・一時借入金利子・行賞取扱諸費・償金取扱費等、陸軍省所管に在りては、軍隊派遣費・清國駐屯部隊及內地諸部隊に係る諸費・機密費・一時賜金・築造費・宇品陸軍土地建物修築費・塘沽附近土地買收費・靖國神社臨時大祭費等、海軍省所管に在りては、軍艦水雷艇派遣費・派遣軍艦諸費・機密費・一時賜金等、遞信省所管に在りては、派遣軍隊駐屯地に於ける臨時通信事務取扱費なりとす。今前揭清國事件費支出額表に就き、各省別の內譯額を揭ぐれば左の如し。

清國事件費支出額各省別內譯表

種目	支出勅裁濟額				翌年度繰越額	不用額
	前年度繰越額	清國事件第二豫備金支出額	豫備金外臨時支出額	計	仕拂濟額	
	円	円	円	円	円	円
明治三十三年度						
外務省	0	0	三八、七六四・〇〇〇	三八、七六四・〇〇〇	一七、七五六・三六六	五一、〇一七・六一四
內務省	0	0	一一、七四四・七一〇	一一、七四四・七一〇	二、五二五・六六六	二四九・〇一四
大藏省	0	0	一八九、八〇〇・〇〇〇	一八九、八〇〇・〇〇〇	一七〇、八五五・〇〇〇	一八、九四五・〇〇〇
陸軍省	0	0	二一、七三三、八八六・九六八	二一、七三三、八八六・九六八	一六、七八〇、〇九三・〇二一	四、八〇八、五〇一・四〇五
海軍省	0	0	六、三九五、八八五・三三	六、三九五、八八五・三三	五、五八九、九一一・一三	八〇五、九七四・二〇九
遞信省	0	0	八六、三〇四・六四〇	八六、三〇四・六四〇	八四、九四九・四二九	一、三五五・二一一
計	0	0	二八、六四六、四三五・六四〇	二八、六四六、四三五・六四〇	二三、八二五、〇九〇・六九五	五、六八六、〇五三・七五三
明治三十四年度						
外務省	0	五六八、七三五・三〇〇	0	五六八、七三五・三〇〇	五五七、五五六・三五八	一、一七八・九三一
內務省	0	三、六九〇・八三〇	0	三、六九〇・八三〇	三、六四一・八五四	四八・九七六
計	0	五六八、七三五・三〇〇	0	五六八、七三五・三〇〇	五五七、五五六・三五八	一、一七八・九三一

科目	前年度繰越額	清國事件費支出第二期臨時軍費補償金	歳入	計	海軍省	陸軍省	大蔵省	外務省	明治三十五年度
	円	円							
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				
歳入	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
歳出	三五、一三三、三三三	三六、三三三、三三三		三五、一三三、三三三	三五、一三三、三三三				
差引	0	0		0	0				

清國事件費各省別仕拂濟額表

更に各省別に歳き毎年度の仕拂濟額を掲ぐれば左の如し。

所管別	明治三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	合計
外務省	一、七七五、三六八円	三五、三六八円	九、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一四、八二五、三六八円
大蔵省	三五、三六八円	三五、三六八円	九、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一四、八二五、三六八円
陸軍省	一、七四〇、〇〇〇円	一、七四〇、〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	三、四八〇、〇〇〇円
海軍省	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
遞信省	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
計	一、七七五、三六八円	三五、三六八円	九、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一四、八二五、三六八円

所管別	明治廿三年度	同三十四年度	同三十五年度	同三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	合　計
内務省	円 二一、五二五、九九六	円 三、六四二、八五四	円 〇	円 〇	円 〇	円 〇	円 〇	円 〇	円 〇	円 一、五二七、一六七、五五〇
大藏省	一七〇、八五五、〇〇〇	三、六四四、四〇八、〇八一	二二七、七七九、七五九	四一、五八五、六九三	一、一四七、〇八〇、六五四	六二五、九〇九、三六三	一四〇、五〇五、二四〇	九、五二〇、二九三	五〇四、二七	三、九九九、九四二、七三三
陸軍省	一、六七八、〇九三、〇七一	七、一四九、一四八、五五九、一四二	三、〇一四、六四九、七〇三	一、一四七、〇八〇、六五四	〇	六四八、二三一、八二三	〇	七一九、一四八、七四六	九四八、六三九、〇五〇	一、一六二、二一四、六二三
海軍省	五、五八九、九一一、一三五	一、〇二〇、九四三、五九〇	三、四一九、九八〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三一、五五〇、八二六、四三
遞信省	八四、九四九、四二九	二二、六〇一、九二一	九五、二〇六、九一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三〇一、七五七、二三一
合　計	二三、八二五、〇九〇、六九五	一二、八二八、七一〇、四九七	二、五二三、三五五、四三九	一、二八五、三六六、八九二	六四六、五九八、三九八	七二九、九三二、八七三	九四四、〇二五、三〇九	一、一六二、六三三、八九三	四二、九二七、四三三	三七、九九九、九四二、七三三

第二節　明治三十七八年戰役臨時事件費

第一款　總　說

明治三十七八年戰役に關する經費は之を分つて二種と爲す。臨時軍事費及各省臨時事件費卽ち之なり。臨時軍事費は陸軍及海軍兩省の所管に屬し、專ら對敵交戰の爲に直接必要なる經費にして之が支出は頗る巨額に上るのみならず、其の性質上之が收支計算は一般の歲計と區分して、特別の整理を爲すの必要あるを以て、政府は之に關して特別會計を設置し、時局の開始より其の終結に至る迄を一會計年度として整理せしむることと爲したり。次に各省臨時事件費は軍事費以外に各省に於て、時局に關する外交、國債利子其の他諸般の事項に必要なる經費にして、右經費に就ては政府は特に之を普通の經費と區別することなく、一般の歲計に組入れ計上することと爲せしが、唯此の種の經費は多くは時局の進展に伴ひ隨時支出を要するものにして、豫め各事項に就き之を豫算することは能はざるを以て、實際必要の都度各省の請求に對し精査を加へたる上之を支出するものと爲し、豫算に於ては之を一括して臨時事件豫備費として要求することと爲したり。以上明治三十七八年戰役に關する兩種の經費に就きては、之が豫算を帝國議會に提出して其の協贊を求むること三回、豫算外に於て責任支出を爲したること二回、憲法第七十條の規定に依り財政上緊急處分として支出したること一回に及べり。今順次之を擧ぐれば左の如し。

明治三十六年十二月憲法第七十條に依り勅令第二百九十一號を發布せられ、財政上緊急處分として軍備補充に要する經費支辨の爲め、政府は一時借入金を爲し、特別會計資金を繰替使用し、及び國庫債券を發行することを得ることを定めたり。右勅令に依り支出の勅裁を經たる金額は一億五千六百二十二萬餘圓にして、內陸海軍に屬するもの一億五千五百九十七萬餘圓、大藏省所管に屬するもの二十五萬餘圓とす。而して政府は之が支辨の財源として國庫債券收入一億圓、特別會計資金繰替二千五百萬圓、一時借入金三千百二十二萬餘圓を以て之に充つることと爲したり。

明治三十六年度に於ては右勅令第二百九十一號に依る支出の外に、尙各省臨時事件費として國庫豫備金及國庫剩餘金を以て、臨時支出の勅裁を經たる金額あり。右は在露淸韓帝國臣民引揚其の他外交に關する經費、及府縣に於ける警察其の他の諸費に充當せられしものにして、其の總額百四十二萬餘圓なりとす。

次で翌三十七年三月第二十回帝國議會の召集せらるるや、政府は臨時軍事費三億八千萬圓及各省臨時事件費四千萬圓の豫算を要求し、議會の協贊を經たり。而して之が財源としては公債、國庫債券及一時借入金二億八千萬圓、特別會計資金繰替三千萬圓、增稅等の收入六千二百萬圓、一般會計歲計剩

餘金約四千八百萬圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。

明治三十七年十一月第二十一回帝國議會の召集せらるるや、政府は更に臨時軍事費七億圓及各省臨時事件費八千萬圓を要求し、議會の協贊を經たり。而して之が財源としては公債・國庫債券及一時借入金五億七千百萬圓、特別會計資金繰替八百萬圓、一般會計剩餘四千八百三十三萬餘圓、增稅等の收入一億五千二百六十七萬餘圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。

明治三十八年末に至り戰局の發展に伴ひ多額の經費を要し、臨時軍事費豫算及各省臨時事件費は第二十二回帝國議會の開會に先ちて不足を告げしを以て、同年十二月政府は豫算以外に於て、臨時軍事費六千萬圓及各省臨時事件費二千八百八十二萬餘圓を支出し、之が財源としては公債六千萬圓、特別資金繰替四百萬圓、一般歳計剩餘約二千四百八十二萬餘圓を以て之に充つることと爲したり。

明治三十八年十二月第二十二回帝國議會の召集せらるるや、政府は更に臨時軍事費四億五千四十五萬圓及各省臨時事件費九千百七十萬圓（內七百二十萬圓は明治三十八年度追加額）を要求し、之に對する財源として公債・國庫債券及一時借入金五億千三百六十四萬餘圓、一般會計剩餘二千八百五十萬餘圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。議會は明治三十九年度各省臨時事件費中五百萬圓を削除し、他は政府原案の通協贊を與へたり。而して翌三十九年十二月第二十三回帝國議會の召集せらるるに及びて、政府は明治三十九年度各省臨時事件費追加として二百五十萬圓を要求し、議會の協贊を經たり。之に對する財源は前年度剩餘金を以て充當するものとす。

以上臨時事件に關する經費の豫算及之が支辨の財源を概括するに、先づ臨時軍事費に屬するものは(一)明治三十六年勅令第二百九十一號に依り支出の勅裁を經たる金額一億五千六百二十二萬餘圓の內、陸海軍に屬するもの一億五千五百九十七萬餘圓(二)第二十回帝國議會の協贊を經たる臨時軍事費豫算三億八千萬圓(三)第二十一回帝國議會の協贊を經たる臨時軍事費追加豫算七億圓(四)明治三十八年度に於て豫算外支出を爲したる金額六千萬圓(五)第二十二回帝國議會の協贊を經たる臨時軍事費追加豫算四億五千四十五萬圓、合計十七億四千六百四十二萬餘圓にして、之が支辨の財源としては(一)公債募集金・國庫債券收入及一時借入金十四億九千二百四十二萬餘圓(二)增稅等の收入共の他一億八千九百萬圓(三)特別會計資金繰替六千三百萬圓(四)軍資獻納金百五十萬圓(五)雜收入五十萬圓を以て之に充つるの計畫とす。次に各省臨時事件費に屬するものは(一)明治三十六年度に於て豫算外支出を爲したるもの百四十二萬餘圓(二)明治三十六年勅令第二百九十一號に依り支出の勅裁を經たる金額の內、大藏省所管に屬するもの二十五萬餘圓(三)臨時事件豫備費豫算として成立せるもの明治三十七・八・九の三箇年度を通じて二億九百二十萬圓(四)明治三十八年度に於て豫算外支出を爲したるもの二千八百八十二萬餘圓、合計二億三千九百七十萬餘圓にして、之が支辨の財源としては(一)公債募集金及一時借入金六千三百四十五萬餘圓(二)特別會計資金繰替四百萬圓(三)歳計剩餘共の他一億七千二百五萬餘圓を以て之に充つるの計畫とす。以上臨時軍事費竝に各省臨時事件費の兩者を合算すれば、時局に關する經費豫算の總計は實に十九億八千六百十二萬餘圓の巨額に達するの計算なり。

今其の明細を示せば左表の如し。

區分				
臨時軍事費	明治三十六年度豫算外支出額	明治三十六年勅令第二九一號に依りたる支出額	第一次豫算額	第二次豫算額
	円 0	一五五、九七一、〇三五・八四二 円	三六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 円	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 円
	明治三十八年十二月豫算外支出額	第三次豫算額	合計	
	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 円	四五〇、四五〇、〇〇〇・〇〇〇 円	一、七四六、四三二、〇三五・八四二 円	

區分	明治三十六年度歳計外支出額	依り之を明治三十九年度に繰越したる歳計外支出額	第一次臨時軍事費特別会計歳入金額	第一次臨時軍事費特別会計歳出額	第二次臨時軍事費特別会計歳入金額	第二次臨時軍事費特別会計歳出額	合計
歳入	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
公債金	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇
一般会計歳入より繰入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
特別会計歳入より繰入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
軍資収納金	〇	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
歳出							
各省臨時軍事費	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三四、〇〇〇、〇〇〇
右に對する財源	公債金 一、〇〇〇、〇〇〇	公債金 三、〇〇〇、〇〇〇	公債金 三〇、〇〇〇、〇〇〇	公債金 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	公債金 〇	公債金 〇	公債金 三四、〇〇〇、〇〇〇
	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇
	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇
	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 三〇、〇〇〇、〇〇〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 三〇、〇〇〇、〇〇〇
	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇
歳計剰余金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	〇	一、三五〇、〇〇〇	〇	〇	四、〇五〇、〇〇〇
右に對する財源	公債金 一、三五〇、〇〇〇	公債金 一、三五〇、〇〇〇	公債金 〇	公債金 一、三五〇、〇〇〇	公債金 〇	公債金 〇	公債金 四、〇五〇、〇〇〇
	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇	一般会計歳入より繰入 〇
	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇	特別会計歳入より繰入 〇
	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇	軍資収納金 〇
	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇	雑収入 〇
歳計剰余金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	三四、〇〇〇、〇〇〇

（備考）

一、各臨時事件費に關する事務は明治三十七年度に繰越したる事務は同三十八年度に繰越したる事務は同三十九

度乃ち二億四千三百四十六萬五千圓餘に決算して之を前掲の歳出總計額に比すれば、差引一千二百四十六萬五千圓餘を減少す。

十六年度に繰越したる事務は同三十七年度に繰越したる事務は同三十八年度に繰越したる事務は同三十九年度に繰越したる事務は同四十年度に繰越したる事務は同四十一年度に繰越したる事務は同四十二年度に繰越したる事務は同四十三年度に繰越したる事務は同四十四年度に繰越したる事務は同四十五年度に繰越したる事務は同四十六年度に繰越したる事務は同四十七年度に繰越したる事務は同四十八年度に繰越したる事務は同四十九年度に繰越したる事務は同五十年度に繰越したる事務は同五十一年度に繰越したる事務は同五十二年度に繰越したる事務は同五十三年度に繰越したる事務は同五十四年度に繰越したる事務は同五十五年度に繰越したる事務は同五十六年度に繰越したる事務は同五十七年度に繰越したる事務は同五十八年度に繰越したる事務は同五十九年度に繰越したる事務は同六十年度に繰越したる事務は同六十一年度に繰越したる事務は同六十二年度に繰越したる事務は同六十三年度に繰越したる事務は同六十四年度に繰越したる事務は同六十五年度に繰越したる事務は同六十六年度に繰越したる事務は同六十七年度に繰越したる事務は同六十八年度に繰越したる事務は同六十九年度に繰越したる事務は同七十年度に繰越したる事務は同七十一年度に繰越したる事務は同七十二年度に繰越したる事務は同七十三年度に繰越したる事務は同七十四年度に繰越したる事務は同七十五年度に繰越したる事務は同七十六年度に繰越したる事務は同七十七年度に繰越したる事務は同七十八年度に繰越したる事務は同七十九年度に繰越したる事務は同八十年度に繰越したる事務は同八十一年度に繰越したる事務は同八十二年度に繰越したる事務は同八十三年度に繰越したる事務は同八十四年度に繰越したる事務は同八十五年度に繰越したる事務は同八十六年度に繰越したる事務は同八十七年度に繰越したる事務は同八十八年度に繰越したる事務は同八十九年度に繰越したる事務は同九十年度に繰越したる事務は同九十一年度に繰越したる事務は同九十二年度に繰越したる事務は同九十三年度に繰越したる事務は同九十四年度に繰越したる事務は同九十五年度に繰越したる事務は同九十六年度に繰越したる事務は同九十七年度に繰越したる事務は同九十八年度に繰越したる事務は同九十九年度に繰越したる事務は同百年度に繰越したる事務は同百一年度に繰越したる事務は同百二年度に繰越したる事務は同百三年度に繰越したる事務は同百四年度に繰越したる事務は同百五年度に繰越したる事務は同百六年度に繰越したる事務は同百七年度に繰越したる事務は同百八年度に繰越したる事務は同百九年度に繰越したる事務は同百十年度に繰越したる事務は同百十一年度に繰越したる事務は同百十二年度に繰越したる事務は同百十三年度に繰越したる事務は同百十四年度に繰越したる事務は同百十五年度に繰越したる事務は同百十六年度に繰越したる事務は同百十七年度に繰越したる事務は同百十八年度に繰越したる事務は同百十九年度に繰越したる事務は同百二十年度に繰越したる事務は同百二十一年度に繰越したる事務は同百二十二年度に繰越したる事務は同百二十三年度に繰越したる事務は同百二十四年度に繰越したる事務は同百二十五年度に繰越したる事務は同百二十六年度に繰越したる事務は同百二十七年度に繰越したる事務は同百二十八年度に繰越したる事務は同百二十九年度に繰越したる事務は同百三十年度に繰越したる事務は同百三十一年度に繰越したる事務は同百三十二年度に繰越したる事務は同百三十三年度に繰越したる事務は同百三十四年度に繰越したる事務は同百三十五年度に繰越したる事務は同百三十六年度に繰越したる事務は同百三十七年度に繰越したる事務は同百三十八年度に繰越したる事務は同百三十九年度に繰越したる事務は同百四十年度に繰越したる事務は同百四十一年度に繰越したる事務は同百四十二年度に繰越したる事務は同百四十三年度に繰越したる事務は同百四十四年度に繰越したる事務は同百四十五年度に繰越したる事務は同百四十六年度に繰越したる事務は同百四十七年度に繰越したる事務は同百四十八年度に繰越したる事務は同百四十九年度に繰越したる事務は同百五十年度に繰越したる事務は同百五十一年度に繰越したる事務は同百五十二年度に繰越したる事務は同百五十三年度に繰越したる事務は同百五十四年度に繰越したる事務は同百五十五年度に繰越したる事務は同百五十六年度に繰越したる事務は同百五十七年度に繰越したる事務は同百五十八年度に繰越したる事務は同百五十九年度に繰越したる事務は同百六十年度に繰越したる事務は同百六十一年度に繰越したる事務は同百六十二年度に繰越したる事務は同百六十三年度に繰越したる事務は同百六十四年度に繰越したる事務は同百六十五年度に繰越したる事務は同百六十六年度に繰越したる事務は同百六十七年度に繰越したる事務は同百六十八年度に繰越したる事務は同百六十九年度に繰越したる事務は同百七十年度に繰越したる事務は同百七十一年度に繰越したる事務は同百七十二年度に繰越したる事務は同百七十三年度に繰越したる事務は同百七十四年度に繰越したる事務は同百七十五年度に繰越したる事務は同百七十六年度に繰越したる事務は同百七十七年度に繰越したる事務は同百七十八年度に繰越したる事務は同百七十九年度に繰越したる事務は同百八十年度に繰越したる事務は同百八十一年度に繰越したる事務は同百八十二年度に繰越したる事務は同百八十三年度に繰越したる事務は同百八十四年度に繰越したる事務は同百八十五年度に繰越したる事務は同百八十六年度に繰越したる事務は同百八十七年度に繰越したる事務は同百八十八年度に繰越したる事務は同百八十九年度に繰越したる事務は同百九十年度に繰越したる事務は同百九十一年度に繰越したる事務は同百九十二年度に繰越したる事務は同百九十三年度に繰越したる事務は同百九十四年度に繰越したる事務は同百九十五年度に繰越したる事務は同百九十六年度に繰越したる事務は同百九十七年度に繰越したる事務は同百九十八年度に繰越したる事務は同百九十九年度に繰越したる事務は同二百年度に繰越したる事務は同二百一年度に繰越したる事務は同二百二年度に繰越したる事務は同二百三年度に繰越したる事務は同二百四年度に繰越したる事務は同二百五年度に繰越したる事務は同二百六年度に繰越したる事務は同二百七年度に繰越したる事務は同二百八年度に繰越したる事務は同二百九年度に繰越したる事務は同二百十年度に繰越したる事務は同二百十一年度に繰越したる事務は同二百十二年度に繰越したる事務は同二百十三年度に繰越したる事務は同二百十四年度に繰越したる事務は同二百十五年度に繰越したる事務は同二百十六年度に繰越したる事務は同二百十七年度に繰越したる事務は同二百十八年度に繰越したる事務は同二百十九年度に繰越したる事務は同二百二十年度に繰越したる事務は同二百二十一年度に繰越したる事務は同二百二十二年度に繰越したる事務は同二百二十三年度に繰越したる事務は同二百二十四年度に繰越したる事務は同二百二十五年度に繰越したる事務は同二百二十六年度に繰越したる事務は同二百二十七年度に繰越したる事務は同二百二十八年度に繰越したる事務は同二百二十九年度に繰越したる事務は同二百三十年度に繰越したる事務は同二百三十一年度に繰越したる事務は同二百三十二年度に繰越したる事務は同二百三十三年度に繰越したる事務は同二百三十四年度に繰越したる事務は同二百三十五年度に繰越したる事務は同二百三十六年度に繰越したる事務は同二百三十七年度に繰越したる事務は同二百三十八年度に繰越したる事務は同二百三十九年度に繰越したる事務は同二百四十年度に繰越したる事務は同二百四十一年度に繰越したる事務は同二百四十二年度に繰越したる事務は同二百四十三年度に繰越したる事務は同二百四十四年度に繰越したる事務は同二百四十五年度に繰越したる事務は同二百四十六年度に繰越したる事務は同二百四十七年度に繰越したる事務は同二百四十八年度に繰越したる事務は同二百四十九年度に繰越したる事務は同二百五十年度に繰越したる事務は同二百五十一年度に繰越したる事務は同二百五十二年度に繰越したる事務は同二百五十三年度に繰越したる事務は同二百五十四年度に繰越したる事務は同二百五十五年度に繰越したる事務は同二百五十六年度に繰越したる事務は同二百五十七年度に繰越したる事務は同二百五十八年度に繰越したる事務は同二百五十九年度に繰越したる事務は同二百六十年度に繰越したる事務は同二百六十一年度に繰越したる事務は同二百六十二年度に繰越したる事務は同二百六十三年度に繰越したる事務は同二百六十四年度に繰越したる事務は同二百六十五年度に繰越したる事務は同二百六十六年度に繰越したる事務は同二百六十七年度に繰越したる事務は同二百六十八年度に繰越したる事務は同二百六十九年度に繰越したる事務は同二百七十年度に繰越したる事務は同二百七十一年度に繰越したる事務は同二百七十二年度に繰越したる事務は同二百七十三年度に繰越したる事務は同二百七十四年度に繰越したる事務は同二百七十五年度に繰越したる事務は同二百七十六年度に繰越したる事務は同二百七十七年度に繰越したる事務は同二百七十八年度に繰越したる事務は同二百七十九年度に繰越したる事務は同二百八十年度に繰越したる事務は同二百八十一年度に繰越したる事務は同二百八十二年度に繰越したる事務は同二百八十三年度に繰越したる事務は同二百八十四年度に繰越したる事務は同二百八十五年度に繰越したる事務は同二百八十六年度に繰越したる事務は同二百八十七年度に繰越したる事務は同二百八十八年度に繰越したる事務は同二百八十九年度に繰越したる事務は同二百九十年度に繰越したる事務は同二百九十一年度に繰越したる事務は同二百九十二年度に繰越したる事務は同二百九十三年度に繰越したる事務は同二百九十四年度に繰越したる事務は同二百九十五年度に繰越したる事務は同二百九十六年度に繰越したる事務は同二百九十七年度に繰越したる事務は同二百九十八年度に繰越したる事務は同二百九十九年度に繰越したる事務は同三百年度に繰越したる事務は同三百一年度に繰越したる事務は同三百二年度に繰越したる事務は同三百三年度に繰越したる事務は同三百四年度に繰越したる事務は同三百五年度に繰越したる事務は同三百六年度に繰越したる事務は同三百七年度に繰越したる事務は同三百八年度に繰越したる事務は同三百九年度に繰越したる事務は同三百十年度に繰越したる事務は同三百十一年度に繰越したる事務は同三百十二年度に繰越したる事務は同三百十三年度に繰越したる事務は同三百十四年度に繰越したる事務は同三百十五年度に繰越したる事務は同三百十六年度に繰越したる事務は同三百十七年度に繰越したる事務は同三百十八年度に繰越したる事務は同三百十九年度に繰越したる事務は同三百二十年度に繰越したる事務は同三百二十一年度に繰越したる事務は同三百二十二年度に繰越したる事務は同三百二十三年度に繰越したる事務は同三百二十四年度に繰越したる事務は同三百二十五年度に繰越したる事務は同三百二十六年度に繰越したる事務は同三百二十七年度に繰越したる事務は同三百二十八年度に繰越したる事務は同三百二十九年度に繰越したる事務は同三百三十年度に繰越したる事務は同三百三十一年度に繰越したる事務は同三百三十二年度に繰越したる事務は同三百三十三年度に繰越したる事務は同三百三十四年度に繰越したる事務は同三百三十五年度に繰越したる事務は同三百三十六年度に繰越したる事務は同三百三十七年度に繰越したる事務は同三百三十八年度に繰越したる事務は同三百三十九年度に繰越したる事務は同三百四十年度に繰越したる事務は同三百四十一年度に繰越したる事務は同三百四十二年度に繰越したる事務は同三百四十三年度に繰越したる事務は同三百四十四年度に繰越したる事務は同三百四十五年度に繰越したる事務は同三百四十六年度に繰越したる事務は同三百四十七年度に繰越したる事務は同三百四十八年度に繰越したる事務は同三百四十九年度に繰越したる事務は同三百五十年度に繰越したる事務は同三百五十一年度に繰越したる事務は同三百五十二年度に繰越したる事務は同三百五十三年度に繰越したる事務は同三百五十四年度に繰越したる事務は同三百五十五年度に繰越したる事務は同三百五十六年度に繰越したる事務は同三百五十七年度に繰越したる事務は同三百五十八年度に繰越したる事務は同三百五十九年度に繰越したる事務は同三百六十年度に繰越したる事務は同三百六十一年度に繰越したる事務は同三百六十二年度に繰越したる事務は同三百六十三年度に繰越したる事務は同三百六十四年度に繰越したる事務は同三百六十五年度に繰越したる事務は同三百六十六年度に繰越したる事務は同三百六十七年度に繰越したる事務は同三百六十八年度に繰越したる事務は同三百六十九年度に繰越したる事務は同三百七十年度に繰越したる事務は同三百七十一年度に繰越したる事務は同三百七十二年度に繰越したる事務は同三百七十三年度に繰越したる事務は同三百七十四年度に繰越したる事務は同三百七十五年度に繰越したる事務は同三百七十六年度に繰越したる事務は同三百七十七年度に繰越したる事務は同三百七十八年度に繰越したる事務は同三百七十九年度に繰越したる事務は同三百八十年度に繰越したる事務は同三百八十一年度に繰越したる事務は同三百八十二年度に繰越したる事務は同三百八十三年度に繰越したる事務は同三百八十四年度に繰越したる事務は同三百八十五年度に繰越したる事務は同三百八十六年度に繰越したる事務は同三百八十七年度に繰越したる事務は同三百八十八年度に繰越したる事務は同三百八十九年度に繰越したる事務は同三百九十年度に繰越したる事務は同三百九十一年度に繰越したる事務は同三百九十二年度に繰越したる事務は同三百九十三年度に繰越したる事務は同三百九十四年度に繰越したる事務は同三百九十五年度に繰越したる事務は同三百九十六年度に繰越したる事務は同三百九十七年度に繰越したる事務は同三百九十八年度に繰越したる事務は同三百九十九年度に繰越したる事務は同四百年度に繰越したる事務は同四百一年度に繰越したる事務は同四百二年度に繰越したる事務は同四百三年度に繰越したる事務は同四百四年度に繰越したる事務は同四百五年度に繰越したる事務は同四百六年度に繰越したる事務は同四百七年度に繰越したる事務は同四百八年度に繰越したる事務は同四百九年度に繰越したる事務は同四百十年度に繰越したる事務は同四百十一年度に繰越したる事務は同四百十二年度に繰越したる事務は同四百十三年度に繰越したる事務は同四百十四年度に繰越したる事務は同四百十五年度に繰越したる事務は同四百十六年度に繰越したる事務は同四百十七年度に繰越したる事務は同四百十八年度に繰越したる事務は同四百十九年度に繰越したる事務は同四百二十年度に繰越したる事務は同四百二十一年度に繰越したる事務は同四百二十二年度に繰越したる事務は同四百二十三年度に繰越したる事務は同四百二十四年度に繰越したる事務は同四百二十五年度に繰越したる事務は同四百二十六年度に繰越したる事務は同四百二十七年度に繰越したる事務は同四百二十八年度に繰越したる事務は同四百二十九年度に繰越したる事務は同四百三十年度に繰越したる事務は同四百三十一年度に繰越したる事務は同四百三十二年度に繰越したる事務は同四百三十三年度に繰越したる事務は同四百三十四年度に繰越したる事務は同四百三十五年度に繰越したる事務は同四百三十六年度に繰越したる事務は同四百三十七年度に繰越したる事務は同四百三十八年度に繰越したる事務は同四百三十九年度に繰越したる事務は同四百四十年度に繰越したる事務は同四百四十一年度に繰越したる事務は同四百四十二年度に繰越したる事務は同四百四十三年度に繰越したる事務は同四百四十四年度に繰越したる事務は同四百四十五年度に繰越したる事務は同四百四十六年度に繰越したる事務は同四百四十七年度に繰越したる事務は同四百四十八年度に繰越したる事務は同四百四十九年度に繰越したる事務は同四百五十年度に繰越したる事務は同四百五十一年度に繰越したる事務は同四百五十二年度に繰越したる事務は同四百五十三年度に繰越したる事務は同四百五十四年度に繰越したる事務は同四百五十五年度に繰越したる事務は同四百五十六年度に繰越したる事務は同四百五十七年度に繰越したる事務は同四百五十八年度に繰越したる事務は同四百五十九年度に繰越したる事務は同四百六十年度に繰越したる事務は同四百六十一年度に繰越したる事務は同四百六十二年度に繰越したる事務は同四百六十三年度に繰越したる事務は同四百六十四年度に繰越したる事務は同四百六十五年度に繰越したる事務は同四百六十六年度に繰越したる事務は同四百六十七年度に繰越したる事務は同四百六十八年度に繰越したる事務は同四百六十九年度に繰越したる事務は同四百七十年度に繰越したる事務は同四百七十一年度に繰越したる事務は同四百七十二年度に繰越したる事務は同四百七十三年度に繰越したる事務は同四百七十四年度に繰越したる事務は同四百七十五年度に繰越したる事務は同四百七十六年度に繰越したる事務は同四百七十七年度に繰越したる事務は同四百七十八年度に繰越したる事務は同四百七十九年度に繰越したる事務は同四百八十年度に繰越したる事務は同四百八十一年度に繰越したる事務は同四百八十二年度に繰越したる事務は同四百八十三年度に繰越したる事務は同四百八十四年度に繰越したる事務は同四百八十五年度に繰越したる事務は同四百八十六年度に繰越したる事務は同四百八十七年度に繰越したる事務は同四百八十八年度に繰越したる事務は同四百八十九年度に繰越したる事務は同四百九十年度に繰越したる事務は同四百九十一年度に繰越したる事務は同四百九十二年度に繰越したる事務は同四百九十三年度に繰越したる事務は同四百九十四年度に繰越したる事務は同四百九十五年度に繰越したる事務は同四百九十六年度に繰越したる事務は同四百九十七年度に繰越したる事務は同四百九十八年度に繰越したる事務は同四百九十九年度に繰越したる事務は同五百年度に繰越したる事務は同五百一年度に繰越したる事務は同五百二年度に繰越したる事務は同五百三年度に繰越したる事務は同五百四年度に繰越したる事務は同五百五年度に繰越したる事務は同五百六年度に繰越したる事務は同五百七年度に繰越したる事務は同五百八年度に繰越したる事務は同五百九年度に繰越したる事務は同五百十年度に繰越したる事務は同五百十一年度に繰越したる事務は同五百十二年度に繰越したる事務は同五百十三年度に繰越したる事務は同五百十四年度に繰越したる事務は同五百十五年度に繰越したる事務は同五百十六年度に繰越したる事務は同五百十七年度に繰越したる事務は同五百十八年度に繰越したる事務は同五百十九年度に繰越したる事務は同五百二十年度に繰越したる事務は同五百二十一年度に繰越したる事務は同五百二十二年度に繰越したる事務は同五百二十三年度に繰越したる事務は同五百二十四年度に繰越したる事務は同五百二十五年度に繰越したる事務は同五百二十六年度に繰越したる事務は同五百二十七年度に繰越したる事務は同五百二十八年度に繰越したる事務は同五百二十九年度に繰越したる事務は同五百三十年度に繰越したる事務は同五百三十一年度に繰越したる事務は同五百三十二年度に繰越したる事務は同五百三十三年度に繰越したる事務は同五百三十四年度に繰越したる事務は同五百三十五年度に繰越したる事務は同五百三十六年度に繰越したる事務は同五百三十七年度に繰越したる事務は同五百三十八年度に繰越したる事務は同五百三十九年度に繰越したる事務は同五百四十年度に繰越したる事務は同五百四十一年度に繰越したる事務は同五百四十二年度に繰越したる事務は同五百四十三年度に繰越したる事務は同五百四十四年度に繰越したる事務は同五百四十五年度に繰越したる事務は同五百四十六年度に繰越したる事務は同五百四十七年度に繰越したる事務は同五百四十八年度に繰越したる事務は同五百四十九年度に繰越したる事務は同五百五十年度に繰越したる事務は同五百五十一年度に繰越したる事務は同五百五十二年度に繰越したる事務は同五百五十三年度に繰越したる事務は同五百五十四年度に繰越したる事務は同五百五十五年度に繰越したる事務は同五百五十六年度に繰越したる事務は同五百五十七年度に繰越したる事務は同五百五十八年度に繰越したる事務は同五百五十九年度に繰越したる事務は同五百六十年度に繰越したる事務は同五百六十一年度に繰越したる事務は同五百六十二年度に繰越したる事務は同五百六十三年度に繰越したる事務は同五百六十四年度に繰越したる事務は同五百六十五年度に繰越したる事務は同五百六十六年度に繰越したる事務は同五百六十七年度に繰越したる事務は同五百六十八年度に繰越したる事務は同五百六十九年度に繰越したる事務は同五百七十年度に繰越したる事務は同五百七十一年度に繰越したる事務は同五百七十二年度に繰越したる事務は同五百七十三年度に繰越したる事務は同五百七十四年度に繰越したる事務は同五百七十五年度に繰越したる事務は同五百七十六年度に繰越したる事務は同五百七十七年度に繰越したる事務は同五百七十八年度に繰越したる事務は同五百七十九年度に繰越したる事務は同五百八十年度に繰越したる事務は同五百八十一年度に繰越したる事務は同五百八十二年度に繰越したる事務は同五百八十三年度に繰越したる事務は同五百八十四年度に繰越したる事務は同五百八十五年度に繰越したる事務は同五百八十六年度に繰越したる事務は同五百八十七年度に繰越したる事務は同五百八十八年度に繰越したる事務は同五百八十九年度に繰越したる事務は同五百九十年度に繰越したる事務は同五百九十一年度に繰越したる事務は同五百九十二年度に繰越したる事務は同五百九十三年度に繰越したる事務は同五百九十四年度に繰越したる事務は同五百九十五年度に繰越したる事務は同五百九十六年度に繰越したる事務は同五百九十七年度に繰越したる事務は同五百九十八年度に繰越したる事務は同五百九十九年度に繰越したる事務は同六百年度に繰越したる事務は同六百一年度に繰越したる事務は同六百二年度に繰越したる事務は同六百三年度に繰越したる事務は同六百四年度に繰越したる事務は同六百五年度に繰越したる事務は同六百六年度に繰越したる事務は同六百七年度に繰越したる事務は同六百八年度に繰越したる事務は同六百九年度に繰越したる事務は同六百十年度に繰越したる事務は同六百十一年度に繰越したる事務は同六百十二年度に繰越したる事務は同六百十三年度に繰越したる事務は同六百十四年度に繰越したる事務は同六百十五年度に繰越したる事務は同六百十六年度に繰越したる事務は同六百十七年度に繰越したる事務は同六百十八年度に繰越したる事務は同六百十九年度に繰越したる事務は同六百二十年度に繰越したる事務は同六百二十一年度に繰越したる事務は同六百二十二年度に繰越したる事務は同六百二十三年度に繰越したる事務は同六百二十四年度に繰越したる事務は同六百二十五年度に繰越したる事務は同六百二十六年度に繰越したる事務は同六百二十七年度に繰越したる事務は同六百二十八年度に繰越したる事務は同六百二十九年度に繰越したる事務は同六百三十年度に繰越したる事務は同六百三十一年度に繰越したる事務は同六百三十二年度に繰越したる事務は同六百三十三年度に繰越したる事務は同六百三十四年度に繰越したる事務は同六百三十五年度に繰越したる事務は同六百三十六年度に繰越したる事務は同六百三十七年度に繰越したる事務は同六百三十八年度に繰越したる事務は同六百三十九年度に繰越したる事務は同六百四十年度に繰越したる事務は同六百四十一年度に繰越したる事務は同六百四十二年度に繰越したる事務は同六百四十三年度に繰越したる事務は同六百四十四年度に繰越したる事務は同六百四十五年度に繰越したる事務は同六百四十六年度に繰越したる事務は同六百四十七年度に繰越したる事務は同六百四十八年度に繰越したる事務は同六百四十九年度に繰越したる事務は同六百五十年度に繰越したる事務は同六百五十一年度に繰越したる事務は同六百五十二年度に繰越したる事務は同六百五十三年度に繰越したる事務は同六百五十四年度に繰越したる事務は同六百五十五年度に繰越したる事務は同六百五十六年度に繰越したる事務は同六百五十七年度に繰越したる事務は同六百五十八年度に繰越したる事務は同六百五十九年度に繰越したる事務は同六百六十年度に繰越したる事務は同六百六十一年度に繰越したる事務は同六百六十二年度に繰越したる事務は同六百六十三年度に繰越したる事務は同六百六十四年度に繰越したる事務は同六百六十五年度に繰越したる事務は同六百六十六年度に繰越したる事務は同六百六十七年度に繰越したる事務は同六百六十八年度に繰越したる事務は同六百六十九年度に繰越したる事務は同六百七十年度に繰越したる事務は同六百七十一年度に繰越したる事務は同六百七十二年度に繰越したる事務は同六百七十三年度に繰越したる事務は同六百七十四年度に繰越したる事務は同六百七十五年度に繰越したる事務は同六百七十六年度に繰越したる事務は同六百七十七年度に繰越したる事務は同六百七十八年度に繰越したる事務は同六百七十九年度に繰越したる事務は同六百八十年度に繰越したる事務は同六百八十一年度に繰越したる事務は同六百八十二年度に繰越したる事務は同六百八十三年度に繰越したる事務は同六百八十四年度に繰越したる事務は同六百八十五年度に繰越したる事務は同六百八十六年度に繰越したる事務は同六百八十七年度に繰越したる事務は同六百八十八年度に繰越したる事務は同六百八十九年度に繰越したる事務は同六百九十年度に繰越したる事務は同六百九十一年度に繰越したる事務は同六百九十二年度に繰越したる事務は同六百九十三年度に繰越したる事務は同六百九十四年度に繰越したる事務は同六百九十五年度に繰越したる事務は同六百九十六年度に繰越したる事務は同六百九十七年度に繰越したる事務は同六百九十八年度に繰越したる事務は同六百九十九年度に繰越したる事務は同七百年度に繰越したる事務は同七百一年度に繰越したる事務は同七百二年度に繰越したる事務は同七百三年度に繰越したる事務は同七百四年度に繰越したる事務は同七百五年度に繰越したる事務は同七百六年度に繰越したる事務は同七百七年度に繰越したる事務は同七百八年度に繰越したる事務は同七百九年度に繰越したる事務は同七百十年度に繰越したる事務は同七百十一年度に繰越したる事務は同七百十二年度に繰越したる事務は同七百十三年度に繰越したる事務は同七百十四年度に繰越したる事務は同七百十五年度に繰越したる事務は同七百十六年度に繰越したる事務は同七百十七年度に繰越したる事務は同七百十八年度に繰越したる事務は同七百十九年度に繰越したる事務は同七百二十年度に繰越したる事務は同七百二十一年度に繰越したる事務は同七百二十二年度に繰越したる事務は同七百二十三年度に繰越したる事務は同七百二十四年度に繰越したる事務は同七百二十五年度に繰越したる事務は同七百二十六年度に繰越したる事務は同七百二十七年度に繰越したる事務は同七百二十八年度に繰越したる事務は同七百二十九年度に繰越したる事務は同七百三十年度に繰越したる事務は同七百三十一年度に繰越したる事務は同七百三十二年度に繰越したる事務は同七百三十三年度に繰越したる事務は同七百三十四年度に繰越したる事務は同七百三十五年度に繰越したる事務は同七百三十六年度に繰越したる事務は同七百三十七年度に繰越したる事務は同七百三十八年度に繰越したる事務は同七百三十九年度に繰越したる事務は同七百四十年度に繰越したる事務は同七百四十一年度に繰越したる事務は同七百四十二年度に繰越したる事務は同七百四十三年度に繰越したる事務は同七百四十四年度に繰越したる事務は同七百四十五年度に繰越したる事務は同七百四十六年度に繰越したる事務は同七百四十七年度に繰越したる事務は同七百四十八年度に繰越したる事務は同七百四十九年度に繰越したる事務は同七百五十年度に繰越したる事務は同七百五十一年度に繰越したる事務は同七百五十二年度に繰越したる事務は同七百五十三年度に繰越したる事務は同七百五十四年度に繰越したる事務は同七百五十五年度に繰越したる事務は同七百五十六年度に繰越したる事務は同七百五十七年度に繰越したる事務は同七百五十八年度に繰越したる事務は同七百五十九年度に繰越したる事務は同七百六十年度に繰越したる事務は同七百六十一年度に繰越したる事務は同七百六十二年度に繰越したる事務は同七百六十三年度に繰越したる事務は同七百六十四年度に繰越したる事務は同七百六十五年度に繰越したる事務は同七百六十六年度に繰越したる事務は同七百六十七年度に繰越したる事務は同七百六十八年度に繰越したる事務は同七百六十九年度に繰越したる事務は同七百七十年度に繰越したる事務は同七百七十一年度に繰越したる事務は同七百七十二年度に繰越したる事務は同七百七十三年度に繰越したる事務は同七百七十四年度に繰越したる事務は同七百七十五年度に繰越したる事務は同七百七十六年度に繰越したる事務は同七百七十七年度に繰越したる事務は同七百七十八年度に繰越したる事務は同七百七十九年度に繰越したる事務は同七百八十年度に繰越したる事務は同七百八十一年度に繰越したる事務は同七百八十二年度に繰越したる事務は同七百八十三年度に繰越したる事務は同七百八十四年度に繰越したる事務は同七百八十五年度に繰越したる事務は同七百八十六年度に繰越したる事務は同七百八十七年度に繰越したる事務は同七百八十八年度に繰越したる事務は同七百八十九年度に繰越したる事務は同七百九十年度に繰越したる事務は同七百九十一年度に繰越したる事務は同七百九十二年度に繰越したる事務は同七百九十三年度に繰越したる事務は同七百九十四年度に繰越したる事務は同七百九十五年度に繰越したる事務は同七百九十六年度に繰越したる事務は同七百九十七年度に繰越したる事務は同七百九十八年度に繰越したる事務は同七百九十九年度に繰越したる事務は同八百年度に繰越したる事務は同八百一年度に繰越したる事務は同八百二年度に繰越したる事務は同八百三年度に繰越したる事務は同八百四年度に繰越したる事務は同八百五年度に繰越したる事務は同八百六年度に繰越したる事務は同八百七年度に繰越したる事務は同八百八年度に繰越したる事務は同八百九年度に繰越したる事務は同八百十年度に繰越したる事務は同八百十一年度に繰越したる事務は同八百十二年度に繰越したる事務は同八百十三年度に繰越したる事務は同八百十四年度に繰越したる事務は同八百十五年度に繰越したる事務は同八百十六年度に繰越したる事務は同八百十七年度に繰越したる事務は同八百十八年度に繰越したる事務は同八百十九年度に繰越したる事務は同八百二十年度に繰越したる事務は同八百二十一年度に繰越したる事務は同八百二十二年度に繰越したる事務は同八百二十三年度に繰越したる事務は同八百二十四年度に繰越したる事務は同八百二十五年度に繰越したる事務は同八百二十六年度に繰越したる事務は同八百二十七年度に繰越したる事務は同八百二十八年度に繰越したる事務は同八百二十九年度に繰越したる事務は同八百三十年度に繰越したる事務は同八百三十一年度に繰越したる事務は同八百三十二年度に繰越したる事務は同八百三十三年度に繰越したる事務は同八百三十四年度に繰越したる事務は同八百三十五年度に繰越したる事務は同八百三十六年度に繰越したる事務は同八百三十七年度に繰越したる事務は同八百三十八年度に繰越したる事務は同八百三十九年度に繰越したる事務は同八百四十年度に繰越したる事務は同八百四十一年度に繰越したる事務は同八百四十二年度に繰越したる事務は同八百四十三年度に繰越したる事務は同八百四十四年度に繰越したる事務は同八百四十五年度に繰越したる事務は同八百四十六年度に繰越したる事務は同八百四十七年度に繰越したる事務は同八百四十八年度に繰越したる事務は同八百四十九年度に繰越したる事務は同八百五十年度に繰越したる事務は同八百五十一年度に繰越したる事務は同八百五十二年度に繰越したる事務は同八百五十三年度に繰越したる事務は同八百五十四年度に繰越したる事務は同八百五十五年度に繰越したる事務は同八百五十六年度に繰越したる事務は同八百五十七年度に繰越したる事務は同八百五十八年度に繰越したる事務は同八百五十九年度に繰越したる事務は同八百六十年度に繰越したる事務は同八百六十一年度に繰越したる事務は同八百六十二年度に繰越したる事務は同八百六十三年度に繰越したる事務は同八百六十四年度に繰越したる事務は同八百六十五年度に繰越したる事務は同八百六十六年度に繰越したる事務は同八百六十七年度に繰越したる事務は同八百六十八年度に繰越したる事務は同八百六十九年度に繰越したる事務は同八百七十年度に繰越したる事務は同八百七十一年度に繰越したる事務は同八百七十二年度に繰越したる事務は同八百七十三年度に繰越したる事務は同

臨時軍事費特別會計の終結に關する法律の規定に從ひ、同會計豫算殘額中其の歲出豫算額を明治四十年度一般會計に移換せられしもの一億三千七百二十四萬三千七百三十三圓餘あり、其の中臨時軍事費の費目の下に大正四年度迄遞次繰越使用せられし金額は、九千六百二十三萬六千三百三十八圓餘なるを以て、之を前記臨時軍事費及各省臨時事件費の合計額に加算するときは、時局に關して支出せられし經費總額は更に增大して、十八億二千六百二十九萬四百八十三圓餘に達するの計算なり。

以上臨時事件費として支出せられしものの外、尙時局に關聯して支出せられし經費少からずと雖も、通常豫算の範圍內に於て之を支辨せしものは勿論、臨時の支出を爲したるものも、多くは他の經費と混同して其の辨別容易ならざるを以て、玆には之を省略す。

以下款を分ちて臨時事件費に關する收支の概略を敍述すべし。

第二款　臨時事件費の緊急支出

明治三十六年十月以降露國との交涉漸く切迫を告げ、之に伴ひ軍備充實の爲め巨額の費用を要し到底普通の財源を以て之を支辨すること能はざるに至りしを以て、同年十二月二十九日政府は憲法第七十條に依る財政上必要の處分として、緊急勅令の發布を仰げり。勅令第二百九十一號卽ち之なり。右勅令に依れば軍備補充に要する經費支辨の爲め、政府は一時借入金を爲し、特別會計に屬する資金を繰替使用し、及び國庫債券を發行することを得るものにして、一時借入金及國庫債券に附すべき利子は一箇年六分以下と爲し、償還期限は前者に在りては二箇年以內、後者に在りては五箇年以內とせり。而して此等一時借入金及國庫債券の額は之を豫定し難きに依り、其の制限を設けざることと爲したり。尙右勅令は軍備補充に關聯して京釜鐵道の速成を必要と認め、之が速成費補助に關する事項をも併せ規定したり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第二百九十一號（明治三十六年十二月二十九日）

第一條　軍備補充ニ要スル經費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及國庫債券ヲ發行スルコトヲ得

第二條　京釜鐵道株式會社ノ線路工事速成ニ必要ナル資金ノ調達ニ便宜ヲ與フル爲政府ハ同會社ノ發行スル債券ニ對シ元利仕拂ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第三條　京釜鐵道株式會社ニ於テ工事ヲ速成スル爲特ニ要スヘキ費用ノ補償トシテ政府ハ同會社ニ對シ百七十五萬圓ヲ補助スルコトヲ得但シ已ムヲ得サル事由ニ依リ其ノ金額ヲ以テ本項ノ費用ヲ償フコト能ハサル場合ヲ生シタルトキハ仍四十五萬圓以內ヲ補助スルコトヲ得

前項補助金ヲ以テ補償スヘキ費用ノ支拂ニ關シテハ特ニ詳密ナル監督規程ヲ設クルモノトス」

第一項ニ依リ補助スヘキ百七十五萬圓ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條　第一條及第三條ノ場合ニ於テ一時借入金又ハ國庫債券ニ附スヘキ利子ハ一箇年六分以下トシ償還期限ハ一時借入金ニ在リテハ二箇年以內、國庫債券ニ在リテハ五箇年以內トス」

國庫債券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

右勅令に基き支出の勅裁を經たる金額は總計一億五千六百二十二萬餘圓にして、其の內譯左の如し。

大藏省	二五七、八九三、九三〇円
陸軍省	一〇八、三九二、二二二、九九七
海軍省	四七、五七八、八一二、八四四
計	一五六、二二八、九二九、七七一
右に對する財源	
國庫債券收入	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
特別會計資金繰替	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一時借入金	三一、二二八、九二九、七七一
計	一五六、二二八、九二九、七七一

右の中陸軍海軍兩省所管の經費は後臨時軍事費特別會計の設置せらるるに及びて、臨時軍事費として同特別會計の下に包括整理せられ、大藏省所管の經費は各省臨時事件費として一般の歳計に組入れ整理せられたり。

明治三十七年三月第二十回帝國議會の召集せらるるや、政府は憲法第七十條第二項に依り右緊急支出の事後承諾を求むる爲め、右の勅令と共に之を同議會に提出せしが、貴衆兩院とも全會一致を以て之に承諾を與へたり。

第三款　國庫豫備金及剩餘金の支出

軍備補充に要する經費に就ては、右の如く緊急勅令の發布に依り、國庫債券・一時借入金・特別會計資金繰替金等を以て之を支辨することを得たりと雖も、對露交渉の切迫に伴ひ軍備補充費以外に於ても尚臨時の費途を要すること少からざりしを以て、政府は明治三十六年度に於て國庫豫備金及剩餘金を以て各種の費途に支出したり。其の支出の勅裁を經たる金額の內譯は左の如し。

區分	第二豫備金支出	國庫剩餘金支出	計
外務省	二一二、五〇〇、〇〇〇円	一、〇二四、一八九、九九二円	一、二三六、六八九、九九二円
內務省	○	一四、二九七、三一六	一四、二九七、三一六
海軍省	六〇、〇〇〇、〇〇〇	○	六〇、〇〇〇、〇〇〇
文部省	○	一三、五九七、三八〇	一三、五九七、三八〇
農商務省	九八、〇〇〇、〇〇〇	○	九八、〇〇〇、〇〇〇
計	三七〇、五〇〇、〇〇〇	一、〇五二、〇八四、六八八	一、四二二、五八四、六八八

右豫備金及豫備金外支出の件は帝國議會の事後承諾を求むる爲め、明治三十八年一月第二十一回帝國議會に提出せられしが、議會は兩院共之に對し異議なく承諾を與へたり。

第四款　臨時事件費第一次豫算

明治三十七年三月第二十回帝國議會の召集せらるるや、政府は臨時軍事費豫算三億八千萬圓、竝に明治三十七年度追加豫算として臨時事件豫備費四千萬圓を要求したり。之れ卽ち臨時事件費に關する第一次の豫算にして、其の合計四億二千萬圓とす。而して此の經費の支辨財源として、政府は非常特別稅の新設及煙草製造專賣の實施に依る收入六千八百萬圓、公債募集金・國庫債券收入及一時借入金二億八千萬圓、特別會計資金繰替二千五百萬圓の外、一般歳出に節約を加へて得たる剩餘金四千七百萬圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。茲に於て政府は右臨時事件費に關する豫算案と共

に、非常特別稅法案・煙草專賣法案及臨時事件費支辨に關する法律案は卽ち、臨時事件費支辨の爲め政府は一時借入金を爲し、國庫債券を發行し、特別會計資金を繰替使用し、且公債を募集するを得ることを定めしものにして、一時借入金・國庫債券及公債の額は通じて二億八千萬圓以內に限定するも、此の法律及明治三十六年勅令第二百九十一號に依る一時借入金・國庫債券及特別會計資金繰替を整理償還するが爲め必要なる場合に於ては、此の制限以外に公債を募集することを得ることとし、且一時借入金・國庫債券及公債の利率・募集借入の方法規約・据置年限及償還年限は命令を以て之を定むるものと爲せり。議會は此等法律案中臨時事件費支辨に關する法律案に對しては、貴衆兩院共異議なく之を可決せしも、非常特別稅法案及煙草專賣法案の兩者には、多少の修正を加へたる上之を可決したり。斯くて此の修正の結果增稅等の收入に於て約六百萬圓を減少するの計算となりしを以て、政府は上述せる臨時事件費の支辨計畫に修正を加へ特別會計資金繰替五百萬圓及歳計剩餘金百萬圓を增加することと爲し、議會は之に對し全會一致を以て協贊を與へたり。尙臨時事件費豫算案の衆議院を通過するや、同院は時局の前途遼遠にして將來尙幾多の軍費を要すべきも、之が協贊を與ふるに吝ならざる旨を特に決議したり。今議會の協贊を經たる臨時事件費第一次豫算額、及之に對する支辨財源を示せば左の如し。

臨時軍事費	三八〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時事件豫備費	四〇、〇〇〇、〇〇〇
計	四二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に對する財源

一般歳計剩餘　四八、〇〇〇、〇〇〇圓

內
- 陸軍經常費殘　一一、六〇〇、〇〇〇
- 海軍經常費殘　八、七〇〇、〇〇〇
- 公債償還見合
  - 航路擴張及航海奬勵費殘　八、五〇〇、〇〇〇
  - 既定經費節約及繰延　五、〇〇〇、〇〇〇

增稅等の收入　一四、二〇〇、〇〇〇

特別會計資金繰替　六二、〇〇〇、〇〇〇

公債國庫債券及一時借入金　三〇、〇〇〇、〇〇〇

計　二八〇、〇〇〇、〇〇〇

四二〇、〇〇〇、〇〇〇

臨時事件費の中臨時軍事費の支出は其の額頗る巨多に上るのみならず、之が整理の都合上一般の歳入歳出と區分するを便宜とするを以て、明治二十七八年戰役に於ける例に倣ひ、時局の開始より其の終結に至る迄を一會計年度とする特別の會計と爲すこととし、政府は之が法律案を同一議會に提出せしが、議會は兩院共に全會一致を以て之を可決し、明治三十七年四月一日法律第二號を以て公布せられたり。而して時局の開始は明治三十六年十月に在るを以て、同月以降臨時軍事費として支出せられしものは、時局終了に至る迄を一會計年度として合併整理せらるることとなれり。尙本特別會計の經理に就ては、政府は其の歳入は總て之を軍資金なる款項名を以て收入し、其の歳出は總て臨時軍事費なる款項名を以て支出することとせり。

第五款　臨時事件費第二次豫算

臨時軍事費第一次豫算三億八千萬圓は右の如く第二十回帝國議會の協贊を經しが、右豫算は固より或る一定時期に至る迄の軍費を計上せしものに過ぎず。爾後戰局の發展に伴ひ軍費は益〻多額に上り、更に之が追加を必要とするに至りしを以て、明治三十七年十一月第二十一回帝國議會の召集せらるるに當りて、政府は臨時軍事費追加豫算として更に七億圓を要求したり。而して軍事費の外時局に關する各省臨時事件費も、明治三十八年度に於て引續き猶之を必要とせしを以て、右と同時に明治三十八年度追加豫算として、臨時事件豫備費八千萬圓を要求したり。以上臨時事件費に關する第二次豫算の合計は七億八千萬圓にして、之が支辨に關しては政府は一般歳計に緊縮を加へ、能ふ限り節約又は繰延を行ひ、其の剩餘を以て之が財源の一部に充つると同時に、非常特別稅法を改正して更に增徵を行ひ、新に相續稅を起し且鹽專賣を實施するの外、尙一時借入金を爲し、國庫債券を發行し、公債を募集し、且特別會計の資金を繰替使用するの計畫を立て、卽ち此の計畫に基き臨時事件費の支辨財源として一般歳計剩餘四千六百八十萬圓、第一次增稅等の收入七千六百五十萬圓、第二次增稅等の收入八千二百七十萬圓、特別會計資金繰替八百萬圓、公債·國庫債券及一時借入金五億六千六百萬圓を計上したり。斯くて政府は右臨時事件費豫算案と共に、之に關聯せる非常特別稅法中改正法律案相續稅法案·鹽專賣法案及臨時事件費支辨に關する法律案等を提出したり。此の中臨時事件費支辨に關する法律案は、曩に制定せられたる臨時事件費支辨に關する法律と大體に於て同樣なりと雖も、更に之が運用の途を擴張せられたり。卽ち政府は一時借入金を爲し、國庫債券を發行し、特別會計に屬する資金を繰替使用し、及公債を募集することを得るの外、臨時事件費支辨の爲め時局開始以來發行したる總ての國庫債券及公債の額面金額に對する發行價格の差減額を補塡するが爲め必要ある場合に於ては、制限額以外に國庫債券を發行し、公債を募集し又は一時借入金を爲すことを得せしめ、尙以上の一時借入金·國庫債券及特別會計資金繰替を整理償還するが爲め必要ある場合に於ても、亦制限額以外に公債を發行することを得るものとし、更に又臨時軍事費出納上一時の不足を補充するが爲め、其の歳入を以て償還すべき大藏省證券を發行することをも許したり。然るに衆議院に於て非常特別稅法中改正法律案に修正を加へし結果、第二次增稅收入は約八百五十萬圓を減少して、約七千四百十餘萬圓となるの計算となりしを以て、政府は此の財源不足額補塡の爲め、明治三十八年度豫算に於て更に歳出に節約を加へ、且陸軍經常軍事費不用殘額を增加するの方法を講ずることに依り合計百五十萬圓、公債·國庫債券及一時借入金を增加することに依り五百萬圓、既に收入濟に係る軍資獻納金其の他雜收入を繰入使用することに依り二百萬圓、合計八百五十萬圓を增加することと爲し、此の趣旨を以て前記臨時事件費豫算案に修正を加へ、帝國議會は之に對し兩院共全會一致を以て可決したり。而して臨時軍事費支辨に關する法律案に於ける一時借入金國庫債券及公債の制限額は、當初政府の提出案に於ては通じて四億五千萬圓なりしが、右の如き支辨計畫の變更に伴ひ衆議院に於て之を四億五千五百萬圓に修正の上、兩院を通過したり。今第二十一回議會の協贊を經たる臨時事件費第二次豫算額、及之に對する支辨財源を表示すれば左の如し。

臨時軍事費	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時事件豫備費	八〇、〇〇〇、〇〇〇
計	七八〇、〇〇〇、〇〇〇

右に對する財源

一般歳計剩餘	四八、三三〇、〇〇〇

増税等の收入		一五〇、六七〇、〇〇〇円
内	第一次増税等の收入	七六、五五〇、〇〇〇
	第二次増税等の收入	七四、一二〇、〇〇〇
特別會計資金繰替		八、〇〇〇、〇〇〇
軍資獻納金		一、五〇〇、〇〇〇
雜收入		五〇〇、〇〇〇
公債、國庫債券及一時借入金		五七一、〇〇〇、〇〇〇
計		七八〇、〇〇〇、〇〇〇

（備考）公債、國庫債券及一時借入金中約一億二千萬圓は明治三十七年勅令第二百二十八號を以て募集したる公債募集金を以て充當し、四億五千五百萬圓は法律案を以て議會の協賛を經たり。

第六款　臨時事件費豫算外支出

臨時事件費豫算は以上の如く兩次に亙りて編成せられしが、爾後戰局は漸く發展し、之に伴ひ經費亦益、多端に上り、爲に臨時軍事費豫算及臨時事件豫備費豫算は共に、明治三十八年十二月第二十二回帝國議會の開會に先ち既に不足を告ぐるに至れり。然れども戰費の必要は一日も之を緩うすべからず、而して臨時軍事費拂切の際に於ける派遣部隊及留守部隊等に要する經費六千萬圓、竝に臨時事件豫備費拂切後に於て公債利拂等に要する經費の中二千八百八十餘萬圓は、孰れも緊急の費途にして、追加豫算の成立を待つ能はざりしを以て、政府は明治三十八年十二月勅裁を經て豫算外支出の途を取りたり。而して此の中臨時軍事費に屬する經費六千萬圓に對しては、臨時軍事費特別會計の歳入に屬する公債募集金使用殘額の内六千萬圓を以て之に充て、臨時事件豫備費に屬する經費二千八百八十二萬餘圓に對しては、一般歳計剩餘二千四百八十萬圓及特別會計資金繰替四百萬圓を以て之に充てたり。今右豫算外支出の勅裁濟額及之に對する支辨財源を擧ぐれば左の如し。

臨時軍事費	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
臨時事件豫備費	二八、八二五、四〇九、二八五
計	八八、八二五、四〇九、二八五
右に對する財源	
一般歳計剩餘	二四、八二五、四〇九、二八五
特別會計資金繰替	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
公債募集金	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	八八、八二五、四〇九、二八五

右臨時軍事費特別會計豫算超過支出の件竝に臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件に關しては、帝國議會の事後承諾を求むる爲め、前者は明治四十一年二月第二十四回帝國議會に、後者は明治四十年二月第二十三回帝國議會に夫々提出せられしが、議會は兩院共異議なく此等兩者に對し承諾を與へたり。

第七款　臨時事件費第三次豫算

日露の戰役は明治三十八年秋を以て漸く平和の局を結びしが、事件後に於ても外征部隊の引揚其の他論功行賞等、臨時軍事費豫算中より支出を要する經費尠からず、而も既定豫算は既に不足を告げ前述の如く豫算外支出を爲すの已むなき狀態なりしを以て、更に之が追加を必要と爲すに至れり。

又明治三十八年度臨時事件豫備費八千萬圓は、時局の進行に伴ひ公債の利子等に於て約三千六百萬圓の不足を生せしを以て、此の中議會の開會を待つ能はざるもの二千八百八十餘萬圓に就ては、前述の如く豫算外支出の途を取りしと雖も、尙殘額七百二十萬圓は之を同年度追加豫算として要求するの必要あり。更に又明治三十九年度に於ても、滿韓駐屯部隊に係る增費、兵器艦船の復舊費、勳章及公債證書の製造費其の他戰役殘務の處理費等、陸海軍其の他各省に於て臨時事件に關聯して尙支出の必要ある經費尠からず。此等は一括して臨時事件豫備費の名目の下に之を計上せしが、其の合計八千四百五十萬圓に達したり。是を以て明治三十八年十二月第二十二回帝國議會の召集せらるるや政府は臨時軍事費追加豫算として四億五千四十五萬圓、明治三十八年度臨時事件豫備費追加豫算として七百二十萬圓、明治三十九年度臨時事件豫備費豫算として八千四百五十萬圓を要求したり。而して政府は臨時軍事費豫算の支辨財源としては臨時軍事費特別會計歳入に屬する公債募集金使用殘額八千八百萬圓、及新規公債募集額三億六千二百四十五萬圓を以て之に充て、明治三十八年度臨時事件豫備費追加豫算の財源としては歳計剩餘を以て之に充て、又明治三十九年度臨時事件豫備費は一般歳計剩餘金を以て之に充て、不足する所の約六千八百萬圓は新に公債を募集して之を支辨するの計畫を立てたり。玆に於て政府は以上の各豫算と共に、之に關聯して臨時事件費支辨に關する法律案を同一議會に提出したり。右法律案に依れば政府は臨時事件費支辨の財源として一時借入金を爲し、特別會計に屬する資金を繰替使用し、及公債を募集することを得るものとし、其の一時借入金及公債の制限額を三億六千三百萬圓と爲せしが、此の外尙明治三十九年度に於ける各省臨時事件費中、陸海軍所屬の復舊其の他の事業に要する經費及滿韓軍備に關する臨時費支辨の爲め、特別會計資金を繰替使用し及公債を募集することを得るものとし、其の公債の制限額を七千萬圓と爲したり。而して此の法律に依る公債の發行價格差減額を補塡する爲め必要ある場合は、右以外に公債を募集し又は一時借入金を爲すことを得せしめ、又此の法律に依る一時借入金、特別會計資金繰替及公債の整理償還する爲め必要ある場合にも、亦制限外の公債の發行を爲すことを得せしめたるの外、政府の臨時軍事費出納上一時の不足を補充する爲め、其の歳入を以て償還すべき大藏省證券を發行することを得るものと爲したり。帝國議會は以上の諸豫算案及法律案の中、明治三十九年度臨時事件豫備費豫算に就き公債支辨の費途に五百萬圓の削減を加へたるのみにて、他は何等の修正もなくして之を可決したり。今議會の協贊を經たる臨時事件費第二次豫算追加及同第三次豫算額、竝に之に對する支辨財源を示せば左の如し。

第二次豫算追加額

	圓
臨時軍事費	七、二〇〇、〇〇〇
臨時事件豫備費	七、二〇〇、〇〇〇
計	七、二〇〇、〇〇〇

第三次豫算額

	圓
四五〇、四五〇、〇〇〇	
七九、五〇〇、〇〇〇	
五二九、九五〇、〇〇〇	

右に對する財源

公債募集金	七、二〇〇、〇〇〇
一般歳計剩餘	七、二〇〇、〇〇〇
計	五〇八、六四三、二四二
	二一、三〇六、七五八
	五二九、九五〇、〇〇〇

（備考）公債募集金中八千八百萬圓は、明治三十八年勅令第百九十四號を以て募集したる三億圓の殘額を以て之に充て、軍事費の財源三億六千三百萬圓及臨時事件豫備費の財源七千萬圓は新に法律案を以て議會の協贊を經たり。

然るに明治三十九年度臨時事件豫備費豫算は、其の後統監府經費及關東都督府經費等に於て不足を生ずるに至りしを以て、政府は明治四十年一月第二十三回帝國議會に對し、其の追加豫算二百五十萬圓を要求し、議會は之を可決したり。而して之が支辨財源に關しては一般會計剩餘金を以て之に充つるの計畫なりとす。

第八款　臨時軍事費歲入の收入

臨時軍事費特別會計に屬する歲入歲出は、後述の如く明治三十九年法律第五十二號及同年勅令第百二號の規定に依り、明治四十年六月限り其の出納事務を締切りしが、今明治三十六年十月事件開始より同四十年六月出納事務締切に至る臨時軍事費歲入の收入濟額は、合計十七億二千百二十一萬二千二百五十六圓十錢七厘にして、之を其の收入豫算額十七億四千六百四十二萬千三十五圓八十四錢一厘に比較すれば、二千五百二十萬八千七百七十九圓七十三錢四厘を減少せり。今右收入の各科目に就き說明を加ふれば左の如し。

公債、國庫債券募集金及一時借入金の豫算額は合計十四億九千二百四十二萬千三十五圓八十四錢一厘なりしも、其の中實際募集高は國庫債券の額面金額合計四億八千萬圓、英貨公債の額面金額合計八千二百萬磅、臨時事件費公債の額面合計三億千七十二萬二千九百五十圓にして、右額面金額に對する收入豫定額は國庫債券四億四千百三十六萬二千六百六十二圓七十九錢三厘、英貨公債六億八千九百五十九萬四千五百七十圓七十二錢四厘、臨時事件費公債二億九千五百二十萬二千二百五十八圓三十錢、合計十四億二千六百十五萬九千四百九十一圓八十一錢七厘なり。而して此の中明治四十年六月迄に臨時軍事費特別會計歲入に納付の手續を了せる金額は、國庫債券四億三千四百八十八萬五千六百三十七圓六十一錢四厘、英貨公債六億八千九百五十九萬四千五百七十圓七十二錢四厘、臨時事件費公債二億九千四百二十五萬千二十圓九十錢、合計十四億千八百七十三萬千二百二十九圓二十三錢八厘にして、之を當初の豫算額に比較すれば七千三百六十八萬九千八百六十圓六十錢三厘を減少したり。而して當初豫算に於ては一時借入金三千百萬圓を豫定せるも、右は全部公債を以て支辨せしを以て、一時借入金として臨時軍事費特別會計歲入に編入せるものは之れなきものとす。今國庫債券及公債募集金收入の內譯を示せば左表の如し。

區別	發行年月	額面金額	收入豫定額	收入濟額
國庫債券 第一回	三七、二	100,000,000 円	九五、二五四、六八九・二八一 円	九二、三七六、一三三・九八五 円
第二回	三七、五	100,000,000	九三、〇一六、〇五一・六八七	九〇、九八一、七九五・六二四
第三回	三七、一〇	八〇、000、000	七三、六〇六、七二九・二五〇	七一、二八八、六七五・三七五
第四回	三八、二	100,000,000	九〇、四四三、九五〇・九五〇	九〇、二五四、九六一・九七五
第五回	三八、四	100,000,000	九〇、〇四二、六二一・六三五	八九、九八四、〇八〇・六五五
計		四八〇、000、000 圓	四四二、六二一、六六二・七九三 圓	四三四、八八五、六三七・六一四 圓
英貨公債 第一回	三七、五	10,000,000 磅	八六、八三四、一七〇・八五四 円	八六、八三四、一七〇・八五四 円
第二回	三七、一一	二、000、000	一〇〇、四六三、五九四・九八三	一〇〇、四六三、五九四・九八三
第三回	三八、三	三、000、000	二五一、一五八、九八七・四五六	二五一、一五八、九八七・四五六
第四回	三八、七	三、000、000	二五一、一三七、八一七・四三三	二五一、一三七、八一七・四三三

區別	發行年月	額面金額	收入豫定額	收入濟額
臨時事件費公債		圓		
軍資金として發行の分	三九年二月	八二、〇〇〇、〇〇〇	六八九、五九四、五七〇・七四	六八九、五九四、五七〇・七四
行賞賜金として發行の分	自三九、七至四〇、六	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一九〇、〇一五、四五五・八〇〇	一八九、〇六四、二八四・四〇〇
計		一一〇、七三三、九五〇	一〇五、一八六、八〇三・五〇〇	一〇五、一八六、八〇三・五〇〇
公債合計		三一〇、七三三、九五〇	二九五、二〇三、二五八・五〇〇	二九四、三五一、〇三〇・九〇〇
總計			九八四、七九六、八九八・〇二四	九八三、八四五、五九一・六二四
			一、四二六、一五九、四九一・八一七	一、四一八、七五二、三三九・三八

（備　考）臨時事件費公債中行賞賜金として發行の分は、發行の都度收入したるものに付、其の收入豫定額は假に收入濟額と同員數を計上せり。

一般會計より臨時軍事費特別會計歳入に繰入るべき豫定額は、明治三十七八兩年度を合して一億八千九百萬圓にして、其の中明治三十七年度一般會計より繰入豫定額は增稅收入及政費節約に依る歳計剩餘七千萬圓なりしが、右の中六百五十六萬九千八百七十一圓は、一旦之を一般會計より軍艦水雷艇補充基金に繰入れ、同基金より更に特別會計資金繰替として軍資金に充つることに組替へられしを以て、之を差引き直接に一般會計より繰入るべき金額は六千三百四十三萬百二十九圓にして、右は明治三十八年六月迄に全部繰入の手續を了せり。而して明治三十八年度一般會計より臨時軍事費特別會計歳入に繰入るべき豫定額は、第一次及第二次增稅收入の中一億千九百萬圓にして、右は明治三十九年三月迄に全部繰入の手續を了したり。卽ち一般會計繰入金の收入濟額合計一億八千二百四十三萬百二十九圓にして、其の豫算額に比較して六百五十六萬九千八百七十一圓を減少せり。

特別會計資金より軍資金に繰替ふべき豫定額は合計六千三百萬圓なるも、此の外前述の如く法律の規定上一般會計より一旦軍艦水雷艇補充基金に繰入れたる上、軍資金に充つることに組替へたる金額六百五十六萬九千八百七十一圓あるを以て、實際に於ける特別會計資金の繰替豫定額は六千九百五十六萬九千八百七十一圓となるの計算なり。而して右の中明治四十年六月迄に繰替の手續を了したる金額は、合計六千九百三十一萬千九百七十七圓七錢にして、之を當初の豫算額六千三百萬圓に比較すれば、六百三十一萬千九百七十七圓七錢を增加したり。今繰替資金の種類・金額・時期等を示せば左の如し。

資金種別	繰替金額	繰替時期
軍艦水雷艇補充基金	三七、七四二、一〇六、〇七〇円	三七年四、八、九、一二月及三八年三月
同　上	五六九、八七一、〇〇〇	三八年八月
同　上	八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三八年一〇月
教育基金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三八年七、八月
災害準備基金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三八年五、六月
森林資金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三七年一二月
合　計	六九、三一一、九七七、〇七〇	

臨時軍事費特別會計歳入豫算に計上せる軍資獻納金は百五十萬圓、雜收入は五十萬圓、合計二百萬圓なるが、右に對し明治四十年六月迄に收入濟の金額は千八百四十三萬八千六百九十七圓四十五錢七厘にして、豫定額に比較して千六百四十三萬八千六百九十七圓四十五錢七厘を增加せり。而して右の外豫算に於て全く豫定せざりし官有物拂下代・運輸收入及特別收入を存するに至りしを以て、其の合計三千二百三十萬二百二十三圓三十四錢二厘は全く收入超過となれるものとす。

今臨時軍事費特別會計歳入の收入額を各科目に就き之が月別を示せば左表の如し。

臨時軍事費歳入収入済額科目別月別表

年月	公債募集金	国庫債務収入	一般会計繰入	特別会計金繰入	軍資献納金
明治三十六年十月	円 0	0	円 0	0	円 0
十一月	0	0	0	0	0
十二月	0	0	0	0	0
明治三十七年一月	0	0	0	0	0
二	0	0	0	0	0
三	0	0	0	0	0
四	0	0	0	0	0
五	0	0	0	0	0
六	0	0	0	0	0
七	0	0	0	0	0
八	0	0	0	0	0
九	0	0	0	0	0
十	0	0	0	0	0
十一	0	0	0	0	0
十二	0	0	0	0	0
明治三十八年一	0	0	0	0	0
二	0	0	0	0	0
三	0	0	0	0	0
四	0	0	0	0	0
五	0	0	0	0	0
六	0	0	0	0	0
七	0	0	0	0	0
八	0	0	0	0	0
九	0	0	0	0	0
十	0	0	0	0	0
十一	0	0	0	0	0
十二	0	0	0	0	0
明治三十九年一	0	0	0	0	0
二	0	0	0	0	0
三	0	0	0	0	0
四	0	0	0	0	0
五	0	0	0	0	0
六	0	0	0	0	0
七	0	0	0	0	0
八	0	0	0	0	0
九	0	0	0	0	0
十	0	0	0	0	0
十一	0	0	0	0	0
十二	0	0	0	0	0
明治四十年一	0	0	0	0	0
二	0	0	0	0	0
三	0	0	0	0	0
四	0	0	0	0	0
五	0	0	0	0	0

月	明治三十六年十一月	十二月	明治三十七年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	明治三十八年一月
官有物拂下代	円 0	0	0	九、〇〇〇	円 三、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
運輸収入	円 0	0	0	0	円 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
特別収入	円 0	0	0	0	円 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雑収入	円 0	0	0	0	円 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	円 0	0	0	九、〇〇〇	円 三、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

月	明治三十六年十一月	十二月	明治三十七年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	明治三十八年一月
公債募集金	円 0	0	0	九、〇〇〇	円 三、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
国庫債務収入	円 0	0	0	0	円 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一般会計繰入	円 0	0	0	一、〇〇〇、〇〇〇	円 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別会計資金繰入	円 0	0	0	九、〇〇〇	円 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軍事献納金	円 0	0	0	0	円 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

月	明治三十六年十一月	十二月	明治三十七年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	明治三十八年一月
公債募集金	円 0	0	0	九、〇〇〇	円 三、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
国庫債務収入	円 0	0	0	0	円 一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一般会計繰入	円 0	0	0	一、〇〇〇、〇〇〇	円 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別会計資金繰入	円 0	0	0	九、〇〇〇	円 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軍事献納金	円 0	0	0	0	円 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年月	官有物拂下代	運輸収入	特別収入	雑収入	合計
明治四十二年	円	円	円	円	円
七月	〇	〇	〇	〇	〇
八月	〇	〇	〇	〇	〇
九月	二、三〇〇	六、三〇〇	〇	三、六八六	一一、一八六
十月	三、三五〇	二四、七〇〇	二、一〇〇	二、〇六七	三二、二〇七
十一月	三、三五〇	一八、三五〇	四、四〇〇	二、五七五	二八、六七五
十二月	三、三五〇	一五、三五〇	二、五〇〇	二、七〇〇	二四、九〇〇
明治四十三年一月	三、三五〇	一四、三五〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二三、八〇〇
二月	三、三五〇	一四、三五〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二三、八〇〇
三月	三、三五〇	一四、三五〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二三、八〇〇
四月	三、三五〇	一四、三五〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二三、八〇〇
五月	三、三五〇	一四、三五〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二三、八〇〇
六月	三、三五〇	一四、三五〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二三、八〇〇
計	四〇、〇六八	一七四、六八六	二七、五〇〇	三一、八五五	二七四、〇一〇

（備考）
一、本表の計数は收入の報告に依り實際收入あり
二、本表表軍資金收入額の外一時補塡として借入を爲したるも臨時軍事費特別會計歳入に編入したるものあるも之を掲ぐ。
三、△印は失敗の爲め繰收入へ更正となりたるものなり。

第九款　軍資金の運用

臨時軍事費支辨の財源として臨時軍事費特別會計に收入したる金額は、當初は毎月其の收支用に代用し、或は大藏省證券を發行し、或は日本銀行より一時借入を爲し、或は又軍用切符を發行して、政府は此の不足額を一時補塡するが爲め、或は國庫内の繰替を爲し、或は圓滑ならしむる等、種々の方法を講じたり。

今參考の爲め臨時軍事費特別會計歳入に編入したる軍資金收入額と臨時軍事費仕拂濟額との對照表を揭ぐれば左の如し。

（二）軍資金收入額と軍事費仕拂濟額との對照表

年月	軍資金收入額	軍事費仕拂濟額	差引軍資金過不足（△）額	軍資金過不足（△）額累計
明治三十六年十月	円 0	円 一、三五一、〇〇〇	△	円 0
十一月	0	二、七五〇、〇〇〇	△	△ 一、三五一、〇〇〇
十二月	0	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 四、一〇一、〇〇〇
明治三十七年一月	0	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 六、七〇一、〇〇〇
二月	三、三五〇	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 九、三〇一、〇〇〇
三月	三、三五〇	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 一一、九〇一、〇〇〇
四月	三、三五〇	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 一四、五〇一、〇〇〇
五月	三、三五〇	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 一七、一〇一、〇〇〇
六月	三、三五〇	二、六〇〇、〇〇〇	△	△ 一九、七〇一、〇〇〇
七月	一一、〇五〇	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 二二、七五一、〇〇〇
八月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 二五、八七五、〇〇〇
九月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 二八、九九九、〇七五
十月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 三二、一二三、一五〇
十一月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 三五、二四六、二二五
十二月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 三八、三七〇、三〇〇
明治三十八年一月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 四一、四九四、三七五
二月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 四四、六一八、四五〇
三月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 四七、七四二、五二五
四月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 五〇、八六六、六〇〇
五月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 五三、九九〇、六七五
六月	一四、九二五	三、一〇〇、〇〇〇	△	△ 五七、一一四、七五〇
計	一七二、三五〇	四〇、六八六	△	△ 五七、一一四、七五〇

年月	軍費金過不足(△)額累計	一時補塡 國庫内繰替	一時補塡 大藏省證券發行	補塡 日本銀行借入	補塡 軍用切符使用
明治三十六年十月	△一、七三四、〇〇〇圓	一、七三四、〇〇〇圓	〇圓	〇圓	〇圓
〃　十一月	△四、五七六、〇〇〇	四、五七六、〇〇〇	〇	〇	〇
〃　十二月	△七、〇一一、〇〇〇	九、〇一一、〇〇〇	〇	〇	〇
明治三十七年一月	△一〇、三四一、〇〇〇	一二、〇九一、〇〇〇	〇	七、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△一四、〇三〇、〇〇〇	一六、〇八〇、〇〇〇	〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△一八、一四〇、〇〇〇	二〇、二〇〇、〇〇〇	〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△二二、三四〇、〇〇〇	二四、四〇〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△二六、四四〇、〇〇〇	二八、五〇〇、〇〇〇	〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△三〇、四四〇、〇〇〇	三二、五〇〇、〇〇〇	〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△三四、四四〇、〇〇〇	三六、五〇〇、〇〇〇	〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△三八、四四〇、〇〇〇	四〇、五〇〇、〇〇〇	〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△四二、四四〇、〇〇〇	四四、五〇〇、〇〇〇	〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△四六、四四〇、〇〇〇	四八、五〇〇、〇〇〇	〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△五〇、四四〇、〇〇〇	五二、五〇〇、〇〇〇	〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△五四、四四〇、〇〇〇	五六、五〇〇、〇〇〇	〇	五二、〇〇〇、〇〇〇	〇
明治三十八年一月	△五八、四四〇、〇〇〇	六〇、五〇〇、〇〇〇	〇	五六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△六二、四四〇、〇〇〇	六四、五〇〇、〇〇〇	〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△六六、四四〇、〇〇〇	六八、五〇〇、〇〇〇	〇	六四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△七〇、四四〇、〇〇〇	七二、五〇〇、〇〇〇	〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△七四、四四〇、〇〇〇	七六、五〇〇、〇〇〇	〇	七二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△七八、四四〇、〇〇〇	八〇、五〇〇、〇〇〇	〇	七六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△八二、四四〇、〇〇〇	八四、五〇〇、〇〇〇	〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△八六、四四〇、〇〇〇	八八、五〇〇、〇〇〇	〇	八四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△九〇、四四〇、〇〇〇	九二、五〇〇、〇〇〇	〇	八八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△九四、四四〇、〇〇〇	九六、五〇〇、〇〇〇	〇	九二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△九八、四四〇、〇〇〇	一〇〇、五〇〇、〇〇〇	〇	九六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△一〇二、四四〇、〇〇〇	一〇四、五〇〇、〇〇〇	〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
明治三十九年一月	△一〇六、四四〇、〇〇〇	一〇八、五〇〇、〇〇〇	〇	一〇四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△一一〇、四四〇、〇〇〇	一一二、五〇〇、〇〇〇	〇	一〇八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△一一四、四四〇、〇〇〇	一一六、五〇〇、〇〇〇	〇	一一二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△一一八、四四〇、〇〇〇	一二〇、五〇〇、〇〇〇	〇	一一六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△一二二、四四〇、〇〇〇	一二四、五〇〇、〇〇〇	〇	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△一二六、四四〇、〇〇〇	一二八、五〇〇、〇〇〇	〇	一二四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△一三〇、四四〇、〇〇〇	一三二、五〇〇、〇〇〇	〇	一二八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△一三四、四四〇、〇〇〇	一三六、五〇〇、〇〇〇	〇	一三二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△一三八、四四〇、〇〇〇	一四〇、五〇〇、〇〇〇	〇	一三六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△一四二、四四〇、〇〇〇	一四四、五〇〇、〇〇〇	〇	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△一四六、四四〇、〇〇〇	一四八、五〇〇、〇〇〇	〇	一四四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△一五〇、四四〇、〇〇〇	一五二、五〇〇、〇〇〇	〇	一四八、〇〇〇、〇〇〇	〇
明治四十年一月	△一五四、四四〇、〇〇〇	一五六、五〇〇、〇〇〇	〇	一五二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△一五八、四四〇、〇〇〇	一六〇、五〇〇、〇〇〇	〇	一五六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△一六二、四四〇、〇〇〇	一六四、五〇〇、〇〇〇	〇	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△一六六、四四〇、〇〇〇	一六八、五〇〇、〇〇〇	〇	一六四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△一七〇、四四〇、〇〇〇	一七二、五〇〇、〇〇〇	〇	一六八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△一七四、四四〇、〇〇〇	一七六、五〇〇、〇〇〇	〇	一七二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△一七八、四四〇、〇〇〇	一八〇、五〇〇、〇〇〇	〇	一七六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△一八二、四四〇、〇〇〇	一八四、五〇〇、〇〇〇	〇	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△一八六、四四〇、〇〇〇	一八八、五〇〇、〇〇〇	〇	一八四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△一九〇、四四〇、〇〇〇	一九二、五〇〇、〇〇〇	〇	一八八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△一九四、四四〇、〇〇〇	一九六、五〇〇、〇〇〇	〇	一九二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△一九八、四四〇、〇〇〇	二〇〇、五〇〇、〇〇〇	〇	一九六、〇〇〇、〇〇〇	〇
明治四十一年一月	△二〇二、四四〇、〇〇〇	二〇四、五〇〇、〇〇〇	〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△二〇六、四四〇、〇〇〇	二〇八、五〇〇、〇〇〇	〇	二〇四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△二一〇、四四〇、〇〇〇	二一二、五〇〇、〇〇〇	〇	二〇八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△二一四、四四〇、〇〇〇	二一六、五〇〇、〇〇〇	〇	二一二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△二一八、四四〇、〇〇〇	二二〇、五〇〇、〇〇〇	〇	二一六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△二二二、四四〇、〇〇〇	二二四、五〇〇、〇〇〇	〇	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△二二六、四四〇、〇〇〇	二二八、五〇〇、〇〇〇	〇	二二四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△二三〇、四四〇、〇〇〇	二三二、五〇〇、〇〇〇	〇	二二八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△二三四、四四〇、〇〇〇	二三六、五〇〇、〇〇〇	〇	二三二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△二三八、四四〇、〇〇〇	二四〇、五〇〇、〇〇〇	〇	二三六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△二四二、四四〇、〇〇〇	二四四、五〇〇、〇〇〇	〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△二四六、四四〇、〇〇〇	二四八、五〇〇、〇〇〇	〇	二四四、〇〇〇、〇〇〇	〇
明治四十二年一月	△二五〇、四四〇、〇〇〇	二五二、五〇〇、〇〇〇	〇	二四八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△二五四、四四〇、〇〇〇	二五六、五〇〇、〇〇〇	〇	二五二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△二五八、四四〇、〇〇〇	二六〇、五〇〇、〇〇〇	〇	二五六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△二六二、四四〇、〇〇〇	二六四、五〇〇、〇〇〇	〇	二六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△二六六、四四〇、〇〇〇	二六八、五〇〇、〇〇〇	〇	二六四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△二七〇、四四〇、〇〇〇	二七二、五〇〇、〇〇〇	〇	二六八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△二七四、四四〇、〇〇〇	二七六、五〇〇、〇〇〇	〇	二七二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△二七八、四四〇、〇〇〇	二八〇、五〇〇、〇〇〇	〇	二七六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△二八二、四四〇、〇〇〇	二八四、五〇〇、〇〇〇	〇	二八〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△二八六、四四〇、〇〇〇	二八八、五〇〇、〇〇〇	〇	二八四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△二九〇、四四〇、〇〇〇	二九二、五〇〇、〇〇〇	〇	二八八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△二九四、四四〇、〇〇〇	二九六、五〇〇、〇〇〇	〇	二九二、〇〇〇、〇〇〇	〇
明治四十三年一月	△二九八、四四〇、〇〇〇	三〇〇、五〇〇、〇〇〇	〇	二九六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　二月	△三〇二、四四〇、〇〇〇	三〇四、五〇〇、〇〇〇	〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　三月	△三〇六、四四〇、〇〇〇	三〇八、五〇〇、〇〇〇	〇	三〇四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　四月	△三一〇、四四〇、〇〇〇	三一二、五〇〇、〇〇〇	〇	三〇八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　五月	△三一四、四四〇、〇〇〇	三一六、五〇〇、〇〇〇	〇	三一二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　六月	△三一八、四四〇、〇〇〇	三二〇、五〇〇、〇〇〇	〇	三一六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　七月	△三二二、四四〇、〇〇〇	三二四、五〇〇、〇〇〇	〇	三二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　八月	△三二六、四四〇、〇〇〇	三二八、五〇〇、〇〇〇	〇	三二四、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　九月	△三三〇、四四〇、〇〇〇	三三二、五〇〇、〇〇〇	〇	三二八、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十月	△三三四、四四〇、〇〇〇	三三六、五〇〇、〇〇〇	〇	三三二、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十一月	△三三八、四四〇、〇〇〇	三四〇、五〇〇、〇〇〇	〇	三三六、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃　十二月	△三四二、四四〇、〇〇〇	三四四、五〇〇、〇〇〇	〇	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	〇

備考

本表軍費金收入額は十七億二千百二十一萬二千五百十六圓十錢七厘なるも該金額中には外國貨幣にして內地に於て直に使用し得ざる分を包含せり。

(二)　軍費金一時補塡內譯表

年月	軍費金收入額	軍事費仕拂濟額	差引軍費金過不足(△)額	軍費金過不足(△)額累計
明治三十八年七月	一〇圓、六三五、〇〇〇圓	一、六三五、〇〇〇圓	八、三九五、〇〇〇圓	△一、七三四、〇〇〇圓
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△一、五二四、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△一、三一四、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△一、一〇四、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△八九四、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△六八四、〇〇〇
明治三十九年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△四七四、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△二六四、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	△五四、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一五六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三六六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	五七六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七八六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	九九六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一、二〇六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一、四一六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一、六二六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一、八三六、〇〇〇
明治四十年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二、〇四六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二、二五六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二、四六六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二、六七六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三、〇九六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三、三〇六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三、五一六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三、七二六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三、九三六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四、一四六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四、三五六、〇〇〇
明治四十一年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四、五六六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四、七七六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四、九八六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	五、一九六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	五、四〇六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	五、六一六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	五、八二六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六、〇三六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六、二四六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六、四五六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六、六六六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	六、八七六、〇〇〇
明治四十二年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七、〇八六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七、二九六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七、五〇六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七、七一六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	七、九二六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	八、一三六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	八、三四六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	八、五五六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	八、七六六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	八、九七六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	九、一八六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	九、三九六、〇〇〇
明治四十三年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	九、六〇六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	九、八一六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一〇、〇二六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一〇、二三六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一〇、四四六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一〇、六五六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一〇、八六六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一一、〇七六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一一、二八六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一一、四九六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一一、七〇六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一一、九一六、〇〇〇
明治四十四年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一二、一二六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一二、三三六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一二、五四六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一二、七五六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一二、九六六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一三、一七六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一三、三八六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一三、五九六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一三、八〇六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一四、〇一六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一四、二二六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一四、四三六、〇〇〇
明治四十五年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一四、六四六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一四、八五六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一五、〇六六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一五、二七六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一五、四八六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一五、六九六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一五、九〇六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一六、一一六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一六、三二六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一六、五三六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一六、七四六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一六、九五六、〇〇〇
大正元年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一七、一六六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一七、三七六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一七、五八六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一七、七九六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一七、九〇六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一八、一一六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一八、三二六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一八、五三六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一八、七四六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一八、九五六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九、一六六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九、三七六、〇〇〇
大正二年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九、五八六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九、七九六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九、九〇六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二〇、一一六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二〇、三二六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二〇、五三六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二〇、七四六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二〇、九五六、〇〇〇
〃　九月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一、一六六、〇〇〇
〃　十月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一、三七六、〇〇〇
〃　十一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一、五八六、〇〇〇
〃　十二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一、七九六、〇〇〇
大正三年一月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一、九〇六、〇〇〇
〃　二月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二二、一一六、〇〇〇
〃　三月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二二、三二六、〇〇〇
〃　四月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二二、五三六、〇〇〇
〃　五月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二二、七四六、〇〇〇
〃　六月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二二、九五六、〇〇〇
〃　七月	一、二一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二三、一六六、〇〇〇
〃　八月	一、二一〇、〇〇

年月	軍費金過不足（△）額累計	一時繰替 国庫内繰替	一時繰替 大蔵省証券発行	一時繰替 日本銀行借入	繰越 軍用切符使用
明治三十七年十一月	△ 円 八四〇、六三二、四五一	八四〇、一四〇、六三二	円 0	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十二月	△ 五四〇、〇六二、五一一	五四〇、〇六二、五一一	0	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
明治三十八年一月	△ 三五、〇六二、五一一	三五、〇六二、五一一	0	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
二月	△ 一一四、〇六二、五一一	一一四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
三月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
四月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
五月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
六月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
七月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
八月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
九月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十一月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十二月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
明治三十九年一月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
二月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
三月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
四月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
五月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
六月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
七月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
八月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
九月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十一月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
十二月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
明治四十年一月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
二月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
三月	△ 一四四、〇六二、五一一	一四四、〇六二、五一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇

（備考）
一、本表計数は総て毎月末現在高を示すものとす。
二、本表軍用切符使用額は同数に係る分を控除したるものを掲ぐ。
三、本表軍費金過不足額累計は内地に於て直に使用し得ざる分を控除したるものを掲げたるに依り、前表軍費金過不足額累計と符合せず。

第十款　臨時事件費の支出

第一項　臨時軍事費の支出

軍事の計画は敵国に対し機密を要するは勿論、戦機は日夕変化極りなきを以て、臨時軍事費に在りては、其の豫算に於て確実なる計数又は明細なる内訳を示すこと能はざるが為め、帝国議会に於ては其の細目を問はず、一款項として之を議決したり。是を以て政府は陸海軍大臣より支出上の必要に當りては、特に其の手續を簡重として之を支出するも、会計検査院は先づ大蔵大臣に

內議し、大藏大臣は之を審査し意見を附して內閣總理大臣に申告し、其の同意を得て陸海軍大臣の內議に應じ、陸海軍大臣は更に大藏大臣に向て支出の要求を爲し、大藏大臣之を上奏し勅裁を經て始めて之を支出することと爲せり。

明治三十六年十月より同四十年六月迄に支出したる臨時軍事費の金額は、曩に明治三十六年勅令第二百九十一號に依り支出の勅裁を經たるもの一億五千五百九十七萬千三十五圓八十四錢一厘、豫算成立の後支出の勅裁を經たるもの十四億五千二百四十四萬九百八十三圓五十三錢一厘、明治三十八年十二月豫算外支出の勅裁を經たるもの六千萬圓、合計十六億六千八百四十一萬二千十九圓三十七錢二厘、內陸軍に屬するもの十四億二千八百四十七萬九千七百四十三圓六錢九厘、海軍に屬するもの二億三千九百九十三萬二千七百三十三圓二十錢三厘にして、之を豫算總額十七億四千六百四十二萬千三十五圓八十四錢一厘より差引くときは、豫算殘額は七千八百萬九千十六圓四十六錢九厘なり。然るに右支出勅裁濟額の中、實際に於て仕拂命令を發行し金庫に於て債主又は現金前渡官吏に仕拂ひたる金額は、十五億八百四十七萬二千五百三十八圓十八錢二厘、內陸軍に屬するもの十二億八千三百三十一萬八千五十六圓三十九錢二厘、海軍に屬するもの二億二千五百十五萬四千四百八十一圓七十九錢にして、之を前記支出勅裁濟額より差引くときは、未仕拂殘額一億五千九百九十三萬九千四百八十一圓十九錢を生せり。但し此の中一億三千七百二十四萬三千七百三十三圓二十錢三厘は、後述の如く明治三十九年法律第五十二號「臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律」の規定に基き、明治四十年度以降の一般會計に移用せしを以て、之を差引くときは支出勅裁濟額中實際の仕拂不用額は二千二百六十九萬五千七百四十七圓九十八錢七厘となり、之を豫算額中支出の勅裁を經ざる金額七千八百萬九千十六圓四十六錢九厘と合して、一億七十萬四千七百六十四圓四十五錢六厘の豫算不用額を生じたり。今右臨時軍事費の支出勅裁濟額・仕拂濟額及一般會計移用額の內譯を示せば左表の如し。

臨時軍事費支出額科目別表

科目	勅裁濟額	仕拂命令濟額	一般會計へ移用額			不用額
			法律第五十二號第三條に依る移用額	法律第五十二號第四條第五條に依る移用額	計	
陸軍省所管	円	円	円	円	円	円
人件費	一五三、二三八、九八七・二三	一四七、三六八、〇九九	三、五八七、八六六・八三	八三、五七七・八〇	三、六七三、〇九九・七三	二、六七七・九三〇
物件費	一、一〇三、〇八四、二六八・三〇七	九七三、四三二、三六〇・〇四三	二一、四三二、三六〇・〇八六	四八、一三〇、九三〇・三〇〇	六九、五六三、〇九〇・三八六	一三〇、五〇〇・〇〇〇
機密費	三、四二六、五三五・〇四三	三、一六七、三五〇・〇七三	二一、四三二、三六〇・〇八六	六〇〇・〇〇〇	二一、九三二、三六〇・〇八六	二五八、六〇〇・〇〇〇
召集諸費	一、一六九、三七九・五六六	一、一五六、三七〇・〇七三	一二、三五〇・〇〇〇	〇	一二、三五〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一時賜金	一六四、六一九、三一七・〇〇〇	一五六、二九二、一四九・〇〇〇	八、三二六、八五二・〇〇〇	〇	八、三二六、八五二・〇〇〇	八、三二六、八五二・〇〇〇
亡失金	一二五、三七〇・八九〇	一二五、三七〇・八九〇	〇	〇	〇	〇
廣島市消防費	四〇、九七五・三五九	四〇、九七五・三五九	〇	〇	〇	〇
江戸川架橋費	二一、九〇〇・〇〇〇	二一、九〇〇・〇〇〇	〇	〇	〇	〇
靖國神社臨時大祭特別寄附金	二六五、〇〇〇・〇〇〇	二六五、〇〇〇・〇〇〇	〇	〇	〇	〇
從軍記章費	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六〇六、六八三・四四〇	二一、四三二、三六〇・〇八六	八八、五七七・八八〇	二一、九三二、三六〇・〇八六	二、六七七・九三〇
計	一、四二八、七四五・〇六九	一、二八五、三七八・〇四三	二一、四三二、三六〇・〇八六	四九、一三〇、九三〇・三〇〇	七〇、五九〇・〇〇〇	一三〇、〇〇〇・〇〇〇
海軍省所管						
俸給及諸給	一五、三四五、〇六七・一六八	一五、三四五、〇六七・一六八	〇	〇	〇	〇
雜費	七五六、五八八・二三一	六九三、二八八・二三一	〇	〇	〇	〇

| 科目 | 物件費 | | |

年月	陸軍省所管	海軍省所管	計	陸軍省所管	海軍省所管	計
	臨時軍事費			臨時仕勝一日平均額		
明治三十七年四月	三、四〇〇、〇〇〇円	三、四〇〇、〇〇〇円	六、八〇〇、〇〇〇円	一一三、三三三円	一一三、三三三円	二二六、六六六円
五月	九、九〇〇、〇〇〇円	九、九〇〇、〇〇〇円	一九、八〇〇、〇〇〇円	三一九、三五四円	三一九、三五四円	六三八、七〇九円
六月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
七月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
八月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
九月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
十月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
十一月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
十二月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
明治三十八年一月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
二月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
三月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
四月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
五月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
六月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
七月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
八月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
九月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
十月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
十一月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
十二月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
明治三十九年一月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
二月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
三月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
四月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
五月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円
六月	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三三、三三三円	三三三、三三三円	六六六、六六六円
計	一七〇、九〇〇、〇〇〇円	一七〇、九〇〇、〇〇〇円	三四一、八〇〇、〇〇〇円	三二二、五八〇円	三二二、五八〇円	六四五、一六一円

備考　仕勝決算の計数は明治四十年五月迄の累計を差引きたる数を掲ぐ。

第二項　各省臨時事件費の支出

各省臨時事件費は既述の如くこれを一括して臨時事件豫備費の名目の下に毎年度一般會計に計上

第四章　臨時事件費　第二節　明治三十七八年戰役臨時事件費

せられしものにして、其の支出額は明治三十六年度に於て豫算外支出竝に緊急支出の勅裁を經たるもの百六十八萬四百七十八圓六十一錢八厘、同三十七年度内に支出の勅裁を經たるもの三千六百五十二萬八千六百八十二圓十三錢八厘、同三十八年度内に支出の勅裁を經たるもの一億千四十五萬二千四百四圓五十六錢五厘、同三十九年度内に支出の勅裁を經たるもの七千八百五十七萬六千八十三圓八十九錢なり。卽ち以上各省臨時事件費の支出勅裁濟總額は二億二千七百二十三萬七千六百四十九圓二十一錢一厘にして、之を其の豫算總額二億三千九百七十萬五千八百八十七圓九十錢三厘より差引くときは、豫算殘額千二百四十六萬八千二百三十八圓六十九錢二厘なり。然るに右支出勅裁濟額の中、實際に於て仕拂を爲したる金額は明治三十六年度に於て百五十六萬二百九圓四錢一厘、同三十七年度に於て三千百五十四萬八千九百十二圓六十錢、同三十八年度に於て一億九百六十三萬八千三百五圓七十六錢一厘、同三十九年度に於て六千五百二十二萬三千四百八十四圓六十二錢、同四十年度に於て千三百六十一萬六百九十五圓二十三錢九厘、合計二億二千百五十八萬千六百七圓二十六錢一厘にして、之を支出勅裁濟總額より差引きたる殘額五百六十五萬六千四十一圓九十五錢は、支出の勅裁を得たるも實際に於て仕拂を要せざりし金額なりとす。而して右各省臨時事件費を以て支出せられたる主なる費目は、外務省所管に在りては本省及在外公館臨時諸費・關東都督府經費・在露清韓帝國居留民引揚及救護費等、內務省所管に在りては下士兵卒家族扶助金・臨時警察費等、大藏省所管に在りては國庫債券及英貨公債發行費及利子・統監府設置に關する經費・煙草製造專賣創業に關する經費・鹽專賣に關する經費等、陸軍省所管に在りては滿韓樺太駐屯部隊費・戰役殘務整理費・復舊費・倉庫建築費等、海軍省所管に在りては臨時事件に關する受託造修費・旅順方面經費等、文部省所管に在りては清韓兩國に設置の測候所に關する經費、農商務省所管に在りては臨時事件に關し製鐵所創立工事完成に要する經費・臨時事件に關し輸入獸類檢查及馬匹去勢に要する經費等、遞信省所管に在りては舞鶴鐵道速成に關する經費・京釜鐵道の速成等に關する經費・臨時事件に關し通信機關增備に要する經費等なりとす。今右各省臨時事件費の各年度別仕拂濟額を表示すれば左の如し。

所管別	明治三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	合計
外務省	一、三二九、五四五・六三四円	二、六四二、八〇三円	二、五〇二、二九四・二六三円	二、〇九四、二八七・一〇五円	三六〇、九〇二・九八〇円	八、八二九、六七二・七八四円
內務省	二、五二三、四〇〇・七三	六三五、一六八・五一〇	一、一二三、四九八・〇六〇	一五五、四九八・〇六〇	〇	三、〇一五、五八〇・三九三
大藏省	二五六、九六五・六一三	一九、一九六、七三九・五五三	九六、五九一、二九二・四四三	二七、七三〇、五九一・四三九	一、一四八、一六一・三〇〇	二六、八三四、八四八・九八九
陸軍省	〇	〇	〇	〇	八、五四五、〇〇〇・八四〇	三五、六五五、五九二・二六九
海軍省	二〇、九八九・六四九	二一五、〇〇三・二五八	四九、〇四七・九八三	六〇、一五〇・四四九	三、四〇〇、八三九・二八一	三五、〇三九、三九〇・五二九
文部省	九、二八九・二九九	七七、二八一・三六八	一一二、四八一・九七三	二七、七三〇、五九一・四三九	六〇、一五〇・四四九	二九九、二〇三・〇八九
農商務省	三一、九〇五・二〇六	一、七一八、九三〇・八六八	二、四三四、九七五・一三四	七三四、六五九・七八三	〇	四、九一九、四七〇・九九一
遞信省	〇	七、一六三、一四七・三三一	六、七三五、八一三・六九四	一、五二五、七九八・九一三	三、〇八八・七四〇	一五、四二七、八四八・六八八
合計	一、五六〇、二〇九・〇四二	三、一五四八、九・二〇〇	二〇九、六三八、三〇五・七六一	六五五、二三三、四八四・六二〇	一三、六一〇、六九五・二三九	三三一、五八一、六〇七・二六一

第十一款　臨時軍事費の終結

臨時軍事費の收支は既述の如く、之を一般の歲入歲出と區別して特別の整理を爲し來りしが、平和既に克復し、戰役に關する經理の事務漸く終結に近づくに及び、政府は明治三十九年一月第二十二回帝國議會に對し、臨時軍事費特別會計の終結に關する法律案を提出して其の協贊を經、明治三十九年

五月法律第五十二號を以て之を公布したり。其の規定に依れば臨時軍事費特別會計は明治四十年三月三十一日を以て終結せしめ、其の出納事務は同年十一月三十日を以て悉皆完結せしめ、支出を終らざる經費にして一定の事由を有するものは、其の歲出豫算額を一般會計に移用せしめ、歲計剩餘あるときは之を一般會計に繰入るるものとす。今右法律の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第五十二號（明治三十九年五月十一日）

第一條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ノ年度ハ明治四十年三月三十一日ヲ以テ終結ス

第二條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ明治四十年十一月三十日迄ニ悉皆完結スヘシ

第三條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費ノ支辨ニ係ル工事、測量又ハ製造ノ事業ニシテ其ノ會計年度內ニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ遞次繰越シ使用スルコトヲ得外國注文ニ係ル物品ノ購入代及一時賜金ノ支出ヲ終ラサルモノニ付亦同シ

第四條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費支辨ノ諸費中復員ヲ爲ササル部隊ニ係ル經費ニシテ其ノ會計年度內ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第五條　前二條ニ規定シタルモノヲ除クノ外陸海軍ニ屬スル臨時事件費支辨ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ又ハ仕拂ノ義務ヲ生シ其ノ會計年度內ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第六條　陸海軍ニ屬スル臨時事件費特別會計ニ於テ歲計剩餘アルトキハ一般會計ノ歲入ニ繰入ルヘシ

右と同時に勅令第百二號を以て本特別會計の整理に關する規則を公布し、本特別會計歲入歲出の出納を爲すは明治四十年六月三十日限とし、其の後の本會計所屬の歲入は一般會計の歲入に編入するものとし、明治四十年十月三十一日を以て本特別會計の主計簿を締切ることと定めたり。

政府は右法律及勅令の規定に基き、臨時軍事費特別會計に關する一切の收支を完結し、之が決算を調製したり。今之に依れば本特別會計の歲入決算額は十七億二千百二十一萬二千二百五十六圓十錢七厘、歲出決算額は十五億八百四十七萬二千五百三十八圓十八錢二厘にして、歲入歲出差引二億千二百七十三萬九千七百十七圓九十二錢五厘の剩餘を生じ、該剩餘金は明治三十九年法律第五十二號に據り明治四十年度一般會計の歲入に繰入せり。歲入の決算額十七億二千百二十一萬二千二百五十六圓十錢七厘を以て、其の豫算額十五億三千四十五萬圓に對比すれば、一億九千七十六萬二千二百五十六圓十錢七厘を增加し、又歲出の決算額十五億八百四十七萬二千五百三十八圓十八錢二厘を以て、其の豫算額十五億三千四十五萬圓に明治三十六年勅令第二百九十一號に依る支出額一億五千五百九十七萬千三十五圓八十四錢一厘、明治三十八年十二月豫算外支出を爲したる額六千萬圓を合計十七億四千六百四十二萬千三十五圓八十四錢一厘に對比すれば、二億三千七百九十四萬八千四百九十七圓六十五錢九厘を減少せり。而して右歲出減少額二億三千七百九十四萬八千四百九十七圓六十五錢九厘の中、一億三千七百二十四萬三千七百三十三圓二十錢三厘は、明治三十九年法律第五十二號第三條、第四條及第五條の規定に依り、之を明治四十年度一般會計に移し使用することと爲せしを以て差引一億七十萬四千七百六十四圓四十五錢六厘の豫算不用額を生じたり。依つて前記歲入歲出差

引剰餘として明治四十年度一般會計歳入に繰入れられたる金額二億千二百七十三萬九千七百十七圓九十二錢五厘より、右一般會計移用額の財源に充つべき金額を差引くときは、其の殘額七千五百四十九萬五千九百八十四圓七十二錢二厘は、卽ち臨時軍事費特別會計の純剰餘金として、一般會計に於て他の目的の爲に使用し得べき額なりとす。今臨時軍事費特別會計歳入歳出決算額と其の豫定額とを對照すれば左表の如し。

臨時軍事費特別會計收支計算表

科目	豫算額	責任支出額財源	決算額	豫算額に比し增減（△）
歳入				
公債及國庫債券募集金一時借入金	一、三〇一、四五〇、〇〇〇・〇〇〇	一九〇、九二一、〇三五・八四一	一、四一八、七三一、三九二・三八	△ 七三、六八九、八〇五・二〇三
一般會計繰入	一八九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	〇	一八二、四三〇、一三九・〇〇〇	△ 六、五六九、八七一・〇〇〇
特別會計資金繰入	三八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六、三二一、九七七・〇七〇
軍資獻納金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	〇	二、三三一、一七六・〇四九	八三二、一七六・〇四九
官有物拂下代	〇	〇	一八、八七五、一二四・九〇三	一八、八七五、一二四・九〇三
運輸收入	〇	〇	九、九〇八、七八三・五七〇	九、九〇八、七八三・五七〇
特別收入	〇	〇	三、五一六、三三四・八六九	三、五一六、三三四・八六九
雜收入	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	〇	一六、一〇七、五三一・四〇八	一五、六〇七、五三一・四〇八
合計	一、五三〇、四五〇、〇〇〇・〇〇〇	二三五、九二一、〇三五・八四一	一、七四六、四二一、〇三五・八四一	△ 二五、二〇八、七七九・七三四

科目	豫算額	責任支出額	計	決算額	一般會計へ移用額		計	不用額
歳出					法律第五十二號第三條に依る移用額	法律第五十二號第四條、第五條に依る移用額		
陸軍省所管臨時軍事費	一、五三〇、四五〇、〇〇〇・〇〇〇	一九〇、九二一、〇三五・八四一	一、七四六、四二一、〇三五・八四一	一、二八三、三八〇、三九五・三九三	一二四、〇四二、四七一・四八二	五、六一七、一二八・〇	二九、六五九、一八三・八二	一〇〇、七〇四、七六四・四五六
海軍省所管臨時軍事費	一、五三〇、四五〇、〇〇〇・〇〇〇	二三五、九二一、〇三五・八四一	三三五、一五四、四八一・七九〇	五五、一〇九、五五・一九〇	二、〇七三、五六五・一五三	七、六五四、五五〇・三四三		
合計	一、五三〇、四五〇、〇〇〇・〇〇〇	二三五、九二一、〇三五・八四一	一、七四六、四二一、〇三五・八四一	一、二八三、三八〇、三九五・三九三	一二九、五五二、四五六・九七二	七、六九一、二七六・五三三	二三、七三九、七二九・二三五	一〇〇、七〇四、七六四・四五六
實收支の差額卽ち剩餘金			二三、七三九、七二九・二三五					

臨時軍事費特別會計決算は會計檢査院の檢査報告と共に、明治四十二年一月二十二日第二十五回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては明治三十九年度決算と共に之が審査を行ひ、三月二十四日委員長小川平吉は本會議に於て、決算委員會に於ける審議の經過及結果を報告したり。今其の中臨時軍事費に關係ある部分を抄錄すれば左の如し。

『決算委員會に於て審査の結果は、臨時軍事費歳入歳出決算中歳出に於て、豫算目的外の支出を爲したるもの六件、工事實施に當り確實なる仕譯書の調製を缺き、且材料價格の算定其の當を得ざるもの一件、工事の施行適當ならずして工費を無用に歸せしめたるもの二件、不適當なる家屋を買收し國庫の不利を來したるもの一件、會計監督宜しきを得ずして巨額の官金を窃取せられ、國庫に損失を生ぜしめたるもの一件、虚僞の事實に對し支出を爲したるもの三十一件、其の他不當なるもの三件なり。尙委員會に於ては日露戰爭中樺太・關東州及營口稅關の占領地に於て徵收したる金錢の收支に關し、政府が決算報告書を提出せざるは不當なりとの動議出で、之を特別委員に付託したるが、陸軍大臣の辯明に依れば占領地に於て徵收する金員は海牙平和條約附屬書陸軍法規慣例に關する規則に依り、占領地の統治者に代り行政費の支辨に充つるが爲に徵收するものなれば、本國の歳出入に組入るべき性

質のものに非ずと。右に關し委員會に於ては多少の異論ありしも、該收入は憲法第七十二條の所謂國家の歳出入に屬すべきものに非ざれば、帝國議會に決算報告書を提出する必要なしと決定したり。』

委員長の報告終るや、花井卓藏は(一)占領軍の爲したる收入支出は國家の歳入歳出に非ずとは、今日に於ても尙斷言することを得るか(二)政府は占領軍の占領地に於ける行政を以て敵國政府の代理行爲なりとの主義を持するが如し。政府は今尙此の主義を持するや否や(三)占領地の行政を敵國政府の代理と解し得べき規定を存する海牙條約若くは附屬書の條項を明示せよと質問し、之に對し陸軍大臣子爵寺內正毅は(一)交戰中戰勝者が占領地行政上の必要に依り徵收し、其の行政の費用に充てたる金額の收支は、國際慣例及陸戰の法規慣例に關する海牙條約の規定に基きしものにして、政府は其の收入支出は歳入歳出と看做すべき性質のものに非ずと認む(二)占領軍の占領地に於て爲す行政の目的は其の土地の住民保護竝に安寧維持に在りて、其の軍政は一時軍人の執行する所に係り、普通の行政とは趣を異にせり(三)海牙の國際法規慣例に關する條約第四十三條、第四十八條及第四十九條を參看すれば了解すべく、詳細は委員會會議錄にありと答辯したり。花井卓藏は重ねて明治二十七八年戰役の際に於ては、政府は同樣の收入支出に對し國家の歳入歳出と認め、陸軍省所管臨時軍事費歳入歳出決算中第一款第一項軍資金と題する中に計上せるに、三十七八年戰役に際しては決算に計上すべきものに非ずと認めたる見解の根據に就て質問し、陸軍大臣は之に對し、二十七八年戰役に際し占領地收入を歳入中に計上せるは如何なる理由に依りしものなるやは、現在之を取調べ居らずと雖も、蓋し當時は國際法規慣例の充分當局者に了解せられ居らざりし結果なるべく、海牙の條約は其以後に於て締結せられ、今日其の條規に基きて實行するは至當なりと認むと答辯し、花井卓藏は斯くの如きは憲法第六十四條第七十二條及明治二十七八年戰役の際に於ける先例に反するものなりとして、決算委員長の報告中占領軍の爲したる收入支出に關しては決算を提出すべきに非ずとする點に反對したり。尋で松田源治は右は海牙の陸戰法規慣例に關する條約に準據せるものにして、曾て憲法違反に非ざるのみならず、日本國家の歳入歳出に非ざるを以て、法律上寧ろ議院の權限外の事項に屬すとして委員長の報告に贊成し、政府委員男爵石本新六は花井卓藏の反對演說に對し辯明を加へたり。斯くて討論終結し採決の結果、花井卓藏の主張に係る『占領軍の爲したる收入支出と雖も國家の歳入歳出なるを以て、其の決算は帝國議會に提出すべきものとす』との意見は、少數を以て否決せられ、臨時軍事費特別會計決算は總て委員長報告通り可決確定せられたり。

貴族院に於ては三月二十四日決算委員長公爵二條基弘は、決算委員會に於ける經過及結果を本會議に報告せしが、今其の中臨時軍事費特別會計に關する報告の概要は左の如し。

『臨時軍事費特別會計の決算に就ては、其の歳出中(一)陸軍省所管陸軍會計監督部の支出中、豫算の目的に反したる支出を爲したるもの二件、工事實施に當り確實なる仕譯書の調製を缺き、且材料價格の算定其の當を得ざるもの一件あり(二)海軍省所管中海軍煉炭製造所及吳海軍經理部の支出に係る件竝に佐世保海軍經理部の支出に係る件は何れも豫算の目的外の支出を爲したるものなり。右は決算委員會に於て何れも不當又は穩當を缺くものと議決せり。』

右報告に對し滿場異議なく之を可決確定したり。

次に臨時軍事費特別會計の終結に際し、同特別會計終結に關する明治三十九年法律第五十二號第

三條第四條及第五條の規定に依り、明治四十年度一般會計に移用せられし金額一億三千七百二十四萬三千七百三十三圓二十錢三厘は、引續き臨時軍事費なる費目の下に之を各費途に支出し、四十年度中に使用を終らざる分は、之を遞次翌年度に繰越使用し、四十年度以降九箇年度間に之が支出を終る計畫なりしが、其の中海軍省所管に屬する分は既に明治四十三年度を以て其の豫定額の支出を終了し、陸軍省所管の分のみ大正四年度迄毎年引續き支出せられたり。然るに大正四年度に至り同年度中に尚使用を終らざる金額は、之を既定繼續費たる整備費の大正五年度以降の年割額に合併整理することとして、一旦此の金額を不用額と爲し、茲に臨時軍事費としての支出を打切ることとなれり。

今其の毎年度支出決算額を揭ぐれば左の如し。

年度別	陸軍省所管	海軍省所管	合計
明治四十年度	二九、八〇五、二二八・〇五一 円	五、五〇七、五八二・一八三 円	三五、三一二、八一〇・二三四 円
同　四十一年度	二三、二六九、六一二・三八四	九八三、五七四・一三二	二四、二五三、一八六・五一六
同　四十二年度	一五、〇二九、九七四・七八九	二五四、四三四・五九七	一五、二八四、四〇九・三八六
同　四十三年度	九、九九〇、九六〇・五九〇	四九、七五六・二〇〇	一〇、〇四〇、七一六・七九〇
同　四十四年度	二、八三〇、二四七・三九〇	〇	二、八三〇、二四七・三九〇
大正元年度	二、九五五、〇八一・九三〇	〇	二、九五五、〇八一・九三〇
同　二年度	一、三七六、二四〇・七五〇	〇	一、三七六、二四〇・七五〇
同　三年度	二、七七〇、三三〇・〇三〇	〇	二、七七〇、三三〇・〇三〇
同　四年度	一、四一三、三一五・四六〇	〇	一、四一三、三一五・四六〇
計	八九、四四〇、九九一・三七四	六、七九五、三四七・一一二	九六、二三六、三三八・四八六
不用額合計	四〇、二一八、一九一・四八七	七八九、二〇三・二三〇	四一、〇〇七、三九四・七一七
合計	一二九、六五九、一八二・八六一	七、五八四、五五〇・三四二	一三七、二四三、七三三・二〇三

第三節　大正三年臨時事件費

第一款　總說

大正三年七月歐洲戰爭勃發するや、我國は時局の極東に波及する場合を慮りて、之に應ずる爲め海陸兩軍の整備に努め、以て萬一に備ふる所ありしが、翌八月に至り極東の平和保持の爲め日英同盟の誼に依り、獨逸國に對し宣戰を布告せられしを以て、我國は直に兵を極東に於ける獨逸國の根據地たる青島に派して之を攻略せしめ、同年十一月遂に之を占領したり。而して此の間我海軍は陸軍と協力して青島攻略に從ふと共に、他方遠く印度洋・太平洋及南洋等の諸方面に出動して、獨逸國艦隊の驅逐に當り、大正三年中に殆ど之を擊滅したり。斯くて帝國宣戰の直接の目的は、開戰後數箇月にして全く達成せられしと雖も、他方歐洲方面に於ける戰局は月と共に激烈を加へ、聯合與國の輸送船舶にして、獨逸國の潛水艦等の爲め至る所に於て擊沈せらるるもの甚だ多數に上りしを以て、我國は之が警備の爲め大正六年以降多數の艦船を支那海・印度洋・地中海其の他の方面に派遣し、以て海上の保安

今試に右一般會計に移用したる臨時軍事費の決算額を、臨時軍事費特別會計に於ける歳出決算額に加算するときは、臨時軍事費の支出總額は陸軍省所管十三億七千二百七十五萬九千四十七圓七十六錢六厘、海軍省所管二億三千百九十四萬九千八百二十八圓九十錢二厘、合計十六億四百七十萬八千八百七十六圓六十六錢八厘となるの計算なり。

に任せしめたり。然るに他方に於て大正六年春露國に革命起りて帝政を覆し、爾後幾多の變遷を經て遂に勞農政府成立するに及びて、同國は獨逸國と單獨講和を爲すに至り、聯合國は露國と國交を斷絶することとなりしが、其の結果從來露國軍隊の下に在りて獨逸國との交戰に當りしチエッコ・スロヴアキア軍は、露國軍を離れ、西比利亞を經て歐洲西部戰場に轉戰せんことを圖りしも、西比利亞地方に於て勞農露國軍及獨墺俘虜軍の爲に阻止せられしを以て、我國は之が救援を圖るが爲め大正七年八月に至り、英米佛等の諸國と共に兵を同地方に派遣したり。大正九年の初頭に至りて右の目的は略ぼ之を達することを得しを以て、我國を除く他の諸國は同年二三月頃に於て、夫々相前後して同地方より撤兵するに至りしが、當時極東西比利亞の政情は尙未だ安定せず、其の形勢は鮮滿地方に重大なる影響を及ぼす虞ありしのみならず、西比利亞地方の秩序紊亂の爲め同地方に於ける多數の我國居留民は、其の生命財產の安固を期する能はざるの實情に在りしを以て、我國のみは遽に撤兵を決行すること能はず、依然として駐兵を繼續したり。尋いで大正九年四月露領ニコライエフスクに於て、多數の我官民の露國匪賊の爲に虐殺せらるるの事件發生するや、我國は後日露國政府をして之が賠償を履行せしむる爲の保障として、薩哈嗹州の軍事占領を行ふことと爲し、更に同地方に兵を派遣駐屯せしめたり。然るに西比利亞地方の秩序は、其の後勞農政府の手に依り漸次回復せらるるに至りしを以て、同地方に於ける駐兵は大正九年十二月以後漸次之を減少せしむることと爲し、同十一年九月に至り其の全部の撤收を完了したり。又薩哈嗹州地方に於ても、大正十一年十月以後は其の駐兵地域を縮小することと爲し、漸次之を內地に歸還せしめしが、大正十四年四月に至りて其の全部を撤收したり。斯くの如くにして大正三年八月對獨宣戰より此の時に至る迄、海陸兵を動かすこと實に十餘年の長きに亙り、其の範圍も單に膠洲灣のみに止まらず、廣く太平洋・印度洋・地中海西比利亞・薩哈嗹州等の各方面に及べり。

政府は最初大正三年八月對獨宣戰に當り、之が軍費を經理するが爲め從前の例に倣ひて臨時軍事費特別會計を設置し、事件の終結迄を一會計年度として整理することと爲し、同年九月法律第四十二號を以て之に關する法律を公布したり。之に依れば本特別會計は單に「大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費ノ會計」を經理するに止まるものなりしが、爾後我軍の活動範圍は上述の如く各種の方面に擴大せらるるに及び、此等諸方面に對する出征諸費は、所謂大正三年臨時事件に關聯し若くは其の延長と看做して、總て之を臨時軍事費特別會計に包含せしむることと爲せし爲め、本特別會計の收支金額は共に九億圓を超過し、其の存續期間も大正三年八月以降十四年四月に至る十餘年間の長きに達せり。右臨時軍事費特別會計豫算は、最初大正三年九月第三十四回帝國議會の協贊を經たるものを始めとし、爾後連年之が追加豫算を議會に提出して其の協贊を經たるもの前後十一回にして、其の合計歲入歲出共に各七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓なるが、此の外本特別會計設置以前大正三年度一般會計に於て、豫算外に歐洲事件費として支出を爲し、本特別會計の設置と共に之に併算整理せしもの千二百五十一萬八千七百六十九圓、及本特別會計に於て豫備費外に、前後三十二回に亙りて豫算超過支出を爲したるもの合計一億五千二百五十萬八千二百八十二圓あり。此等豫算の外に歲出を豫定せるものは、總て一般會計繰入金を財源と爲せるを以て、此等豫算外豫定額を豫算額に合算するときは、本特別會計の歲入歲出の豫定額は、各九億千九百八十萬四千四十三圓に達せり。而して右臨時軍事費の支辨財源として豫定せられしものは（一）一般會計繰入二億九千五百六十萬五千

八十六圓(二)借入金及公債金五億九千九百十二萬三百四十四圓(三)事業收入·官有物拂下代·雜收入等の特別收入二千五百七萬八千六百十三圓にして、右の中一般會計繰入は國庫剩餘金を主とし、此の外第二豫備金·臨時事件豫備費·實行豫算上の繰入等を包含するものとす。

以上臨時軍事費特別會計歳出を以て支辨せらるる經費は、總て陸海軍兩省の所管に屬し、對敵交戰の爲に直接必要なる經費なるが、此の外臨時事件に關聯して各省に於て必要とする經費少からず。此等の經費は之を普通の經費と區別することなく、一般會計の歳出に繰入れ計上することと爲せしが、唯此の種の經費は局面の轉化に伴ひ自ら變更あるを免れざるものにして、豫め其の費途金額を確定すること能はざるを以て、明治三十七八年戰役當時の先例に從ひ、豫算に於ては之を一括して臨時事件豫備費として計上したり。右臨時事件豫備費は大正三年度以降九年度迄七箇年間、毎年度一般會計豫算に計上せられ、其の合計豫算額は六億七千七百十二萬六千百五十九圓に達せしが、之が支辨財源として、政府は(一)國庫剩餘金其他の普通財源二億三千七百七十九萬千八百七十一圓(二)特別會計資金繰替七百萬圓(三)借入金四千八百萬圓(四)事業收入·官有物拂下代雜收入等の特別收入三億八千四百二十三萬四千二百八十八圓を以て之に充つることとせり。以上臨時軍事費及臨時事件豫備費の兩者を合算すれば、所謂大正三年臨時事件に關する經費豫定額の總計は、十五億九千六百九十三萬二百二圓に達するの計算なりとす。今其の明細を示せば左表の如し。

區分	大正三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	合計
臨時軍事費	七、六五三、七二五 円	二、一四〇、三九五 円	一七五、六七二 円	七二、七四七 円	一九、一三四、一七 円	一五七、三〇九、八〇三 円	一九八、二六一、二六九 円	一〇一、〇三八、五〇三 円	七五、九二三、五八二 円	九一九、八〇四、〇四三 円
右に對する財源										
特別收入	〇	三、一五三、八四七	一、九〇〇、三四四	三、九〇〇、八七二	一、七五二、八四七	九三八、〇三八、九七	一、七二九、八三五、〇四七	〇	三五、〇八六、六二五	一、七五二、九三五、八三二
一般會計繰入	七六、三六二、七二五	一八、三四七、五四八	一四、九六六、九九三	三八、八一六、〇六	一五、三四一、一七	三〇、六八七、三五六	一四、九三五、八四〇	〇	二九五、六〇五、〇八六	一九、九三五、八四〇
借入金	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
公債募集金	〇	〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
各省臨時事件費	五、八七一、六〇二	二九、三七一、二九	三八、〇九二、一四〇	八、〇三三、八四七	一五、一六九、二四三	三〇、二〇九、八三九	七〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、一四〇、〇〇〇	一五一、一六九、二四三
右に對する財源										
特別收入	〇	二四、〇八二、一七三九	二五、四四一、六三〇〇	六、〇六二、八四七	一〇七、六二二、八九七	三〇、六八七、三五六	四八、九五四、七九九	〇	三、六四〇、二三四、八六八	一〇七、六二二、八九七
普通財源	五、八七一、六〇二	二、三〇九、四四〇〇	二、六五五、八四〇	二、〇六二、八四七	二、一三五、〇六六、七九七	二、一四〇、三四五、二〇一	二、六八五、一〇八七	〇	三、六四〇、二三四、八六八	一二、三五、〇六六、七九七
特別會計資金繰替	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇
借入金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公債募集金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
臨時軍事費及各省臨時事件費合計	八二、三三四、三三七	五〇、八七一、五三四	五三、六五九、三五七	一五四、七一七、七七	三五、〇八二、六一〇	四五九、四四二、六四二	二六八、六一一、六九	一〇一、〇三八、五〇三	七五、九二三、五八二	一、五九八、九三〇、一〇三
右に對する財源										
特別收入	〇	二七、二一四、五八六	二七、〇八六、八四八	六八、五四九、七八四	一〇九、三七八、九三九	三〇、六八七、三五六	一二四、三八二、八三七	〇	三、六四〇、二三四、八六八	三〇、六八七、三五六
一般會計繰入及普通財源	八二、三三四、三三七	二〇、六五六、九四八	一八、六四三、八三五	一六、六七二、六九三	一三五、四八、七〇〇	一六、六八七、三五六	一二四、三八二、八三七	〇	三、六四〇、二三四、八六八	一六、六八七、三五六
特別會計資金繰替	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇
借入金	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
公債募集金	〇	〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇

（備　考）本表は豫算編成の如何に拘らず、專ら財源充當の實質に依り區分調製したるものなるを以て、豫算編成を基礎としたる他の一般の計表と一致せざるものあり。

臨時軍事費特別會計は大正十四年四月一日を以て終結せられしが、今此の結果に依り臨時軍事費の歳入歳出決算額を見るに、歳入決算額は九億五十四萬六千三百七十五圓餘にして、之を前揭の歳入

豫定額に對比すれば千九百二十五萬七千六百六十七圓餘を減少し、又歲出決算額は八億八千百六十六萬七千七百五十三圓餘にして、之を前揭の歲出豫定額に對比すれば、三千八百十四萬二千二百八十九圓餘を減少せり。然るに此の外臨時軍事費特別會計の終結に關する法律の規定に從ひ、同會計豫算の殘額中より一般會計に移し使用すること爲したる金額千七百七十萬六千三百五十八圓餘あり、其の中臨時軍事費の費目の下に大正十四年度に於て實際支出せられし額は、千七百二十六萬九千七百二十圓餘なるを以て、之を前記歲出決算額に加算するときは八億九千八百九十三萬千四百七十三圓餘となり、之を當初の豫定額に比較すれば二千八十七萬二千五百六十九圓餘を減少し、同額の不用額を生じたるの結果となる。次に各省臨時事件費の歲出決算額合計は六億五千十八萬七百三十五圓にして、之を前揭の豫算額に比較すれば二千六百九十四萬五千四百二十四圓を減少せり。以上臨時軍事費歲出決算額・同特別會計より一般會計に移用せられしものの支出濟額竝に各省臨時事件費決算額の三者を合算せしものが、卽ち時局に關して直接間接に支出せられし經費の總額にして、其の額は實に十五億四千九百十一萬二千二百十一圓餘に達せり。但し右の外尙後述の如く臨時軍事殘務費として、大正十四及十五兩年度一般會計豫算に計上せられし金額合計五百二十七萬九千六百十五圓あり、而して其の決算額は合計四百五十九萬四千四十八圓餘なるを以て、之を上記の總額に加算するときは、時局に關して支出せられし經費の總額は更に增大して、十五億五千三百七十萬六千二百六十圓餘となるの計算なりとす。

以下款を分ちて臨時事件費に關する收支の概略を敍述せんとす。

第二款　歐洲事件費豫算外支出

大正三年七月歐洲大戰開始せらるるや、極東の時局之に伴ひて切迫を告げ、我陸海軍に於ても豫め事變に處すべき準備の爲め、之が經費を臨時支出するの必要を生じたるを以て、同年八月九日一般會計海軍省所管に於て、第二豫備金及國庫剩餘金より合計二百八十一萬七千圓、同月十一日同じく陸軍省所管に於て國庫剩餘金より三百一萬四千八百六十九圓を、歐洲事件費として支出するの勅裁を經たり。尋いで同月二十三日對獨宣戰の布告あり、同日以後陸軍省所管に於て四回に亙り、國庫剩餘金より合計六百六十八萬六千九百圓を支出するの勅裁を經たるを以て、歐洲事件費臨時支出の總額は陸軍省所管九百七十萬千七百六十九圓、海軍省所管二百八十一萬七千圓、合計千二百五十一萬八千七百六十九圓に達したり。而して此の中百四十九萬八千百八十二圓十三錢は一般會計第二豫備金中より之を支出し、千百二萬五百八十六圓八十七錢は一般會計國庫剩餘金を以て之を支辨したり。

大正三年九月に至り臨時軍事費特別會計の設置せらるるや、前記歐洲事件費は同特別會計に移換へ之を整理することと爲し、其の財源として同額を一般會計より同特別會計に繰入れたり。

政府は右歐洲事件費の支出の中、國庫剩餘金支出に係る分に就ては、大正四年五月第三十六回帝國議會に其の支出總調書を提出し、又第二豫備金支出に係る分に就ては、翌大正五年一月第三十七回帝國議會に其の支出計算書を提出し、共に異議なく議會の承諾を經たり。

第三款　臨時軍事費豫算

歐洲戰局の發展に伴ひ東洋の局面亦危殆に瀕するに及び、帝國は東洋永遠の平和を保持せんが爲め、同盟の誼に依り獨逸國と戰を交ゆるの已むなきに至り、大正三年八月二十三日遂に宣戰を布告せられたり。玆に於て軍國の急務に應ぜんが爲め、同年九月三日第三十四回臨時帝國議會を召集せられ、政府は前年度剩餘金を財源として臨時軍事費豫算五千百萬圓を要求したり。之れ卽ち主として靑島方面に於ける軍事行動に要する經費に充つるものとす。右臨時軍事費豫算に對しては、兩院共全會一致を以て之を可決したり。而して右臨時軍事費に關する收支は、一般の歲入歲出と區分して之を特別に整理するの必要あるを以て、政府は明治二十七八年及明治三十七八年兩戰役當時の例に倣ひ、時局の開始より其の終結に至る迄を一會計年度として取扱ふことと爲し、之が法律案を同一議會に提出せしが、議會は之に對し異議なく協贊を與へしを以て、裁可を經て同年九月十日法律第四十二號を以て公布せられたり。

然るに爾後時局の進展に伴ひ、我軍の行動は靑島方面の外西比利亞・薩哈嗹州・露領沿海州・東海及支那海・太平洋・亞米利加西岸・印度洋・地中海沿岸等の各方面に及び、之が爲に要する經費亦巨額に上りしを以て、之が支辨の爲め大正四年第三十六回帝國議會に於て、臨時軍事費の第一次追加として、歲入歲出各千六百十七萬五千四百二十四圓の豫算を提出せしを始めとして、大正十一年第四十五回帝國議會に於て其の第十一次追加として、歲入歲出各七千五百九十二萬二千五百八十三圓の豫算を提出し迄、逐次追加豫算を提出して每回議會の協贊を經、其の合計歲入歲出各七億三百七十七萬六千九百九十二圓に達したり。以上の追加額を當初豫算に加算するときは、歲入歲出各七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓にして、歲入豫算の中一億三千五十七萬八千三十五圓は一般會計繰入金、五億九千九百十二萬三百四十四圓は借入金及公債募集金、殘餘の二千五百七萬八千六百十三圓は軍政に屬する事業收入・官有物拂下代及雜收入とす。而して歲出の中六千萬圓は特に豫備費として計上せられたり。

今臨時軍事費豫算額の內譯を示せば左表の如し。

臨時軍事費豫算額內譯表

科目	大正三年第三十四議會成立	大正四年第三十六議會成立（第一次追加）	大正五年第三十七議會成立（第二次追加）	大正六年第三十九議會成立（第三次追加）	大正七年第四十議會成立（第四次追加）	大正七年第四十一議會成立（第五次追加）	大正八年第四十一議會成立（第六次追加）
歲入							
第一款　軍費金	五一、〇〇〇、〇〇〇円	一六、一七五、四二四円	一四、八五一、二六二円	五一、六二四、三六七円	三二、七一〇、三一三円	二五、〇六六、四三七円	六〇、五〇四、四八七円
第一項　一般會計繰入	五一、〇〇〇、〇〇〇	一三、四五三、九二七	一二、八三〇、六八八	一七、七三三、四九六	〇	二五、〇六六、四三七	一〇、五〇四、四八七
第一目　一般會計繰入	五一、〇〇〇、〇〇〇	一三、四五三、九二七	一二、八三〇、六八八	一七、七三三、四九六	〇	二五、〇六六、四三七	一〇、五〇四、四八七
第二項　雜　收　入	〇	一、三〇一、九六六	一、一二五、六七五	一、九五七、八三九	七、九二六	〇	〇
第一目　特別收入	〇	一、三〇一、九六六	〇	〇	〇	〇	〇
第二目　辨償及違約金	〇	〇	〇	四一、二一二	〇	〇	〇
第三目　懲罰及沒收金	〇	〇	二、〇八八	二、〇八八	三、〇〇〇	三、九三六	〇
第四目　雜　入	〇	〇	九〇〇	一、九五一、五三九	九九〇	〇	〇
第三項　官有物拂下代	〇	四八、三八八	一、一二八、四八三	九一四、四一六	一、七四四、四一六	〇	〇
第一目　物品拂下代	〇	一三、九〇三	四八、二七三	三、六六〇	三、七八〇	〇	〇
第二目　家畜拂下代	〇	三五九、四八六	二一〇	七五六	六三六	〇	〇
第三目　機械拂下代	〇	〇	一、〇二〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一、七四〇、〇〇〇	〇	〇
第四項　事業收入	〇	九三八、一四三	八九五、〇五四	一、〇三八、六一六	〇	〇	〇
第一目　電燈收入	〇	六八、一五四	二九、〇八八	一八五、二二四	〇	〇	〇

| 科目 | 第一款　歳入 第一項　収入 第一目　特別収入 | 第二目　雑収及過怠金 | 第三目　電話使用及敷金 | 第四目　雑収入 | 第三項　官有物払下代 第一目　物品払下代 | 第二目　家畜払下代 | 第三目　繭糸払下代 | 第四項　事業収入 第一目　鉄道収入 | 第二目　電話収入 | 第三目　水道収入 | 第四目　瓦斯収入 | 第五目　埠頭収入 | 第六目　林業収入 | 第五項　借入金及公債募集金 第一目　公債収入 | 第二目　臨時軍事費救恤公債収入 | 第六項　雑収入 第一目　雑収入 | 第二目　過怠金収入 | 第三目　雑収入 | 第二款　歳出 第一項　臨時軍事費 | 第二項　臨時軍事費 | 第三項　臨時軍事費 | 第四項　事業費 | 第五項　公債費 | 第六項　償還金及割引金 | 第七項　予備費 | 第八項　繰越金 | 第九項　諸支出金 | 第十項　雑支出 | 第十一項　追加予算 | 第十二項　国庫剰余金繰入 | 第十三項　国庫剰余金繰入 | 第十四項　国庫剰余金繰入 | 第十五項　国庫剰余金繰入 | 第十六項　国庫剰余金繰入 | 第十七項　国庫剰余金繰入 | 第十八項　国庫剰余金繰入 | 第十九項　国庫剰余金繰入 | 第二十項　国庫剰余金繰入 | 第二十一項　国庫剰余金繰入 | 第二十二項　国庫剰余金繰入 | 第二十三項　国庫剰余金繰入 | 第二十四項　国庫剰余金繰入 | 第二十五項　国庫剰余金繰入 | 第二十六項　国庫剰余金繰入 | 第二十七項　国庫剰余金繰入 | 第二十八項　国庫剰余金繰入 | 第二十九項　国庫剰余金繰入 | 第三十項　国庫剰余金繰入 | 第三十一項　国庫剰余金繰入 | 第三十二項　国庫剰余金繰入 | 第三十三項　国庫剰余金繰入 | 第三十四項　国庫剰余金繰入 | 第三十五項　国庫剰余金繰入 | 第三十六項　国庫剰余金繰入 | 第三十七項　国庫剰余金繰入 | 第三十八項　国庫剰余金繰入 | 第三十九項　国庫剰余金繰入 | 第四十項　国庫剰余金繰入 | 第四十一項　国庫剰余金繰入 | 第四十二項　国庫剰余金繰入 | 第四十三項　国庫剰余金繰入 | 第四十四項　国庫剰余金繰入 | 第四十五項　国庫剰余金繰入 | 第四十六項　国庫剰余金繰入 | 第四十七項　国庫剰余金繰入 | 第四十八項　国庫剰余金繰入 | 第四十九項　国庫剰余金繰入 | 第五十項　国庫剰余金繰入 | 第五十一項　国庫剰余金繰入 | 第五十二項　国庫剰余金繰入 | 第五十三項　国庫剰余金繰入 | 第五十四項　国庫剰余金繰入 | 第五十五項　国庫剰余金繰入 | 第五十六項　国庫剰余金繰入 | 第五十七項　国庫剰余金繰入 | 第五十八項　国庫剰余金繰入 | 第五十九項　国庫剰余金繰入 | 第六十項　国庫剰余金繰入 | 第六十一項　国庫剰余金繰入 | 第六十二項　国庫剰余金繰入 | 第六十三項　国庫剰余金繰入 | 第六十四項　国庫剰余金繰入 | 第六十五項　国庫剰余金繰入 | 第六十六項　国庫剰余金繰入 | 第六十七項　国庫剰余金繰入 | 第六十八項　国庫剰余金繰入 | 第六十九項　国庫剰余金繰入 | 第七十項　国庫剰余金繰入 | 第七十一項　国庫剰余金繰入 | 第七十二項　国庫剰余金繰入 | 第七十三項　国庫剰余金繰入 | 第七十四項　国庫剰余金繰入 | 第七十五項　国庫剰余金繰入 | 第七十六項　国庫剰余金繰入 | 第七十七項　国庫剰余金繰入 | 第七十八項　国庫剰余金繰入 | 第七十九項　国庫剰余金繰入 | 第八十項　国庫剰余金繰入 | 第八十一項　国庫剰余金繰入 | 第八十二項　国庫剰余金繰入 | 第八十三項　国庫剰余金繰入 | 第八十四項　国庫剰余金繰入 | 第八十五項　国庫剰余金繰入 | 第八十六項　国庫剰余金繰入 | 第八十七項　国庫剰余金繰入 | 第八十八項　国庫剰余金繰入 | 第八十九項　国庫剰余金繰入 | 第九十項　国庫剰余金繰入 | 第九十一項　国庫剰余金繰入 | 第九十二項　国庫剰余金繰入 | 第九十三項　国庫剰余金繰入 | 第九十四項　国庫剰余金繰入 | 第九十五項　国庫剰余金繰入 | 第九十六項　国庫剰余金繰入 | 第九十七項　国庫剰余金繰入 | 第九十八項　国庫剰余金繰入 | 第九十九項　国庫剰余金繰入 | 第百項　国庫剰余金繰入 | 第百一項　国庫剰余金繰入 | 第百二項　国庫剰余金繰入 | 第百三項　国庫剰余金繰入 | 第百四項　国庫剰余金繰入 | 第百五項　国庫剰余金繰入 | 第百六項　国庫剰余金繰入 | 第百七項　国庫剰余金繰入 | 第百八項　国庫剰余金繰入 | 第百九項　国庫剰余金繰入 | 第百十項　国庫剰余金繰入 | 第百十一項　国庫剰余金繰入 | 第百十二項　国庫剰余金繰入 | 第百十三項　国庫剰余金繰入 | 第百十四項　国庫剰余金繰入 | 第百十五項　国庫剰余金繰入 | 第百十六項　国庫剰余金繰入 | 第百十七項　国庫剰余金繰入 | 第百十八項　国庫剰余金繰入 | 第百十九項　国庫剰余金繰入 | 第百二十項　国庫剰余金繰入 | 第百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第百三十項　国庫剰余金繰入 | 第百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第百四十項　国庫剰余金繰入 | 第百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第百五十項　国庫剰余金繰入 | 第百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第百六十項　国庫剰余金繰入 | 第百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第百七十項　国庫剰余金繰入 | 第百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第百七十八項　国庫剰余金繰入 | 第百七十九項　国庫剰余金繰入 | 第百八十項　国庫剰余金繰入 | 第百八十一項　国庫剰余金繰入 | 第百八十二項　国庫剰余金繰入 | 第百八十三項　国庫剰余金繰入 | 第百八十四項　国庫剰余金繰入 | 第百八十五項　国庫剰余金繰入 | 第百八十六項　国庫剰余金繰入 | 第百八十七項　国庫剰余金繰入 | 第百八十八項　国庫剰余金繰入 | 第百八十九項　国庫剰余金繰入 | 第百九十項　国庫剰余金繰入 | 第百九十一項　国庫剰余金繰入 | 第百九十二項　国庫剰余金繰入 | 第百九十三項　国庫剰余金繰入 | 第百九十四項　国庫剰余金繰入 | 第百九十五項　国庫剰余金繰入 | 第百九十六項　国庫剰余金繰入 | 第百九十七項　国庫剰余金繰入 | 第百九十八項　国庫剰余金繰入 | 第百九十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百項　国庫剰余金繰入 | 第二百一項　国庫剰余金繰入 | 第二百二項　国庫剰余金繰入 | 第二百三項　国庫剰余金繰入 | 第二百四項　国庫剰余金繰入 | 第二百五項　国庫剰余金繰入 | 第二百六項　国庫剰余金繰入 | 第二百七項　国庫剰余金繰入 | 第二百八項　国庫剰余金繰入 | 第二百九項　国庫剰余金繰入 | 第二百十項　国庫剰余金繰入 | 第二百十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百七十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百八十九項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十一項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十二項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十三項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十四項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十五項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十六項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十七項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十八項　国庫剰余金繰入 | 第二百九十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百項　国庫剰余金繰入 | 第三百一項　国庫剰余金繰入 | 第三百二項　国庫剰余金繰入 | 第三百三項　国庫剰余金繰入 | 第三百四項　国庫剰余金繰入 | 第三百五項　国庫剰余金繰入 | 第三百六項　国庫剰余金繰入 | 第三百七項　国庫剰余金繰入 | 第三百八項　国庫剰余金繰入 | 第三百九項　国庫剰余金繰入 | 第三百十項　国庫剰余金繰入 | 第三百十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百七十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百八十九項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十一項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十二項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十三項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十四項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十五項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十六項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十七項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十八項　国庫剰余金繰入 | 第三百九十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百項　国庫剰余金繰入 | 第四百一項　国庫剰余金繰入 | 第四百二項　国庫剰余金繰入 | 第四百三項　国庫剰余金繰入 | 第四百四項　国庫剰余金繰入 | 第四百五項　国庫剰余金繰入 | 第四百六項　国庫剰余金繰入 | 第四百七項　国庫剰余金繰入 | 第四百八項　国庫剰余金繰入 | 第四百九項　国庫剰余金繰入 | 第四百十項　国庫剰余金繰入 | 第四百十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百七十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百八十九項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十一項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十二項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十三項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十四項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十五項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十六項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十七項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十八項　国庫剰余金繰入 | 第四百九十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百項　国庫剰余金繰入 | 第五百一項　国庫剰余金繰入 | 第五百二項　国庫剰余金繰入 | 第五百三項　国庫剰余金繰入 | 第五百四項　国庫剰余金繰入 | 第五百五項　国庫剰余金繰入 | 第五百六項　国庫剰余金繰入 | 第五百七項　国庫剰余金繰入 | 第五百八項　国庫剰余金繰入 | 第五百九項　国庫剰余金繰入 | 第五百十項　国庫剰余金繰入 | 第五百十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百七十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百八十九項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十一項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十二項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十三項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十四項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十五項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十六項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十七項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十八項　国庫剰余金繰入 | 第五百九十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百項　国庫剰余金繰入 | 第六百一項　国庫剰余金繰入 | 第六百二項　国庫剰余金繰入 | 第六百三項　国庫剰余金繰入 | 第六百四項　国庫剰余金繰入 | 第六百五項　国庫剰余金繰入 | 第六百六項　国庫剰余金繰入 | 第六百七項　国庫剰余金繰入 | 第六百八項　国庫剰余金繰入 | 第六百九項　国庫剰余金繰入 | 第六百十項　国庫剰余金繰入 | 第六百十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百七十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百八十九項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十一項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十二項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十三項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十四項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十五項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十六項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十七項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十八項　国庫剰余金繰入 | 第六百九十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百項　国庫剰余金繰入 | 第七百一項　国庫剰余金繰入 | 第七百二項　国庫剰余金繰入 | 第七百三項　国庫剰余金繰入 | 第七百四項　国庫剰余金繰入 | 第七百五項　国庫剰余金繰入 | 第七百六項　国庫剰余金繰入 | 第七百七項　国庫剰余金繰入 | 第七百八項　国庫剰余金繰入 | 第七百九項　国庫剰余金繰入 | 第七百十項　国庫剰余金繰入 | 第七百十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百十八項　国庫剰余金繰入 | 第七百十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十八項　国庫剰余金繰入 | 第七百二十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十八項　国庫剰余金繰入 | 第七百三十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十八項　国庫剰余金繰入 | 第七百四十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十八項　国庫剰余金繰入 | 第七百五十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十八項　国庫剰余金繰入 | 第七百六十九項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十一項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十二項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十三項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十四項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十五項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十六項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十七項　国庫剰余金繰入 | 第七百七十八項　国庫剰余

科目	大正八年第四十一議會成立（第七次追加）	大正九年第四十三議會成立（第八次追加）	大正九年第四十三議會成立（第九次追加）	大正十年第四十四議會成立（第十次追加）	大正十一年第四十五議會成立（第十一次追加）	合計
第一款　臨時軍事費	一五七、三〇六、八〇三円	一三四、二八三、二六七円	三三、二九〇、五四六円	一〇一、〇三八、五〇三円	七五、九三三、五八三円	七五四、七七六、九九三円
第一項　臨時軍事費	一二七、三〇六、八〇三	一二四、二八三、二六七	三三、二九〇、五四六	一〇一、〇三八、五〇三	七五、九三三、五八三	六九四、七七六、九九三
第二項　豫備費	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇

歳入豫算の中一般會計繰入金の財源に關しては、事件の當初は行政財政の整理に基き國庫に相當の餘裕ありしと、其の後我國經濟界の好況に依り租稅其の他の收入に豫定外の增加を生じ、歳計に餘裕ありたるとに依り、其の調達の爲め特に增稅其の他の增收計畫を樹てたることなかりき。次に又歳入豫算中借入金及公債募集金に關しては、政府は始め大正五年二月第三十七回帝國議會に於て「大正三年臨時事件ノ經費支辨ニ關スル件」を提出して其の協贊を經、同年二月法律第四號を以て之を公布したり。右は臨時事件費支辨の爲め必要あるときは、特別會計に屬する資金を繰替使用し、又は借入金を爲すことを得るの權能を政府に與へしものなるが、翌大正六年七月法律第九號を以て之に改正を加へ、特別會計資金繰替及借入金の外、新に公債發行の權能をも付與すると同時に、資金繰替借入金又は公債を整理償還する爲め必要ある場合には、起債の法定限度を超えて借入金を爲し又は公債を發行することを得るの規定を追加したり。而して右起債の法定限度は最初大正六年法律第九號に依りて、三千四百萬圓以內と定められしが、爾來事件の擴大に伴ひ大正七年四月法律第三十一號、同八年二月法律第一號、同九年八月法律第三十九號、同十年四月法律第三十號、同十一年三月法律第十一號に依り順次に增加せられ、最後の起債法定限度は六億五千萬圓以內となれり。

第四款　臨時軍事費豫備費外豫算超過支出

臨時軍事費豫算は上述の如く大正三年第三十四回帝國議會に於て成立以後、軍費の必要に應じて毎年の帝國議會に之が追加豫算を提出せられしが、戰局發展の狀況は固より之が豫測を許さざるものあるを以て、次期議會に追加豫算を提出するに先ちて、既に現在豫算に不足を告ぐるに至り、而も事態急迫して議會の開會を待つ能はざる如き場合を屢〻生じたり。斯かる場合に於ては政府は已むを得ず、勅裁を經て臨時軍事費豫備費外に豫算超過支出を行ひしが、其の數大正四年二月五日以後大正九年六月二十五日に至る迄に於て合計三十二回、一億五千二百五十萬八千二百八十二圓に達したり。而して右豫備費外豫算超過支出は、總て一般會計よりの繰入金を以て其の財源に充當するの計畫なりしが、一般會計に於ては臨時軍事費特別會計に繰入るるの歳出豫算概ね之れ無かりしを以て、其の中二百八十七萬九千二十八圓は第二豫備金より、三千六十八萬七千三百五十六圓は臨時事件豫備費より、一億七百十七萬八千五百二十三圓は國庫剩餘金より、夫々勅裁を經て之が繰入の支出を爲し、殘餘の千百七十六萬三千三百七十五圓は、大正四年度及同六年度に於て偶〻當該年度豫算不成立の爲め施行豫算の範圍內にて實行豫算上之を繰入れたり。今右豫備費外豫算超過支出の內譯を示せば左表の如し。

臨時軍事費豫備費外豫算超過支出內譯表

年度	年月日	所管	財源 一般會計繰入 實行豫算上の繰入 第二豫備金	臨時事件豫備費 國庫剩餘金	計	支出 臨時軍事費豫備費外豫算超過支出
大正三年度	大正四年二月五日 同日	陸軍	〇円	〇円	〇	二、八二〇、八三八円
		海軍	〇	〇	〇	三、八一六、四八五

年度	年月日	所管	財源							支出
			収入				公債			
			計	國庫利益金	臨時軍事費特別會計	計	第二豫備金	上實行繰越入算	一般會計	過剰臨時軍事費算入超額
大正三年度	大正四年二月	陸軍	五、九五二、五二円	五、九五二、五二円	円	円	円	円	五、九五二、五二円	五、九五二、五二円
大正四年度	大正四年三月	同	三、五四三、三五五	三、五四三、三五五	0	0	0	0	三、五四三、三五五	三、五四三、三五五
	大正四年四月	同	〇八、六四一、三四	〇八、六四一、三四	0	0	0	0	〇八、六四一、三四	〇八、六四一、三四
	大正四年五月	同	七〇一、四六一、一	七〇一、四六一、一	0	0	0	0	七〇一、四六一、一	七〇一、四六一、一
	大正四年六月	同	九、一三九、一三一	九、一三九、一三一	0	0	0	0	九、一三九、一三一	九、一三九、一三一
	大正四年十一月	同	三、四三五、四三一	三、四三五、四三一	0	0	0	0	三、四三五、四三一	三、四三五、四三一
	大正四年十二月	同	七、四六四、六四二	七、四六四、六四二	0	0	0	0	七、四六四、六四二	七、四六四、六四二
	大正五年二月	同	五、八三九、二五	五、八三九、二五	0	0	0	0	五、八三九、二五	五、八三九、二五
	大正五年三月	同	〇、〇〇〇、〇〇二	〇、〇〇〇、〇〇二	0	0	0	0	〇、〇〇〇、〇〇二	〇、〇〇〇、〇〇二
	大正五年四月	同	〇九、一一〇、二	〇九、一一〇、二	0	0	0	0	〇九、一一〇、二	〇九、一一〇、二
	大正五年五月	同	三、五六〇、二	三、五六〇、二	0	0	0	0	三、五六〇、二	三、五六〇、二
	大正五年六月	同	三、四三一、四三一	三、四三一、四三一	0	0	0	0	三、四三一、四三一	三、四三一、四三一
	大正五年十一月	同	四四〇、九五二、四	四四〇、九五二、四	0	0	0	0	四四〇、九五二、四	四四〇、九五二、四
	大正五年十二月	同	二、二四一、二四二	二、二四一、二四二	0	0	0	0	二、二四一、二四二	二、二四一、二四二
	大正六年二月	同	五、六三九、二三	五、六三九、二三	0	0	0	0	五、六三九、二三	五、六三九、二三
	大正六年三月	同	四四、七三二、三六二	四四、七三二、三六二	0	0	0	0	四四、七三二、三六二	四四、七三二、三六二
	大正六年四月	同	六、八三三、二三五	六、八三三、二三五	0	0	0	0	六、八三三、二三五	六、八三三、二三五
	大正六年十月	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
	大正六年十一月	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
	大正六年十二月	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
	大正七年一月	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
	大正七年二月	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
	大正七年三月	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
同同	大正七年三月二十九日	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
同同	大正七年三月三十一日	陸軍	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
同同	大正七年三月三十一日	海軍	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
同同	大正七年三月三十一日	同	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
		計	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
		内訳 陸軍	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二
		内訳 海軍	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二	0	0	0	0	一、一三五、五四二	一、一三五、五四二

右豫備費外豫算超過支出の中、大正四年五月十三日に至る迄の分一億三千六百八十萬六千十六圓に就ては、早急に議會の承諾を求むる爲め、政府は前例なき支出總調書を調製し、大正四年五月第三十六回帝國議會に提出して、其の承諾を經たり。又大正六年二月二十六日より同九年六月二十五日に至らず迄の分一億三千六百八十萬六千十六圓に就ては、臨時軍事費特別會計終結の後、大正十五年三月第三十六回帝國議會に之が事後承諾を求むる爲め、昭和二年三月第五十一回帝國議會に提出し、衆議院の議決を經て、貴族院に於て再び之を提出し、兩院の承諾を經たり。

第五款　臨時軍事費歳入の収入

臨時軍事費特別會計に屬する歳入歳出は、後述の如く大正十四年七月三十一日限り其の出納事務を締切りしが、事件開始以來右出納事務締切に至る迄の臨時軍事費歳入の收入濟額は、合計九億五十四萬六千三百七十五圓九十三錢六厘にして、之を其の豫算額七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓に比較すれば、一億四千五百七十六萬九千三百八十三圓九十三錢六厘を增加し、歐洲事件費及豫備費外豫算超過支出の財源として、一般會計より繰入れたる金額を歳入豫算額に加算したる、歳入豫定額合計九億千九百八十萬四千四十三圓に比較すれば、千九百二十五萬七千六百六十七圓六錢四厘を減少せり。今右收入の各科目に付き說明を加ふれば左の如し。

一般會計よりの繰入金收入濟額は三億五百六十萬五千八百八十六圓にして、其の豫算額一億三千五百七萬八千三十五圓の繰入ありし外、歐洲事件費及豫備費外豫算超過支出の財源として、豫算の外に一般會計より繰入れたる金額一億六千五百二萬七千五十一圓ありしと、借入金及公債募集金の歳入豫算の一部を振替へ、國庫剩餘金を以て之に充つることと爲したる爲め、大正十三年度一般會計歳出の追加豫算(大正十四年第五十回帝國議會に於て成立)に依り、一千萬圓を一般會計より繰入れたるとに依り上記の金額に達したり。

借入金及公債金に付ては、其の中臨時軍事費公債の發行高は額面金額四億六千三百三十九萬三千五百二圓、其の實收額四億四千百二十九萬八千七百五圓六十八錢七厘にして、大正八年三月以降大正十二年三月に至る間に於て前後十一回に亙りて發行せられ、又借入金は大正八年一月及大正十四年四月の兩度に於て、合計一億千四百五十萬圓を借入せられしを以て、公債及借入金の收入濟額合計は五億五千五百七十九萬八千七百五圓六十八錢七厘にして、之を其の豫算額五億九千九百十二萬三百四十四圓に比較すれば、四千三百三十二萬千六百三十八圓三十一錢三厘を減少したり。之れ主として後述の如く歳出豫算にして之が支出の勅裁を經るに至らざりし金額二千餘萬圓ありしと、一般會計繰入金及其の他の收入に於て二千四百餘萬圓の豫定外の收入ありしに依るものとす。今公債及借入金收入の內譯を示せば左表の如し。

區別	發行又は借入年月	發行又は借入額	收入濟額	備考
公債				
第一回	八年三月	五一、九九九、八五〇円	五〇、〇四九、八五五・六二五円	市場公募
第二回	八、七	七九、九九九、五〇〇	七六、一九九、五二三・七五〇	同
第三回	八、一一	五〇、〇〇〇、〇〇〇	四八、六二四、九九七・二五〇	同
第四回	九、一二	四九、九九六、四〇〇	四六、七四六、六三四・〇〇〇	同
第五回	一〇、三	六九、九九九、五七五	六五、四四九、六〇二・六二五	同
第六回	一〇、五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	四九、六二五、〇〇〇・〇〇〇	日本銀行引受
第七回	一〇、九	四九、九九〇、一二五	四七、四九〇、六一八・七五〇	市場公募
第八回	一〇、一一	一、七四〇、三〇〇	一、六二九、九〇九・二四〇	同
第九回	一一、三	三四、三一六、八六四	三二、〇八六、二六七・八四〇	同
第十回	一一、五	五九七、一七五	五六〇、九九六・三六五	同
第十一回	一二、三	二四、七五三、七一三	二二、八三五、三〇〇・二四二	同
計		四六三、三九三、五〇二	四四一、二九八、七〇五・六八七	
借入金				

年度	一般会計繰入金及公債募集金	一般会計繰入	官有物払下代	官有物払下料	事業収入	軍艦砲鉄購入	雑収入	合計
大正三	円	円	円	円	円	円	円	円
四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、五三七、〇〇〇
五	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
六	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
七	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
八	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
九	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
〇	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、五三七、〇〇〇
二	〇	一、三三七、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、三七、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五三、七、〇〇〇

（備考）一、大正十二年度以前の公債募集金収入済額は震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるを以て便宜其の収入時期の如何に拘はらず総て本表に計上したるものなり。

合計	帳簿書類焼失に依り償還を要せざる収入済額	雑収入	軍艦砲鉄購入州収入	事業収入	官有物払下料	官有物払下代	一般会計繰入	一般会計繰入金及公債募集金	年度
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
一四、三二、〇〇〇	一、三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	大正三
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	四
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	五
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	六
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	七
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	八
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	九
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	〇
一四、五三七、〇〇〇	一、三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一
四、五三七、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	〇	二
五三、七、〇〇〇	一、三二、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一三、三七、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	計

（備考）一、本表は新規発行に係る公債と雖も一般会計繰入金及公債募集金収入済額は震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに限り之を計上したるものなり。

二、公債募集金収入済額は新規発行に係る公債と雖も一般会計繰入金及公債募集金収入済額は震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに限り之を計上したるものなり。

イ、収入済額は震災に依り減少したる収入済額を新規発行公債と推定せる国債とを合せたるものなり。

ロ、新規発行公債に依る収入済額は震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに限り之を計上したるものなり。

ハ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ニ、公債募集金収入済額は震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ホ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヘ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ト、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

チ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

リ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヌ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ル、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヲ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ワ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

カ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヨ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

タ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

レ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ソ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ツ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ネ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ナ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ラ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ム、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ウ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヰ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ノ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

オ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ク、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヤ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

マ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ケ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

フ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

コ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

エ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

テ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ア、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

キ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ユ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

メ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ミ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

シ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヒ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

モ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

セ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ス、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ン、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ゥ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヴ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヵ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヶ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヰ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヱ、震災に因り帳簿其の他の書類焼失せし為分明せざるものに付ては前項に依り推定したる収入額より償還を要せざる額を控除したるものを計上したるものなり。

ヲ

宜上前掲公債金の收入に關する表に於ける公債募集金實收額を、當該公債の發行又は募入決定の日の屬する年度に收入せられたるものと看做して計上したり。

二、震災に因り項不明の收入金は收入の時期不明なる爲、便宜上大正十二年度に計上したり。

第六款　臨時事件費の支出

第一項　臨時軍事費の支出

臨時軍事費歳出豫算は、帝國議會に於ては豫備費を區分したるの外は、其の細目を問はず一款項として議決せしものなるを以て、之が支出に付き違算なからしめんが爲め、政府は特に其の手續を鄭重にしたり。即ち豫備費に非ざる歳出豫算に在りても、之を支出するに當りては、陸海軍大臣は先づ大藏大臣に內議し、大藏大臣之に應じたるときは、陸海軍大臣は更に大藏大臣に向つて支出の要求を爲し、大藏大臣は之が事由を具し內閣總理大臣に送付し之を閣議に諮り、其の決定の上大藏大臣より上奏裁可を經て、始めて之を支出することと爲せり。

臨時軍事費歳出豫算額七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓の中、豫備費に非ざるものにして前掲の手續に依り支出の勅裁を經たるものは、陸軍省所管四億八千三十萬千四百七十四圓、海軍省所管一億九千七百三十八萬八千三百四十四圓、合計六億七千七百六十八萬九千八百十八圓、豫備費より豫算超過支出の勅裁を經たるものは、陸軍省所管四千五百七十五萬八千九百三十五圓、海軍省所管千百五萬八千九百八十一圓、合計五千六百八十一萬七千九百十六圓、此の兩者を合計するときは陸軍省所管五億二千六百六萬四百九圓、海軍省所管二億八百四十四萬七千三百二十五圓、合計七億三千四百五十萬七千七百三十四圓にして、之を歳出豫算額に比較して、二千二十六萬九千二百五十八圓の勅裁未濟の殘額を生じたり。其の中豫備費に非ざるもの千七百八萬七千百七十四圓、豫備費に屬するもの三百十八萬二千八十四圓なり。以上の勅裁濟額の外、既に說明したる歐洲事件費及臨時軍事費豫備費外豫算超過支出の勅裁を經たる金額、合計一億六千五百二萬七千五十一圓あるを以て、之を加算するときは支出の勅裁を經たる總額は、八億九千九百五十三萬四千七百八十五圓にして、內陸軍省所管六億四千百三十五萬八千八百二十八圓、海軍省所管二億五千八百十七萬五千九百五十七圓なりとす。

以上の臨時軍事費支出勅裁濟額の中、仕拂命令を發行し或は小切手を振出して仕拂命令濟又は支出濟となりたる金額は、合計八億八千百六十六萬千七百五十三圓六十五錢四厘、內陸軍省所管六億二千四百二十二萬千五百五十圓二十六錢一厘、海軍省所管二億五千七百四十四萬二百三圓三十九錢三厘にして、之を前記支出勅裁濟額より差引くときは、未支拂殘額千七百八十七萬三千三十一圓三十四錢六厘を生せり。但し此の中千七百七十萬六千三百五十八圓七十五錢七厘は、後述の如く大正四年三月法律第三十四號「大正三年臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル件」に依り、大正十四年度一般會計に移用せしを以て、之を差引くときは支出勅裁濟額中實際の支拂不用額は十六萬六千六百七十二圓五十八錢九厘となり、之を豫算額中支出の勅裁を經ざる金額二千二十六萬九千二百五十八圓と合して、二千四十三萬五千九百三十圓五十八錢九厘の豫算不用額を生じたり。右臨時軍事費の支出勅裁濟額・支拂濟額及一般會計移用額の內譯を示せば左表の如し。

臨時軍事費支出額科目別表

| 科目 | 歳入歳出決算書 | | |

科目	合計	退職賜金及退職給與金	官吏以下臨時手當	布哇日系人調査補助費	油田鑛業調査費	臨時軍事費特別會計ヘ繰入	計	陸軍省所管	海軍省所管	合計	陸軍省所管	海軍省所管	合計
	豫算額ノ内	豫備費支出額				上海陸軍共同作戰費		超過豫備費支出豫算		計			
	支出										一般會計ヘ移換額		
大正二年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
三年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
四年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
五年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
六年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
七年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
八年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
九年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
一〇年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
一一年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
一二年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
一三年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
一四年	一、三五〇、〇〇〇円	一、三五〇、〇〇〇円											
合計	一八、九〇〇、〇〇〇円	一八、九〇〇、〇〇〇円											

臨時軍事費支出濟額及一月當平均額表

比較的多額に上りしも、大正七年度より大正十一年度迄は印度洋・地中海・西比沿海州及南洋方面其の他の他國軍に在りて比利亞撤兵の完了せる大正十二年度以後に於ては、此等各年度に於ける支出額は大に減少し、大正十二年度以降は更に少額に降りたり。

今參考の爲め右支出濟額の年別金額及一月當平均額を揭ぐれば左の如し。

第二項　各省臨時事件費の支出

各省臨時事件費は既述の如く之を一括して臨時事件豫備費の名目の下に、大正三年度以降同九年度に至る七箇年間、毎年度一般會計に計上せられしものにして、其の支出勅裁濟額は合計六億六千七百十二萬六千百五十九圓百十九萬千七百六十八圓に達せり。卽ち之を其の豫算額合計六億七千七百十二萬六千百五十九圓

に比すれば、九百九十三萬四千三百九十一圓を減少せり。而して右支出勅裁濟額の中實際に於て支拂濟となりたる金額は、合計六億五千十八萬七百三十五圓にして、之を支出勅裁濟額に比すれば千七百一萬千三十三圓を減じ、又之を豫算額に比すれば二千六百九十四萬五千四百二十四圓を減少したり。今右各省臨時事件費を以て支出せられたる主なる科目を擧ぐれば、外務省所管に在りては在留帝國臣民避難救護費・西比利亞經濟援助事務費・西比利亞窮民救助費・講和會議參列費・國際聯盟事務局費分擔金・機密費等、內務省所管に在りては下士兵卒家族救助費・臨時警察費・臨時製藥調査費・醫藥品原料買入費等、大藏省所管に在りては軍用手票製造費・臨時事件公債證書製造發行費・小額紙幣製造費・戰時利得稅徵收費・鹽再製工場其他新設費・貨幣類遞送費等、陸軍省所管に在りては臨時事件行賞費・山東鐵道經營に關する諸費・陸軍砲兵工廠設備擴張費・西比利亞及北滿洲鐵道管理費等、海軍省所管に在りては與國政府より受託の兵器製造費・商船武裝兵器費等、司法省所管に在りては特殊權利審査會費等文部省所管に在りては時局教育資料調査費・中央氣象臺臨時出張所費等、農商務省所管に在りては戰時海上保險事務費及補償金・臨時商品販路擴張調査費・戰時海上再保險金・米穀管理補給金等、遞信省所管に在りては臨時通信費・海外電信支拂金・行賞賜金取扱費等にして、此の外各省所管を通じて支出せられし經費は、物價騰貴に基く官吏以下の臨時手當竝に物品購買費其他の補足等なりとす。今右各省臨時事件費の豫算額・支出勅裁濟額及支拂濟額竝に之に對する財源を、各年度別に比較對照すれば左の如し。

區別	大正三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	合計
豫算額	二、八七一、六〇三円	二九、五七一、一三九円	三六、〇九二、一四〇円	八二、〇〇〇、〇〇〇円	一五二、八九二、四三九円	三〇三、〇九八、八三九円	七〇、〇〇〇、〇〇〇円	六七一、二六一、七八八円
支出勅裁濟額	二、八七一、六〇三	二九、五七一、一三九	三六、〇九二、一四〇	七六、三三一、八〇三	一四九、四四九、八五〇	三〇三、〇九八、八三九	六八、〇四一、三五六	六六七、二九一、七八八
支拂濟額	四、六七九、〇一五	二六、四三一、七三三	三七、四八九、六二一	六六、六四八、八五九	一四九、二九二、二四〇	二九六、六四一、一三六	六六、〇四〇、一七〇	六五〇、一八〇、七三五
右に對する財源								
特別收入	八四五、七四九	三三、五二五、四一九	三〇、四三一、八〇七	三四、〇九九、一四〇	一四九、二九二、二四〇	三〇三、〇九八、八三九	四九、三一九、八四六	四六八、三五五、一七三
普通財源	三、八三三、二六六	△一〇三、六九七	△九三一、一八六	三二、〇〇〇、〇〇〇	一七、三二四、二六七	二九、六四一、一三六	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二六、七二四、五三五
特別會計資金繰替借入金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇

（備考）一、圓位以下切捨とす。
二、支拂濟額中には前年度繰越額を含む。
三、△印は流用減額とす。

更に右支拂濟額を各所管省別に示せば左の如し。

所管別	大正三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	合計
外務省	一、二六六、三〇四・六三円	六、三三、九二四・三七三	七九八、五二九・五五四	一、九〇二、二八八・四五二	五、二六五、四〇三・六四六	一五、七四六、二五四・八九八	三、八〇〇、八五七・〇八一	二九、四二三、四八五・五四五
內務省	三三、八三三・二六〇	二四三、〇〇九・一一〇	一六三、七三五・八五〇	六一七、九〇三・五五〇	三、三〇三、七五三・六六三	八、二九八、九三一・七四四	二、七四一、八九九・三四〇	一五、七〇一、八六二・五〇九
大藏省	八八、六七四・九二〇	一、七〇五、八九〇・八九〇	一、八四四、六三六・三九三	一、一〇六、九四四・五一七	六、一九六、四三三・八四四	五五、〇〇〇、八三三・八六三	二五、五八四、三五三・九二一	
陸軍省	一、九八五、三八七・八七	一七、二九四、四六一・二八一	九、一九四、七六九・九〇三	一四、四一一、三〇一・一四〇	三〇、三八一、六三二・二八	一四、一三三、三六二・六三三	一四〇、一四二、〇八五・四九三	
海軍省	〇	二、三九九、三二二・五九三	二、一四四、九〇五・七三五	二九、七九五、四五四・四八一	七、九一四、二〇九・八八三	二、一三三、六二二・六三三	一四五、四二四、一〇七・五九五	
司法省	九五〇、〇〇〇	三四〇、四四一・六九〇	八八、九六六・〇〇〇	二、七三〇、八四四・六九〇	一、一四三、六〇九・二六〇	二、二六一、一三二・六〇一	二一、二九二、四四一・七六〇	
文部省	五二、一七七・七九〇	四五五、五九〇・〇〇〇	二、五七一、三八九・二一〇	一、七二二、六四〇・七四五	五、三五八、一五九・〇五五	五、六三五、一八八・三四五	二、三四四、九九八・九三〇	一〇、一〇一、六四八・二四〇
農商務省	一三三、八九二・三五八	三、五七八、二六三・三三八	二、五七一、三八九・二一〇	九四一、七二七、〇三九・八八八	九三、一五六、〇五六・八〇五	二、四四五、〇八三・九三四	一七、〇二九、〇八五・四九三	一六〇、八二九、一〇二・五一七
遞信省	九四一、七九六・四四七	六五五、二五九、九九七・八	六八二、四四一、七七二・六	三五、二五九、八六一・三九九	九三、一五六、〇五六・八〇五	一四、三五二、八一一・九七四	八一、四〇四、六五三・七三六	八一、四〇四、六五三・七三六
合計	四、六七九、〇一五、八五九・七五〇	六二、四四三、七三二、六三八	六五、四八九、六二一、七三六	一四四、六四八、八五九、二九二	二九六、六四一、一三六、七二六	六六、〇四〇、一七〇、七三二	三三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

第七款　臨時軍事費の終結

大正七年十一月歐洲大戰の終熄と共に我國の對獨軍事行動も終局を告げ、爾後は西比利亞及薩哈嗹州兩方面に於ける軍事行動を存するのみとなりしが、大正十一年十月西比利亞及北滿洲方面に派遣せられたる我軍隊が全部の撤收を完了したる後に於ては、單に薩哈嗹州派遣軍の駐屯を殘すのみとなり、從つて臨時軍事費の支出は逐次減少し、最早特別會計を存置するの必要殆ど之れ無きに至りたり。然るに本特別會計に於ては、臨時軍事費支辨財源の過半を借入金及公債の發行に依るの豫定なりし處、大正九年度以降に於ては、他の公債の發行輻輳せしと我國經濟界の變化とに依り、臨時軍事費公債の發行に便ならざるものあり、他面に於て當時多額の國庫剩餘金を存せしを以て、臨時軍事費の歳出は之に依り繰替支辨するを得たるに依り、公債の發行自然に遲延せしが、大正十二年九月關東大震災の後は之が發行甚だ困難の狀況に陷り、所要の借入金及公債募集金の一部は遂に之を調達することを得ざるに至り、爲に本特別會計を終結せしむることを得ず、未整理の儘荏苒存續して大正十四年に至れり。然るに同年政府は補助貨幣改鑄益金の內を以て敎育改善及農村振興基金を創設することとし、之と共に該基金中より本特別會計へ臨時軍事費公債未募集額一億四百五十萬圓を借入し、更に一般會計より國庫剩餘金を財源として一千萬圓繰入れを受けて、其の不足額を補塡し、以て本特別會計を終結せしむるの計畫を樹てたり。玆に於て大正十四年三月第五十囘帝國議會に於て、之が實行に必要なる豫算竝に法律案と共に、本特別會計終結に關する法律案を提出して其の協贊を經大正十四年三月法律第三十四號を以て左の如く之を公布したり。

法律第三十四號（大正十四年三月三十一日）

第一條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ年度ハ大正十四年四月一日ヲ以テ終結ス

第二條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歳出ノ出納ニ關スル事務ハ大正十四年七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第三條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費ノ支辨ニ係ル工事、製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ノ經費ニシテ其ノ會計年度內ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得一時賜金ノ支出ヲ終ラサルモノニ付亦同シ

第四條　前條ニ規定シタルモノヲ除クノ外大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費支辨ノ諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ又ハ支拂ノ義務ヲ生シ其ノ會計年度內ニ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未濟ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シ使用スルコトヲ得

第五條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ之ヲ一般會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第六條　大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歳入歳出決算ニシテ大正十二年九月ノ震災ニ因リ成規ノ樣式ニ依ルコト能ハサルモノニ付テハ特別ノ樣式ニ依ルコトヲ得

第七條　政府ハ大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ歳入歳出決算ヲ調製シ大正十四年度歳入歳出ノ總決算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右と同時に勅令第四十九號を以て本特別會計の整理に關する一切の收支を完結し、之が決算を特別會計歳入金の受入は四月三十日限、歳出金の支拂は五月三十一日限とし、期限後の歳入は一般會計の歳入に組入るるものとし、大正十四年七月三十一日を以て本特別會計の主計簿を締切ることと定めたり。

政府は右法律及勅令の規定に基き、臨時軍事費特別會計に關する一切の收支を完結し、之が決算を調製したり。今之に依れば本特別會計の歳入決算額は九億五十四萬六千三百七十五圓九十六錢三厘、歳出決算額は八億八千百六十六萬千七百五十三圓六十五錢四厘にして、歳入歳出差引千八百八十二萬四千六百二十二圓二十八錢二厘の剩餘を生じ、該剩餘金は大正十四年法律第三十四號に依り、大正十四年度一般會計の歳入に繰入したり。歳入の決算額九億五十四萬六千三百七十五圓九十三錢六厘を以て、其の豫算額七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓に對比すれば、一億四千五百七十六萬九千三百八十三圓九十三錢六厘を增加し、豫算額と豫算外收入豫定額との合計九億千九百八十萬四千四十三圓に對比すれば、千九百二十五萬七千六百六十七圓六錢四厘を減少せり。又歳出の決算額八億八千百六十六萬千七百五十三圓六十五錢四厘を以て、其の豫算額七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓、歐洲事件費より移換へたる額千二百五十一萬八千七百六十九圓、豫備費外に豫算超過支出を爲したる額一億五千二百五十萬八千二百八十二圓、合計九億千九百八十萬四千四十三圓に對比すれば、三千八百十四萬二千二百八十九圓三十四錢六厘を減少せり。而して右減少額三千八百十四萬二千二百八十九圓三十四錢六厘の中、千七百七十萬六千三百五十八圓七十五錢七厘は、大正十四年法律第三十四號第三條及第四條に依り大正十四年度一般會計に移し使用することと爲せしを以て、差引二千四十三萬五千九百三十圓五十八錢九厘の豫算不用額を生じたり。依つて前記歳入歳出差引剩餘として大正十四年度一般會計歳入に繰入れられたる金額千八百八十八萬四千六百二十二圓二十八錢二厘より、右一般會計移用額の財源に充つべき金額を差引くときは、其の殘額百十七萬八千二百六十三圓五十二錢五厘が、卽ち臨時軍事費特別會計の純剩餘金として他の目的に使用し得べき額なりとす。尙臨時軍事費特別會計に於て豫備費より豫算超過支出を爲したる金額は、五千六百八十一萬七千九百十六圓にして、之を其の豫算額六千萬圓に對比すれば、三百十八萬二千八十四圓を減少せり。今臨時軍事費特別會計歳入歳出決算額と其の豫定額とを對照すれば左の如し。

臨時軍事費特別會計收支計算表

科目	豫定額 豫算額	豫定額 豫算外收入豫定額	豫定額 計	決算額	豫定額に比し增減（△）
歳入					
第一款　軍資金					
第一項　一般會計繰入	七五四、七六六、九九二・〇〇〇 円	一六五、〇二七、〇五一・〇〇〇 円	九一九、八〇四、〇四三・〇〇〇 円	九〇〇、五四六、三七五・九二六 円	△一九、二五七、六六七・〇七四 円
第二項　雜收入	一三〇、五七八、〇三五・〇〇〇	一六五、〇二七、〇三一・〇〇〇	二九五、六〇五、〇八六・〇〇〇	三〇五、六〇五、〇八六・〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
第三項　官有物拂下代	三、二九九、一一〇・〇〇〇	〇	三、二九九、一一〇・〇〇〇	一一、〇六六、五二七・八〇三	七、七七一、四〇七・八〇三
第四項　事業收入	一七、七六五、六三・〇〇〇	〇	一七、七六五、六三・〇〇〇	二四四、三三四、七七一・八八六	六、四六九、一四九・八八六
第五項　借入金及公債募集金	二、八六二、一七五・〇〇〇	〇	二、八六二、一七五・〇〇〇	二、六三五、三八八・九七一	△　三二六、七八六・〇二九
第一目　借入金	五九九、一一〇、三四四・〇〇〇	〇	五九九、一一〇、三四四・〇〇〇	五五五、七八一、一〇五・六八七	△　四三、三二八・三三五
	三四〇、七五五、四六七・〇〇〇	〇	三四〇、七五五、四六七・〇〇〇	二一四、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	△　三六、二五五、四六七・〇〇〇

科目	豫定				決算額		豫定額に比し増減（△）
	豫算額	豫算外收入豫定額	計				
第二目　公債金	二五八、三六四、八七七、〇〇〇円	〇円	二五八、三六四、八七七、〇〇〇円		一四二、二九八、七〇五、六七四円		一八二、九三、八八六、八七四円
第六項　薩哈嗹州軍政收入	一、一五一、六九六、〇〇〇	〇	一、一五一、六九六、〇〇〇		一、〇八五、八一七、九四〇		△六五、八七八、〇六〇
第七項　官有物貸下料	〇	〇	〇		一〇八、〇〇〇、〇〇〇		一〇八、〇〇〇、〇〇〇
震災に因り項不明	〇	〇	〇		〇		二、〇七七、六五〇

科目	豫算額	豫算決定後增加額	計	決算額	一般會計へ移換額	不用額
歲出						
第一款　臨時軍事費	七五四、七七六、九九二、〇〇〇円	一六五、〇一七、〇五二、〇〇〇円	九二九、八〇四、〇四三、〇〇〇円	八八一、六九一、七五三、六五四円	一七、七〇六、三五八、七五七円	二〇、四三五、九五〇、三八九円
第一項　臨時軍事費	六九四、七七六、九九二、〇〇〇	三三一、八四四、九六七、〇〇〇	九二六、六二一、九五九、〇〇〇	八八一、六九一、七五三、六五四	一七、七〇六、三五八、七五七	一七、三五三、八四六、三五九
第二項　豫備費	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	△三五、八一七、九六六、〇〇〇	三、一八三、〇八四、〇〇〇	〇	〇	三、一八三、〇八四、〇〇〇

（備　考）一、豫算外收入豫定額一六五、〇二七、〇五一圓は歐洲事件費より移換額及豫備費外豫算超過支出額の財源として、一般會計より實行豫算上竝に第二豫備金、臨時事件豫備費及國庫剩餘金より繰入豫定のものにして、借入金及公債募集金に據るの爲一般會計より大正十三年度追加豫算に依り繰入たる一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓は之を含まず。

二、豫算決定後增加額は豫備費支出額、歐洲事件費より移換額及豫備費外豫算超過支出額を合計せるものなり。

臨時軍事費特別會計決算は會計檢査院の檢査報告と共に、昭和二年二月十八日第五十二回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては大正十四年度決算と共に之が審議を行ひ、三月二十四日委員長磯部尙は本會議に於て、決算委員會に於ける審議の經過及結果を報告したり。今其の中臨時軍事費に關する點を抄錄すれば左の如し。

「決算委員會に於て愼重審議を盡して得たる結果は、臨時軍事費に對する會計檢査院の檢査報告に於ける批難件數十九件の中、政府が會計檢査院の報告を是認したるもの、及決算委員會に於て不法又は不當と決定したるもの十件、政府に注意を與ふべきものと決定したるもの二件、政府の辯明を承認せるもの七件なり。次に臨時軍事費決算竝に陸軍機密費の點に關する問答の主要なるものを報告すべし。臨時軍事費決算に關し先づ柏田委員より、大正九年八月頃より臨時軍事費中の金を當時の陸軍大臣・次官其の他高官の人々の名義を以て、三井・三菱・安田其他の銀行に對し、一口二十萬圓乃至八十萬圓宛の定期預金を爲せる事實の有無に關し質問あり。宇垣陸軍大臣は之に對し、陸軍の關する限り斯かる事實斷じてなしと聲明したり。尋いで柏田委員は、元來機密費なるものは其の當時に於てこそ、之が費途は過去に屬し決算迄議會に提出せらるる以上、二千四百萬圓と云ふが如き巨多の金額は、唯單に之を機密の費途に使用せりと云ふに止めず、其の詳細を公表しては如何と質問し、之に對し宇垣陸軍大臣は、固より機密費中にも永久に秘密として葬るの必要なきものは多々之れ有るべしと雖も、現在西比利亞出兵の結末は未だ完結せず、北京協約等を見るも後日の協定に讓られ居る點ありて、未だ日露の過去に於ける交涉關係が終結を告げたりと稱する時期に到達せざるを以て今之を公表することは國家の爲にも國民の爲にも不利なりと信ずと答へたり。次に又柏田委員より、臨時軍事費歲入決算明細書中雜入の部に於て、外國金塊輸送に依る報酬其他として四百十四萬餘圓の記載あるも、之は當時西比利亞に於て露西亞軍團の金貨若くは金塊を、日本軍が輸送を託されたる手數料なるやとの質問ありしに對し、右は世界大戰の初期に英吉利政府が露西

亞政府に多額の軍需品を供給し、其の代金として領收せし金貨六千萬磅ありしが、英政府は右金塊を露西亞に於て所有することに非常なる不安を感せしも、西歐羅巴を經て輸送することは困難なりしを以て、我國に對し軍艦を以て之を前後四回に亙りて、浦鹽斯德より亞米利加へ輸送せんことを求め、我國は之に應じたる爲に領收せる手數料なりとの答辯あり。更に又柏田委員より、チタの西、バイカル湖の東、ウエルフネウヂンスクに於て約一千萬圓の砂金を日本軍隊が關係して預りし如き事實在りやとの質問に對し、宇垣陸軍大臣は右の如き事實毛頭なしとの答辯ありしも、他の政府委員より右は左の如き事實の誤聞に非ずや、卽ち大正九年二月に過激派攻擊の途に上りしカルニコフが、沿海州のハバロフスクに出發するに際し、其の所持せる金塊を携行すること困難なりし爲に、其の附近に駐屯せし日本軍憲に一時之を委託し、山田少將之を預りしが次で派遣軍の五味大佐が經理部長道家主計監と共に、連帶責任を以て之を管理することと爲し朝鮮銀行浦鹽支店に之が保管を委託したり。後右金塊は朝鮮銀行下關支店に輸送せられしが右は大正十五年三月に至りカルニコフの參謀長ザイッキー少將に對し、嚴重に檢査の上封緘の儘之を還付せる事實あり。質問は或は此の事實を指すものに非ずやとの答辯にて落着したり。尙第十一師團の指宿大尉がカルニコフの陣營より五袋の砂金を押收せしことあるも、之れ亦上司に於て調査の結果カルニコフの所有物なること判明し、大正十二年三月二十七日關係者立會の上にて、歩兵第三十聯隊長菅大佐の與へし預り證と引換に、封印を檢査して預りし儘の二百十六貫四百匁の金塊を、ザイッキー少將に還付せし事實もありとの事なりき。此等の事實に關しては清瀨委員よりも可なり綿密なる質問ありしが、宇垣陸軍大臣は之に對し、清瀨委員は西比利亞方面に於て我軍が金塊を鹵獲せしやの疑問を有せるものの如くなるも、斯かる事實は斷じて無し。金塊事件なるものが依然疑雲に包まれ、陸軍要路の或者が之を着服せるが如き疑念を懷く者ありては、軍人の士氣の上に暗影を投じ、其の忠勇義烈の心に皹を生ずるの虞あり、責任ある行政當局として余は斯かる事實の斷然無きことを闡明す。司法官憲に於ても種々調査の結果何等犯罪に類する事實なきことを認めて、不起訴の決定を爲せるに非ずや、願はくば余の言ふ所を信ぜられんことをと、明確に聲明したり。次に機密費の性質に就ては、清瀨委員と政府との間に可なり多くの問答交換せられしが、要するに之に關する政府の見解は、機密費は會計檢査院法に從ひ會計檢査院の檢査を經ざることを以て特色と爲すものにして、政府の行動が機密に亙りて、之を外部に發表することは國家の不利益となるべき場合には、一般會計たると特別會計たるとを問はず、之を機密費として豫算に計上するものなり。豫算の編成に當りて機密費の如き特殊の性質を有せるものは、成る可く之を立法科目たる款項に計上すべきものにして、一般會計の經常部の豫算に於ては、勿論此の原則に依るを常とするも、臨時部に於ては金額の少き關係もあり、又款項の區分の困難なる事情もあるを以て、所謂行政科目たる目に於て計上することも之れ有りと雖も、項たると目たるとに拘らず機密費の性質に變化あるものに非ずと云ふに在りたり。次に又議會の協贊を經て機密費を設くるは差支なしと雖も、議會の協贊を經すして之を設くるは不都合ならずやとの質問に對し、政府は議會の協贊を經すして機密費を設くる場合二あり、一は第二豫備金を以て支出したる經費の中に機密費を設くる場合にして、他は所謂責任支出を爲したる場合其の中に機密費を設くる場合なり。而して責任支出に就ては暫く之を措くも、第二

豫備金なるものは、豫算を以て事前に協賛を經ることを得ざる場合を想像して、斯かる突發事件發生に際しては、所定金額の範圍内に於て之を支出するの權能を政府に與へしものなるを以て事苟も機密を要し、而も豫算に於て豫想することを得ざりし事件の爲に要する費用は、之を機密費として第二豫備金中より豫算外の支出を爲すことは、何等差支あるものに非ずと答辯せり。更に又議會に對し臨時軍事費として協賛を經たる後、當局が其の一部を恣に機密費と稱して使用すれば、檢査院も議會も最早之に對しては一指も染むることを得ざるに非ずやとの質問に對し、政府は斯かることは有り得べからざる所にして、臨時軍事費中より機密費を支出する場合には、陸海軍大臣より軍の目的を達する上に必要にして、而も之を外部に發表することの國家の爲不利なる所以を說明して、大藏大臣に内議し、大藏大臣は愼重に審査して、事實已むを得ざるものと認むる場合に限り之に承認を與へ、然る後陸海軍大臣の提出せる要求書に意見を附して閣議に提出し、其の決定を經て更に裁可を仰ぐの手續なるを以て、軍當局が恣に機密費なる目を設置して、自由に之を費消するが如きことは行はれ得べき所に非ずと答辯したり。然れども機密費なるものは動もすれば世人の疑惑を惹起する性質のものにして、而も之を事前に充分に監督せんとすれば機密なる機能を害することとなり、又一面に於て當該官吏の責任觀念を輕からしむる弊害をも生ずるを以て、之を如何に處置すべきやは相當研究を要する問題たるを失はず。故に委員會に於ては種々論議の末、結局松浦委員より提出せる左記の希望決議を可決したり。

本委員會は臨時軍事費決算の審査を爲したる結果に鑑み、政府は此種の出納に關しては會計檢査院其他の機關をして、適當なる檢査監督を爲し得べき方法を調査研究せられんことを望む。

右の希望決議を附したる上、右臨時軍事費特別會計決算は之を承認することに決したり。」

委員長報告の後討論に入り、清瀨一郎は臨時軍事費決算中機密費の支出に關し反對の演說を爲せしが、右演說中議場喧囂を極めし爲め遂に散會となれり。翌二十五日本案の議事を繼續し、清瀨一郎は引續き反對の演說を爲し、次で磯部尙は之を反駁して委員會の決議に贊成の演說を爲し、續いて鳩山一郎は所謂機密費問題及金塊問題に就て當局大臣に質問し、之に對して司法大臣・陸軍大臣・内閣總理大臣の答辯ありて後、討論終結となり、採決の結果多數を以て委員長報告の通可決確定したり。

貴族院に於ては三月二十四日決算委員長侯爵中御門經恭は、決算委員會に於ける經過及結果を本會議に報告せしが、今其の中臨時軍事費の決算に關する部分を抄出すれば左の如し。

『臨時軍事費の決算に就ては、委員會に於て政府に對し將來の注意を促すべきものと認めしもの六件にして、其の他は異議なしと議決したり。尤も軍事費中機密費支出の内容に就ては、委員の質問に對し陸軍大臣の答辯ありしが、今其の答辯の大要を述ぶれば次の如し。卽ち此の機密費は大正三年より同十四年に亙りて支出せしものにして、其の額約二千四百萬圓なり。其の使途に就ては或は目的以外に使用せられしことなきや、或は個人が之を私せしことなきや等の點に就き、世上頻に論議せらるる所あり、當局としては事態の重大なるに鑑み、鄭重且詳細に之を調査する所ありしが、何等使用の目的以外に支出せられし形跡なく、又個人が之を私せし如き事實も之を發見することを得ず。尙此の問題は過去の陸軍當局たりし二三者を對象として、司法部に告訴を提起せられしことありて、司法部に於ても搜査を遂げしも、何等犯罪を構成すべき證跡を

認めずとして不起訴の處分となれり。世上或は本問題の爲に、軍隊の士氣に惡影響を及ぼすことなきやを憂慮するものあるも、軍隊に於ては行政當局の言明及司法部の處分に信賴して、何等の懸念をも懷く所なし。尙又臨時軍事費決算が議會に提出せられし上は、其の用途の全部は之を發表するを得ずとするも、重要なる二三の部分は之を發表して、世上の疑惑を解きては如何との意見も存すと雖も、當局としては其の時期到來すれば敢て發表を妨げざる事項は多々之れあるべきも、今日に於ては未だ其の內容の一部にても發表することは、國家の爲め寧ろ有害なりと認む云々』

次に男爵阪谷芳郎は、臨時軍事費中機密費の使途に就ては今日尙之を聽くことを得ずと雖も、他日政府に於て其の內容を說明せらるる場合に於て、其の內容に就き疑問を存するときは、再び之を問題と爲すことを得との條件を附して、今回は委員長の報告通承認すべしとの意見の提出あり。斯くて採決に入り異議なく委員長報告通可決確定したり。

尙臨時軍事費特別會計豫備費の支出に就ては、政府は之が事後承諾を求むる爲め、之が調書を大正十五年三月第五十一回帝國議會に提出し、衆議院の議決を經たりしも、貴族院に於て審議未了に終りしを以て、更に翌昭和二年三月第五十二回帝國議會に提出し、兩院の承諾を經たり。

次に臨時軍事費特別會計の終結に際し、同特別會計の終結に關する大正十四年法律第三十四號第三條及第四條の規定に依り、大正十四年度一般會計に移用せられし金額千七百七十萬六千三百五十八圓七十五錢七厘は、尙臨時軍事費なる費目の下に之を各費途に支出せしが、其の中實際に於て大正十四年度中に支出濟となりし金額は、千七百二十六萬九千七百二十圓三錢五厘にして、殘餘の金額四十三萬六千六百三十八圓七十二錢二厘は遂に不用に歸したり。今其の內譯を示せば左の如し。

所管別	一般會計移換額	支出濟額	不用額
陸軍省	一六、九七七、〇〇五・一五〇	一六、六二〇、九一二・九三三	三五六、〇九二・二一七
海軍省	七二九、三五三・六〇七	六四八、八〇七・一〇二	八〇、五四六・五〇五
合計	一七、七〇六、三五八・七五七	一七、二六九、七二〇・〇三五	四三六、六三八・七二二

右一般會計に移用したる臨時軍事費の支出濟額を、臨時軍事費特別會計に於ける支出濟額に加算するときは、臨時軍事費の支出總額は陸軍省所管六億四千八十四萬二千四百六十三圓十九錢四厘、海軍省所管二億五千八百八萬九千十圓四十九錢五厘、合計八億九千八百九十三萬千四百七十三圓六十八錢九厘となるの計算なり。

尙本特別會計終結の際に當りては薩哈嗹州派遣軍の撤收未だ完了せず、其の他臨時軍事の殘務に關し其の後に於て經費を必要とするものを存せしが、政府は此の種の經費に就ては、之を一般會計の歲出に計上することと爲し、卽ち第五十回帝國議會に提出せる大正十四年度追加豫算中に於て、陸海軍兩省所管合計五百八萬四千六百十五圓、第五十一回帝國議會に提出せる大正十五年度總豫算及同追加豫算中に於て、陸海軍兩省所管合計十九萬五千圓を、夫々臨時軍事殘務費として計上し、議會の協贊を經たり。而して右經費の中其の年度中に使用を終らざる分は、翌年度に繰越し使用せられしが其の決算額は大正十四年度は四百三十三萬四千五百三十九圓三十錢六厘、同十五年度は二十四萬八千二百三十九圓八十二錢、昭和二年度は一萬千七百五十八圓三錢、合計四百五十九萬四千四十八圓十五錢六厘に達せり。右經費を以て支出せられたる主なる科目は、陸軍省所管に在りては殘務處理費、退職賜

金及退職手當·行賞一時賜金等にして、海軍省所管に在りては殘務處理費·油田調査費·退職賜金及退職手當等なりとす。今本經費の豫算決算額を比較對照すれば左の如し。

所管別	大正十四年度		同十五年度		昭和二年度		合計	
	豫算額	決算額	豫算額	決算額	豫算額	決算額	豫算額	決算額
陸軍省	円、五五六、三五五	円、二三一、九六〇·〇六	一七四、九三	三六、七四一·五四〇	〇	三、一九·一七〇	円、七三一、二七	円、五七一、七五·七六
海軍省	五六、二六〇	二〇二、二五五·二三〇	二〇、〇六八	一一、四九八·八六〇	〇	八、五九八·八六〇	五四八、三三八	三三、三四二·三七〇
合計	五、〇八四、六一五	三、三四四、〇五〇·三〇六	一九五、〇〇〇	二四八、三五九·八三〇	〇	二一、七八·〇三〇	五、二七九、六一五	四、五九四、〇四八·一五六

（備　考）昭和二年度に於ける臨時軍事殘務費は、前年度繰越額を以て支拂せり。

第五章　豫算純計

第一節　緒　言

我國の會計制度に於ては一般會計の外に多數の特別會計を存し、各會計毎に夫々特別の收支計算を行ふものなるが故に、其の歲計豫算は複雜を極め、或は一の會計に於て歲出に計上せらるる金額にして、他の會計の歲入に入るものあり、或は一の會計の歲入にして他の會計の歲出に依りて支拂はるるものあり、或は又同一會計中に數箇の勘定を有するものに在りては、其の勘定相互の間に於て收支計算の重複するものあり。故に之を國庫の歲入歲出の總體より觀るときは、同一の金額が重複して通算したるものは、眞の歲入歲出の總額を示すものに非ずして、此の通算額より前述の如き各種會計相互間に收支の重複する金額を控除することに依り、始めて眞の歲入歲出額を知ることを得べきなり。之れ卽ち豫算の純計と稱せらるるものなり。是を以て政府が帝國議會に豫算を提出するに當りては、之と同時に豫算の純計をも提示し、以て眞の歲計總額の觀察に備ふべしとの意見は、從來常に唱へられし所なりと雖も、右の如き純計の計算は極めて困難にして、絕對の正確を期することを得ざるのみならず、豫算純計なるものの意義及內容に就ても、必ずしも之を一定し難きものあるを以て、政府は之が調査の結果を公表することなかりしが、大正十四年度に至り前述の如き一般の要求に鑑み始めて之を發表し、爾後每年引續き之を調製公表することと爲したり。但し右は單に政府が豫算研

究の參考資料として試に調製せる所を發表せるに過ぎずして、固より之を以て確固不動のものと爲すものには非ざるなり。

右の如き豫算純計を調製するに當りては、政府は調査の方針として、一般會計及各特別會計の歳入歳出の單純なる集計額より

(一)一般會計及各特別會計（帝國鐵道特別會計の如く同一會計中數箇の勘定を有するものは其の各勘定）の全部が一の會計に併合せられ、一箇の豫算として編成せられし場合に於ては、其の歳入又は歳出として計上せられざるべき金額

(二)各會計全部が一個の會計に併合せられし場合に於ても、尚歳入歳出として計上せらるべき金額にして、且其の歳出の結果が國庫の收入となりて國庫以外に出でざるもの、及其の歳入が國庫より受入れられ國庫以外より支拂はれざるものの中、豫算上又は豫算の參照書中竝に政府內部に於て豫定の明かなる金額

を控除したる數字を以て豫算の純計額と爲すことと定め、此の方針に基きて每年度の純計を調製したり。政府發表の純計額は右の如き方針に依り調製せられしものなるを以て、從つて之を以て(一)各會計を通じての國民負擔の總額を表はすものと稱すべきに非ず。何となれば(イ)本純計額に於ては國家政務の目的を達するに必要なる眞の經費に充てらるる歳入にても、官業及官有財産收入の大部分、土地又は物品等の賣拂代、利子收入、公債金等、國民の負擔と稱し難きものの控除せられざるものを多數存するのみならず、(ロ)所謂通り拔け勘定にして假の歳入歳出とも稱すべき諸拂戻金及之に對應する歳入、卽ち內國稅及關稅の拂戻金及其の原因たる租稅收入、外國電報料に關する海外信支拂金及之に對應する電信收入、鐵道の連帶運輸收入、荷物引換代金收入受入及之が拂戻金の如きものは、之を控除しあらざるを以てなり。(二)更に又本純計は當年度豫算に於て國庫より受入れられたる歳入の總額及國庫へ支拂はるる歳出の總額を控除し、其の結果として國庫以外より受入れらるる歳入の總額、又は國庫以外に支拂はるる歳出の總額を示す意味の純計調なりとするを得ず。何となれば(イ)本純計額に於ては、國庫より支拂はれ國庫に受入れらるるものの中、豫算上及豫算編成の手續上特に其の金額を豫定せざるもの、卽ち郵便電信及電話收入、官營鐵道運賃收入、森林收入竝に關稅收入等の中國家の歳出より受入れらるるものは、其の歳入及歳出金額とも之を控除しあらざるのみならず、(ロ)此の外前年度剩餘金繰入、前年度歳入殘餘繰入の類、國庫金が其の運用として國債に應募せらるる場合の公債金の歳入、大藏省預金部の資金に拂込まれ又は同資金より受入れらるる歳入等は、其の性質上之を控除せざるを可と認めて、控除しあらざるを以てなり。

以下の諸節に於て政府の發表に係る大正十四及十五兩年度豫算の純計調を掲ぐべし。

第一節　大正十四年度豫算純計

大正十四年度に於ける一般會計の豫算總額は歳入歳出とも十五億四千九百八十一萬四千七百八十六圓、各特別會計豫算總額は歳入三十二億九千六百六十四萬二千四百四十四圓、歳出二十九億八千千二百三十圓、歳出四十五億三千六百萬八千七十六圓、歳入四十八億四千六百四十五萬七歳入十四億千七百七十九萬百六圓、歳出十一億三千三百四十五萬七千五百九十二圓にして、差引豫算

大正十四年度歳入歳出豫算純計調

右計算並に控除額の内訳を示せば左表の如し。

純計額は歳入三十四億二千八百六十六萬七千百二十四圓、歳出三十四億二百五十五萬四百八十四圓なり。

歳入		歳出	
事項	金額	事項	金額
一、特別會計歳入歳出差引額	一、五四九、八一四、七八六円	一、特別會計歳出歳入差引額	一、五四九、八一四、七八六円
二、特別會計歳入歳出内訳	三、一九六、六四二、四四四	二、特別會計歳出歳入内訳	二、九八六、一九三、二八〇
右ノ内訳	四、八四六、四五七、三三〇	右ノ内訳	四、五三六、〇〇八、〇七六
一、特別會計歳入歳出内訳除額	二八六、三〇四、二四		
一般會計歳入繰入	一三六、〇〇一、四二四		
第三項官有財産收入	一三〇、二七六、二五八		
第四項印紙收入	一、九六七、四六四		
第五項官有建物使用料	二、八三〇		
第六項海軍工廠製品賣拂代	一、三五〇、〇〇〇		
第七項海軍艦艇修理費	一、一〇〇、〇〇〇		
第八項製鐵所賣拂代	一、三〇四、八七二		
一帝國鐵道特別會計繰入金	九、〇〇〇、〇〇〇		
二資本勘定歳入	一五		
第一款第一項官有財産收入	一、三一〇、〇〇〇		
第二項物品收入	一、三〇四、八七二		
第三項雜收入	一、一〇〇、〇〇〇		
第四項官有財産賣拂代	一、一〇〇、〇〇〇		
第五項官有建物賣拂代

歳出		歳入	
事項	金額	事項	金額
一、特別会計 歳入歳出 款朝鮮総督府特別会計 款台湾総督府特別会計 款関東庁特別会計 款樺太庁特別会計 款関東庁及樺太庁特別会計 款関東庁及樺太庁特別会計 款関東庁及

歳出		歳入	
部項	金額	部項	金額
一、大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七円	一、帝室大帝室及帝室校圖書館費	二、三四三、九五八
第一款　大喪及大喪事務費	二、五七六、八九七	第一款　帝室大帝室及帝室事務費	一、三四三、九五八
第一項　大喪及大喪事務費	二、五七六、八九七	第一項　帝室大帝室及帝室事務費	一、三四三、九五八
第一目　大喪及大喪事務費	二、五七六、八九七	第一目　帝室大帝室及帝室事務費	一、三四三、九五八
一　大喪及大喪事務費	二、五七六、八九七	一　帝室大帝室及帝室事務費	一、三四三、九五八
二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
二十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	二十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
三十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	三十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
四十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	四十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
五十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	五十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
六十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	六十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
七十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	七十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
八十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	八十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十一　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十一　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十二　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十二　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十三　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十三　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十四　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十四　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十五　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十五　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十六　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十六　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十七　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十七　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十八　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十八　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
九十九　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	九十九　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八
百　大喪及大喪校圖書館圖書館費	二、五七六、八九七	百　帝室大帝室及帝室校圖書館費	一、三四三、九五八

歳出		歳入	
部項	金額	部項	金額
一、千住錦糸所ヨリ陸軍ヘノ供給代金	三、五七二、二六二	一、千住錦糸所ヨリ陸軍ヘノ供給代金	三、五七二、二六二
一　千住錦糸所ヨリ陸軍ヘノ供給代金	三、五七二、二六二	一　千住錦糸所ヨリ陸軍ヘノ供給代金	三、五七二、二六二
一　一般会計歳出	三、五七二、二六二	一　一般会計歳入	三、八七八、九〇六
一　一般会計歳出	三、五七二、二六二	一　一般会計歳入	三、八七八、九〇六
一　陸軍省所管ノ内	三、五七二、二六二	一　陸軍省所管ノ内	三、八七八、九〇六
一　陸軍ヘノ供給代金	三、五七二、二六二	一　陸軍ヘノ供給代金

歳入			歳出	
事項	金額		事項	金額
一、特別会計歳入	三、三五九、八三二、九一四円		一、特別会計歳出	一、六三九、〇〇〇、〇〇〇円
二、特別会計ヨリ繰入	一、五三〇、〇〇〇、〇〇〇		二、特別会計ヘ繰出	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
三、一般会計ヘ繰入	七七〇、八〇八、〇〇〇		三、一般会計ヘ繰出	七七〇、八〇八、〇〇〇
四、国有財産収入	七、七一八、六三〇		四、国有財産売払代	七、七一八、六三〇
五、国有財産売払代	六、六七九、九六九		五、国有財産譲渡収入	六、六七九、九六九
六、政府資金特別会計ヨリ繰入	七、七八六、二〇〇		六、政府資金特別会計ヘ繰入	七、七八六、二〇〇
七、一般会計ヨリ繰入	七、七八六、二〇〇		七、一般会計ヘ繰入	七、七八六、二〇〇
八、雑収入	一、八〇八、〇八八			
一般会計歳入	三、三五九、八三二、九一四		一般会計歳出	一、六三九、〇〇〇、〇〇〇
特別会計歳入	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇		特別会計歳出	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	五、四八九、八三二、九一四		合計	三、七六九、〇〇〇、〇〇〇
右ノ内訳			右ノ内訳	
一、特別会計歳入	三、三五九、八三二、九一四		一、特別会計歳出	一、六三九、〇〇〇、〇〇〇
一般会計歳入経常部	三、一七二、三〇二、八五七		一般会計歳出	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
第一款　租税及印紙収入	二、六四二、三五〇、〇〇〇		第一款　国債費	四、七四六、二七四、〇〇〇
第二款　官業収入	三五〇、九七一、〇〇〇		第二款　皇室費	一五、〇〇〇、〇〇〇
第三款　雑収入	一七八、八三一、八五七		第三款　国会費	一〇、八四二、〇〇〇
第四款　官有財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇		第四款　裁判費	一九、一八二、〇〇〇
第五款　政府資金収入	一、〇〇〇、〇〇〇		第五款　会計検査費	四、八一二、〇〇〇
第六款　特別会計収入	一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇		第六款　内閣及枢密院費	一、一〇二、〇〇〇
第七款　諸収入	一、〇〇〇、〇〇〇		第七款　賠償償還及払戻金	一、〇〇〇、〇〇〇
第八款　前年度剰余金	一、六一五、一八七、〇〇〇		第八款　予備費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
第一項　帝国憲法第七十二条ニ依ル剰余金	一五四、四三三、五五四			
第二項　決算上ノ剰余金	一、四六一、四五三、四六三			
第九款　諸収入	一、〇〇〇、〇〇〇			
第十款　雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇			
第十一款　公債金	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇			
第一項　公債金	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
第二項　借換公債金	八三〇、〇〇〇、〇〇〇			
合計	五、四八九、八三二、九一四		合計	三、七六九、〇〇〇、〇〇〇

昭和元年度歳入歳出予算純計調

第三節　昭和元年度予算純計

昭和元年度に於ける一般会計の予算総額は歳入歳出とも十六億三千三十八万二千九十一円、各特別会計予算総額は歳入三十一億五千二百八十七万七千九百二十八万二千九十一円、歳出三十一億四千七百四十六万四千九百二十八万二千九十一円にして、一般特別各会計予算合計額は歳入四十七億九千六百三十三万四千九百二十八万二千九十一円、歳出四十七億千三百二十二万四千九百二十八万二千九十一円なり。而して右合計額中より控除すべき額は歳入歳出共に四千四百九十六万二千円にして差引九千百七十八万二千九十一円なり。今右計算並に控除額の内訳を示せば左表の如し。

歳入			歳出	
事項	金額		事項	金額
一、特別会計歳入	三、三五九、八三二、九一四円		一、特別会計歳出	一、六三九、〇〇〇、〇〇〇円
二、特別会計ヨリ繰入	一、五三〇、〇〇〇、〇〇〇		二、特別会計ヘ繰出	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
三、一般会計ヘ繰入	七七〇、八〇八、〇〇〇		三、一般会計ヘ繰出	七七〇、八〇八、〇〇〇
四、国有財産収入	七、七一八、六三〇		四、国有財産売払代	七、七一八、六三〇
五、国有財産売払代	六、六七九、九六九		五、国有財産譲渡収入	六、六七九、九六九
六、政府資金特別会計ヨリ繰入	七、七八六、二〇〇		六、政府資金特別会計ヘ繰入	七、七八六、二〇〇
七、一般会計ヨリ繰入	七、七八六、二〇〇		七、一般会計ヘ繰入	七、七八六、二〇〇
八、雑収入	一、八〇八、〇八八			
一般会計歳入	三、三五九、八三二、九一四		一般会計歳出	一、六三九、〇〇〇、〇〇〇
特別会計歳入	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇		特別会計歳出	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	五、四八九、八三二、九一四		合計	三、七六九、〇〇〇、〇〇〇
右ノ内訳			右ノ内訳	
一、特別会計歳入	三、三五九、八三二、九一四		一、特別会計歳出	一、六三九、〇〇〇、〇〇〇
一般会計歳入経常部	三、一七二、三〇二、八五七		一般会計歳出	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
第一款　租税及印紙収入	二、六四二、三五〇、〇〇〇		第一款　国債費	四、七四六、二七四、〇〇〇
第二款　官業収入	三五〇、九七一、〇〇〇		第二款　皇室費	一五、〇〇〇、〇〇〇
第三款　雑収入	一七八、八三一、八五七		第三款　国会費	一〇、八四二、〇〇〇
第四款　官有財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇		第四款　裁判費	一九、一八二、〇〇〇
第五款　政府資金収入	一、〇〇〇、〇〇〇		第五款　会計検査費	四、八一二、〇〇〇
第六款　特別会計収入	一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇		第六款　内閣及枢密院費	一、一〇二、〇〇〇
第七款　諸収入	一、〇〇〇、〇〇〇		第七款　賠償償還及払戻金	一、〇〇〇、〇〇〇
第八款　前年度剰余金	一、六一五、一八七、〇〇〇		第八款　予備費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
第一項　帝国憲法第七十二条ニ依ル剰余金	一五四、四三三、五五四			
第二項　決算上ノ剰余金	一、四六一、四五三、四六三			
第九款　諸収入	一、〇〇〇、〇〇〇			
第十款　雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇			
第十一款　公債金	二、一三〇、〇〇〇、〇〇〇			
第一項　公債金	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
第二項　借換公債金	八三〇、〇〇〇、〇〇〇			
合計	五、四八九、八三二、九一四		合計	三、七六九、〇〇〇、〇〇〇